

161  
206



改正  
日本商法問答講義

耕雲 福井淳先生纂述

營業登記法並帳簿法  
會社法  
手形法  
破産法  
合本

大坂野正堂印

035378-000-0

特15-365

日本商法問答講義(改正)

福井 淳/著

M26

BBO-0560



161  
206



耕雲 福井淳先生纂述

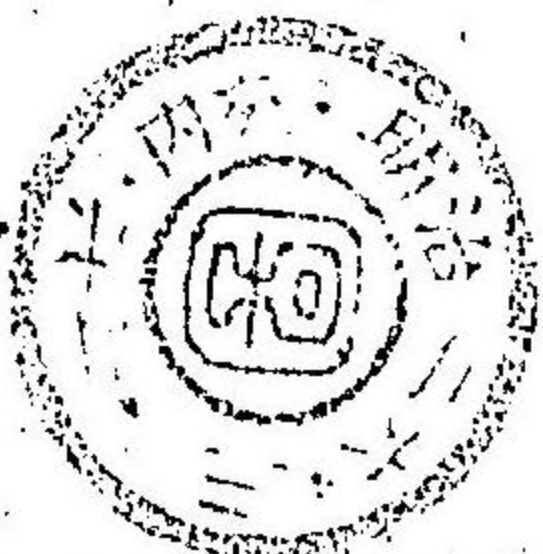
# 改正 泉香法習答講義

商業登記法並帳簿法  
會社法 手形法 破產法  
合本

耕雲編井溥先生纂述

# 改革 商法問答講義

商業登記法並帳簿法  
會社法手形法破產法  
合本



自序

四方八面渺茫澎湃タル大洋中ニ兀然トシテ立ケ星然トシテ礫ノ如キ叢爾  
タル一小島國ヲ狹ミ東ニ米ノ大邦アリ西ニ歐ノ強國アリ常ニ虎視耽々東  
洋ニ垂涎シ動モスレハ虎狼ノ欲ヲ逞フセント欲ス嗚呼豈危カラスヤ熟ラ  
我國現今ノ狀勢ヲ觀察スルニ文運日ニ隆盛ニ赴クト雖モ比年金融否塞米  
價不相當上ハ困ミ下ハ泣クガ如キ傾キアリ是レ強兵ヲ本トシ富國ヲ末ナ  
リトスル所以ナリ然ラバ則チ富國ノ策如何曰ク我國ニ於テハ土地狹ク人  
民多ク海之ヲ包ミ港之ヲ迎フ而シテ陸運亦便ナラストセス工業殖産亦敢  
テ各國ニ讓ラス殖産盛ナリ而シテ之ヲ媒介シテ彼是流迪セシ  
ムヘキ所ノ商業ノ振興セサルニ於テハ殖産工業亦奈何トモ爲ス能ハズ此  
時ニ乘シ一旦獅鷲ノ爪牙ヲ逞セハ侯糧器械之ヲ奈何トモ爲ス能ハザルベ  
シ商業ハ實ニ國運ヲトスヘキモノナリ吾人ノ安身立命ノ母ナリ我國富國  
ノ根元ナリ今日商業振興セサレハ國愈貧シカラシ國貧ケレハ兵愈弱カラ

ン兵弱ケレハ驚獅愈其隙ニ乗セン於是乎我三千年ノ社稷ノ亡ビシ吾人ノ  
 貴重ナル自由失ハレシ是レ商法發布ノ必要ナル所以ナリ嗚呼今日漸ク其  
 一部ノ發布ヲ見ル我國商業單純不振未ダ商法ヲ發布スルノ域ニ至ラザル  
 ナリ今ヤ一部ヲ發布セラル此一部タル商法ノ骨髓タリ商業家何ノ勉メス  
 シテ可ナランヤ我國ノ運命ハ商業ノ盛不盛ニ關ス商業家愈自ラ高フシ愈  
 自ラ奮フヘシ此商法ノ緻密ナル正肅ナル軌道ニ依リテ駛進スベシ商法ヲ  
 讀ム者宜シク細翫服膺シテ以テ徒ラニ棘ヲ吞ンテ渾淪タルノ觀ヲ學フ勿  
 レ今ヤ刻成ルヲ告ク一言ヲ附シテ序ニ代フ

明治廿六年三月中浣

耕 雲 識

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル商法及商法施行條例中改正並施行法律ヲ裁可  
 シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 御名 御璽

明治二十六年三月四日

内閣總理大臣	伯爵	伊藤博文
司法大臣	伯爵	山縣有朋
逓信大臣	伯爵	黒田清隆
内務大臣	伯爵	井上馨
陸軍大臣	伯爵	大山巖
農商務大臣	伯爵	後藤象二郎
外務大臣		陸奥宗光
文部大臣		河野敏録
海軍大臣	子爵	仁禮景範
大藏大臣		渡邊國武

法律第九號

第一條 商法及と商法施行例に例中別冊ノ通り改正ス

第一條 商法第一編第六章第十二條及ヒ第三編並ニ商法施行條例第一乃至第三條第五條乃至第八條第十條乃至第二十七條第三十五條乃至第四十五條第四十八條乃至第五十一條及至第五十三條第三項ハ明治二十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 商法第一編第二條及め第四條ハ右同日ヨリ商事會社ニ付テノミ之ヲ施行ス

改正 日本商法 日答

耕雲 福井 淳纂述

商法第一編

第二章 商業登記簿

(注意) 商法を帝國議會に於て一度實施延期説の出つるや賛成者多數にて終に明治三十年一月の實施に決議したるも本年に至り政府は其一部中實施の必要を觀て不完全なる所に修正を加へ議會に提出したるに議會も其必要と又之を實施すとも敢て差支なきを觀て政府の立案に修正を加へ本年七月一日より實施することになりたり是れ會社法、手形法、破産法の三つが然れば其他のものは實施するにあらざれども商法中第一編第二章商業登記簿全第四章の商業帳簿は商事會社に付てのみ必要なるを以て會社法施行の同日より之を商事會社に付てのみ施行することになりたり故に實施になりたるも一般に之を施行するものでなきことを能く承知して讀まれんことを茲に注意の爲め一言すること敢り

問 商業登記簿を設けたるの理由は如何なることぞムリますか  
答 商業登記簿を設くるは第十八條に記載したる事件を登記せしめ其事件を公證して之を正

○商法 商業登記簿

特 15  
315

法律第九號

第一條 商法及と商法施行例に例中別冊ノ通り改正ス

第一條 商法第一編第六章第十二條及と第三編並ニ商法施行條例第一條乃至第三條第五條乃至第八條第十條乃至第二十七條第三十五條乃至第四十五條第四十八條乃至第五十一條及至第五十三條第三項ハ明治二十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

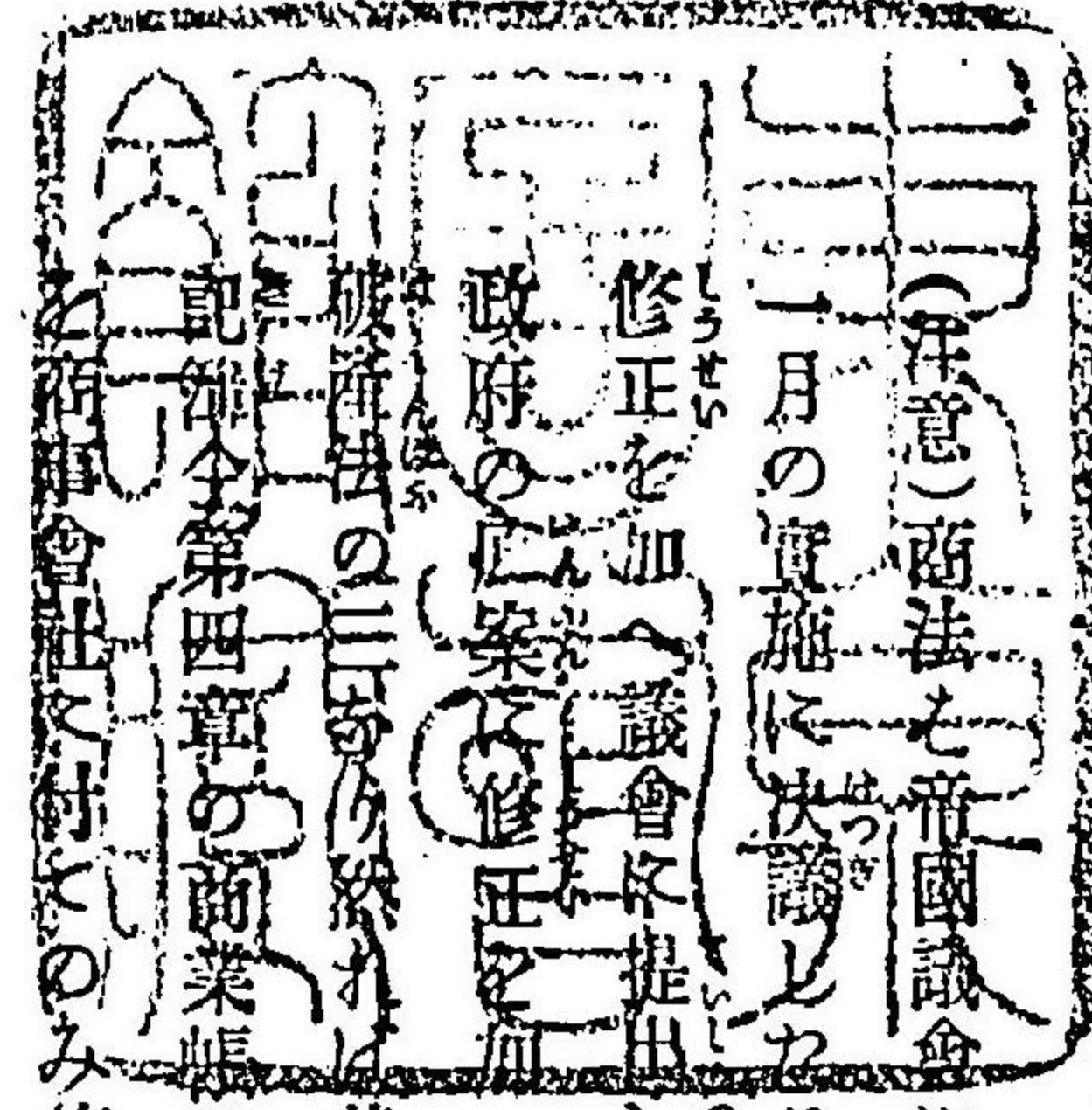
第三條 商法第一編第二條及め第四條ハ右同日ヨリ商事會社ニ付テノミ之ヲ施行ス

改正 日本商法 附答

耕雲 福井 淳纂述

商法第一編

第二章 商業登記簿



(注意) 商法と帝國議會に於て一度實施延期説の出つるや賛成者多數にて終に明治三十年一月の實施に決断したるも本年に至り政府は其一部中實施の必要を觀て不完全なる所に修正を加へ議會に提出したるに議會も其必要と又之を實施すとも敢て差支なきことを觀て政府の立案に修正を加へ本年七月一日より實施することになりたり是れ會社法、手形法、破産法の三つが終れば其他のものは實施するにあらざれども商法中第一編第二章商業登記簿全第四章の商業帳簿は商事會社に付てのみ必要なるを以て會社法施行の同日より之を商事會社に付てのみ施行することになりたり故に實施になりたるも一般に之を施行するものでなきことを能く承知して讀まれんことを茲に注意の爲め一言すること爾り

問 商業登記簿を設けたるの理由は如何なることぞムリますか  
答 商業登記簿を設くるは第十八條に記載したる事件を登記せしめ其事件を公證して之を正

○商法 商業登記簿

特 15  
365

確のものとし其上之を公示し世人に知らしめ世人をして錯誤あからしめんが爲なり

第十八條 商號、後見人、未成年者、婚姻契約、代務及ヒ會社ニ關スル商業登記簿ハ當事者ノ營業所又ハ住所ノ裁判所ニ之ヲ備へ登記及ヒ之ニ關スル事務ハ其裁判所之ヲ行フ

問 前項ノ營業所又ハ住所ヲ他ノ地ニ移シタルトキハ既ニ登記シタル事實カ尙ホ存スル場合ニ限り移轉地ニ於テモ亦更ニ其登記ヲ受ク可シ  
本條は如何なる事件の規定ありや

答 本條は登記を爲すべき事項と其之を爲すべき場合を定めたるものなり商業登記簿に登記を爲すべき事件は第一商號第二後見人第三未成年者第四婚姻契約第五代務及ヒ會社に關する商業登記なり之等の登記は當事者即ち本人關係者の營業して居る地又は現住所の地の裁判所に之を備へ置き其事務は裁判所之を行ふものとしす  
營業所又ハ住所の地の區裁判所に於て登記を爲さしむるに其地方公衆に知らしむる爲めなり故に登記したるものと新聞に廣告して公にし一般世人に知らしめざるのなれば世人は之を知らぬと云ふことは出來ませぬ知りたる以上之此權利を犯す者あるときは裁判所に訴へ出で其權利を主張することが出來ます効力があります故に他の管轄地に營業所又は住所を移したるときと更に其地の區裁判所に於て登記を受けねばなりませぬ然れども

其登記事件の己に消滅して登記を受くる必要がなきものと登記を受くるに及ばず例へば

後見人は未成年者の爲めあるも移轉の後には已に成年者と爲りたれば其後見人及び未成年者の登記を受くるの必要ありませぬ様なものなり

第十九條 登記ハ其度毎ニ裁判所ヨリ其地ニ於テ發行スル新聞紙ヲ以テ速ニ之ヲ公告ス可シ其新聞紙ハ豫メ一曆年ノ間之ヲ定メ置クコトヲ要ス若シ其地ニ發行ノ新聞紙ナキトキハ其公告ノ方法ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル其各人ニ商業登記簿ノ縦覽ヲ許シ且手数料ヲ納ムル者ニハ認證シタル謄本ヲ請フコトヲ許ス  
登記及ヒ公告ヲ受クル毎ニ手数料ヲ納メシム其額ハ勅令ヲ以テ一定平等ニ之ヲ定ム

問 本條は如何なる事件を規定したるものなりや  
答 本條は登記事件を公告する方法及び公告を受くる毎に要する手数料の事項を規定したるあり登記の事項之を登記したるのみにては足れりとせず裁判所より之を世間に公告せねばなりませぬ其公告の方法之其地の新聞紙を以て之を公告しますものとす若し新聞紙なき地は司法大臣より其公告の方法を定むるなり又登記簿之何人にて之を縦覽する而して其公告す可き新聞紙は一曆年の間之を定め置くとしす之れ後日登記の事項



に付て争の起りたる時を以て調査するに容易ならしめんが爲めなり

登記料及び公告料は登記及び公告を受くる者より之を納めますることゝしす其手数料額は一般不公平のなき様一定平等の准率に依りて定めらるゝものにして即ち勅令第百三十三號を以て其額を定められます

第二十條 登記ヲ受ケントスルトキハ當事者ノ署名捺印シタル陳述書ヲ

以テ自己又ハ委任狀ヲ受ケタル代理人ヨリ届出ツルコトヲ要ス其登記ハ即日又ハ翌日之ヲ爲ス

問 本條は如何なる事項の規定ありや

答 本條之登記を受くる者の届出方及其登記の時日を定めたるあり初登記を受くるるときは本人の署名捺印したる陳述書を以て自身又は他人に委任して届出つることゝしす是れ其の證據の確實ならんことを思ふてなり登記の届出ありたるるときは裁判所は即日又は遅くとも其翌日に於て登記を爲さねばなりませぬ如此く登記の時日を急ぐと登記の効力は届出の時より生ずるものにあらざして登記を爲したる日より其効力を生ずれ之を延延するは本人又ハ世人の爲めに妨となればなり

第二十一條 若シ裁判所ニ於テ登記ヲ拒ミタルトキハ當事者ヨリ其命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

登記ノ變更又ハ取消ニ付テモ亦前項ニ同シ

問 裁判所に於て登記を拒みたるときは當事者は如何致しますか

答 當事者之裁判所が登記を拒み又は登記の變更を指令し又之之を拒み又は登記の取消を指令し又は之を拒みたるときは其命令に對して即時抗告を爲すことができずる而して其抗告は即時に爲されれば抗告するの權利を失ひます抗告手續と裁判所構成法第二十九條及び訴訟法第四百五十六條以下の規定に従ひて管轄地方裁判所に之を爲すものとしす

第二十二條 登記シタル事項ハ公ニシテ且裁判所ノ認知シタルモノトス

何人ト雖モ毫モ已レノ過失ニ非サルコトヲ證シ得ルニ非サレハ之ヲ知ラサルヲ以テ已レナ保護スルコトヲ得ス然レトモ其事項ハ他ノ方法ニ因リ之ヲ知得タル者ニ對シテハ登記ノ前後ヲ問ハス其効用ヲ致サシム但權利關係カ登記ニ因リ始メテ生ス可キ例外ノ場合ハ其場所ニ於テ之ヲ定ム

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條之登記の効力を規定したるものなり登記したる事件と公に示して裁判所が認知したるものなり此認知は登記の普通の効力ありとす此効力ある以上は何人と雖も之を知らずと云ふことできませぬ假令其實之を知らずとも法律は之を知りたる者と見做し爲めに

生じたる損害は其者に之を負担せしむ然れども其者が之を知らざりして己の過失にあら  
 ずとの證明を立つるときと總令に既に公告のありたる後と雖も其者のみに對して之例外  
 を設けてあります例へば病中なりしか旅行中にてありしときは之を知らずと云ふも法律  
 の許す所なり又之と反對に未だ登記を爲さずと雖も已に其登記事件を他の方法に依りて  
 知了するに於ては其者に對して之を登記したると一般の効力があります是れ登記は公告の  
 爲めにして之を世人に知らしむるの法式なり今其の法式に依らずとも事實に於て知りた  
 るは寧ろ確實にして法式は行はぬとも尙ほ之を行ひたると同様なり本條に登記の前後と  
 記載しあるも後の字と客にして前の前の字主なり何とされは登記の後に於て之を知るは  
 言を俟たず故に法律の精神は登記前と雖も他の方法に依りて知りたる者に對しては登記  
 を爲したると同様の効力あるものとす

登記に依りて始めて權利關係が生ずるものと例へば株式會社の如き此會社を登記した  
 る後に始めて會社と看做すものなるが故に假令其他の方法に依て其成立を知りたるも登  
 記に因らねば權利關係が生ずることなし

商法第一編

第四章 商業帳簿

第三十一條 各商人ハ其營業部類ノ慣例ニ從ヒ完全ナル商業帳簿ヲ備フ

ル責アリ殊ニ帳簿ニ日日其取扱ヒタル取引、他人トノ間ニ成立チタル  
 自己ノ權利義務、受取り又ハ引渡シタル商品、支拂ヒ又ハ受取りタル金  
 額ヲ整齊且明瞭ニ記入シ又月月家事費用及ヒ商業費用ノ總額ヲ記入ス  
 小賣ノ取引ハ現金賣ト掛賣トヲ問ハス逐一之ヲ記入スルコトヲ要セス  
 日日ノ賣上總額ノミヲ記入ス

問 商業の帳簿と從來備へ置きたる事あるに今又此規定を設けられたる者之如何なる譯でム

りますか

答

成程從來にも帳簿は備へ置きたれども甚だ疎略に致して居ましたる事故一層完全なる商  
 業帳簿を備へることに定められたるものでムります而して此帳簿には日々の取引より他  
 人との貸借、受取、又は引渡したる商品、支拂又は受取たる金額等を明細に記載し又月々  
 の家事費用と商業費用との總額をも明記せねばなりません併し小賣に於ては現金賣と掛  
 賣とを問はず唯日々の總賣上高のみを記入して一々明細に之を記入するに及ばず然れど  
 も其月々の家事及び商業の費用と其總額を記入せねばなりません何故かれば商人若し商  
 業帳簿に詐欺の記載を爲したるとき又之其帳簿を秩序なく記載し又は全く記載せずして  
 破産したる場合には詐欺又之過高破産の刑に處せられますが故に能く注意を加へねば  
 なりませぬ商業費用とは家賃代務人使用人等の給料其他一切の費用を申します

第三十二條 各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年年初ノ三ヶ月内ニ又合資會社及ヒ株式會社ハ開業ノ時及ヒ每事業年度ノ終ニ於テ動産、不動産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ

財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルニハ總テノ商品、債權及ヒ其他總テノ財産ニ當時ノ相場又ハ市場價直ヲ附ス辨償ヲ得ルコトノ確ナラサル債權ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ扣除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債權ハ全ク之ヲ記載セス

問

本條は如何なる事件の規定なりや

本條は商人の財産目録及び貸借對照表に關することを規定したるあり財産目録とは一切の動産不動産を記載したるものにして貸借對照表は貸方借方の權利義務に關するものを對照したるものあり此等は何れも日々用ゆる帳簿に記載したる事項を引總て其部數を區別し事項を整頓して其取引年度中の模様を明示するものなり而して此財産目録及び貸借の對照表には總ての取引を爲す商品貸方及び其他總ての財産に其時の相場又は市場代價を附けて置くものとす又辨償を得ることの確かからぬ貸附に付ては見積ることのできる損失の額を引去りて之を記載し又終に損失と爲る可き貸附は全ク之を記載せぬことト

しませす  
右の財産目録及び貸方の對照表は開業の時及ヒ爾後毎年年初の三ヶ月内に又合資會社株式會社は開業の時及ヒ每事業年度の終に於て即ち毎年末に之を作りて之が爲めに別段設けたる目録帳簿に記入して署名すると義務とします其署名と合資會社に於ては差金社員株式會社に於ては株主は之を爲すに及ばざるものあり

しませす

第三十三條 每半年又ハ每半年内ニ利息又ハ配當金ヲ社員ニ分配スル會社ハ每半年前條記載ノ責ヲ盡ス可シ

問

本條記載の事件と如何なる規定なりや

本條は前條と同じく財産目録及び貸借對照表に關する規定なり前條に記載する責は本條の利息又は配當金の分配等に必要あるが爲めなれば會社が每半年又ハ每半年内に利息又は配當金を社員に分配すれば前條の財産目録及び貸借對照表を作るものとす

第三十四條 各商人ハ十年間商業帷簿ヲ貯藏シ火災又ハ其他ノ意外ノ事變ニ因リテ喪失又ハ毀損セサルコトニ注意スル責アリ

問

本條規定の意義理由は如何

答 各商人に商業帳簿を貯藏せしむる所以は商人は商業帳簿を以て或は訴訟或は破産等の場

合に於て各商人之之れを提出して證據とするの必要あるを以ての故でムリます而して其貯蔵する年限を十ヶ年と定めたる理由は商家の混雜を防ぎ又後日證據の点より慮りてなり又十ヶ年の起算点は其帳簿記入の初日にあらずして記入日に終りたる日ありとします然らざれば其最後に記入したる事項之僅々數年にして其證據を失ふ様にありませ

**第三十五條** 商人ノ商業帳簿ハ其一身ノ所有物ニシテ破産又ハ會社精算ノ場合ヲ除ク外官權ヲ以テ之ヲ交付セシムルコトヲ得ス

**問** 商業帳簿は破産又會社精算の場合を除くの外官權を以て之を交付せしむることを得ざる理由之如何

**答**

商業帳簿之元來商人が一般の信用を得又公益に關するものなるを以て之を商人に作らすの義務を負はしめたるも畢竟此帳簿は其商人の私有物たるに相違なければ假令官權を以ても之を他人に交付さすことの出來ぬは通例でムリます然れども破産及び會社精算の場合に於ては之を交付さすの規定あるは蓋し破産又は精算の場合には獨帳簿のみならず一切の物品を總て他人の保管する所とあれば破産者に於て帳簿を自由にする事ができぬ又會社精算の場合に會社は已に解散したるものなり此場合に在て帳簿所有の必要なし又所有者なしと謂ふも可なり且つ破産と精算との場合に帳簿に就て取調を爲すにあらざれば權利義務の關係を明にすることできませぬ故に官權を以て其取調を爲す者に之を交付さすことゝ爲したるものなり

**第三十六條** 然レトモ相續ニ關スル事件、共通ニ關スル事件、分割ニ關スル事件及ヒ業務取扱ニ關スル争訟ニ付キ當事者ノ申立ニ因リ裁判所ノ命令アルトキハ總テノ商業帳簿ヲ差出ササルコトヲ得ス

**問**

本條の規定事件は如何  
本條は前條に例外の場合を規定したるものなり前條には破産と會社精算との場合を除くの外官權を以ても商業帳簿を他人に交付することを得ざることを以てありませ

然れども本條は當事者の請求に依りて之を裁判所は命令を以て商業帳簿を差出さす例外ある場合を示したるあり其場合と財産相續に關する事件夫婦財産共通に關する事件共同分配に關する事件に於て帳簿も亦一人の所有に非ずして必ず共同のものあれば右の場合に必要なに因り當事者の申立に付て裁判所之命令を以て總ての商業帳簿を差出さすことが出來ます而して業務取扱に關する争訟は其帳簿と共同のものにあらずと雖も業務取扱上に付ては利害を共通するものなれば是亦當事者の申立に因り裁判所の命令あるときと總ての商業帳簿を差出さねばなりませぬ本條に規定する場合は裁判所は職權を以て之を呈出せしむることは出來ませぬ必ず當事者の請求を待たねばなりませぬ

**第三十七條** 争訟中原告又ハ被告ノ申立アルトキハ受訴裁判所ハ相手方

ノ商業帳簿開示ヲ命シ其所有者ノ面前ニ於テ右争訟事件ニ關スル記入ノ檢閲又ハ時宜ニ因リテ其謄寫ヲ爲サシム若シ其帳簿カ他ノ地ニ在ルトキハ右裁判所ハ其地ニ就キ又ハ其地ノ裁判所ニ囑託シテ檢閲又ハ謄寫ヲ爲サシム

問 本條は如何なる事件の規定ありや

答 本條も亦第三十五條の例外を示したるものなり商業帳簿之自己一身の所有物なりと雖も

商人の帳簿は証據上必要のものなるに由り之を完全にし整頓せしむるものは素と公益の爲めにして又共通の証據と云ふも敢て差支なしとす故に争訟中原告又は被告の申立あると之を受訴裁判所は相手方の商業帳簿を開示及び記入の檢閲又ハ時宜に因りて其謄寫を爲さしむ而して檢閲謄寫も裁判所の職權を以て命するにわらず原告若しくは被告の申立を待たねばなりませぬ又檢閲謄寫も必ず所有者の面前に於てせねばなりませぬ

第三十八條 何人ニテモ商業帳簿又ハ其中ノ一開示ス可キ裁判所ノ命令

ニ從ハサル者ハ之ヲ以テ證ス可キ争訟事件ニ付キ自己ノ不利ト爲ル推定ヲ受ク但其開示セサリシハ自己ノ過失ニ非サルコトヲ證シ又ハ疏明シ得ルトキハ此限ニ在ラス

問 本條之如何なる意義理由でムりますか

答 前に述べたる如く商業帳簿は商業上の證據になるべきものに之を開示す可き裁判所の命令に從之ぬ者は之を開示すれば自分に不利の事がある故に之を開示せぬものとの推定を受けます然れども其開示しませぬ理由は自分の過失なきことを證明し又は疏明すること

とができるものと各別であります

第三十九條 商業帳簿ノ記入ノ證據力ハ裁判所事情ヲ斟酌シテ之ヲ判決

ス然レトモ其記入ノミチ以テ記入者ノ利益ト爲ル可キ十分ノ證ト爲スコトヲ得ス但相手方ニ於テモ亦其記入ヲ援用シタルトキ又ハ相手方カ商人ニシテ自己ノ帳簿ニ於ケル反對ノ記入ヲ以テ之ニ對抗シ能ハサルトキ又ハ相手方ニ於テ其不正ナルコトヲ少シニテモ信認セシメ得サルトキハ此限ニ在ラス  
相手方其記入ヲ援用シタル場合ニ於テ之ト連絡セル記入アルトキモ亦同シ

問 商業帳簿の裁判の判定之如何なる證據力を有しますか

答 商業帳簿の記入の證據力は裁判所其事情を斟酌して之を判決するものと規定してありま

とできませぬ而して此記入に付き商人に利益の證據と不利益の證據との二あります利益の證據にも相手方の商人なるとき又乙商人に非るときとあり而して利益の證據と裁判官に於て其帳簿に記載する事實眞に近しと推定するときは其帳簿を提供たる商人に對し記載の事實眞正なりとの宣誓をなさしむることができざるものであります商人賣買を爲すに當りては其相手方の商人あると否とに關らず只之を帳簿に記載し之れが爲めに別に證書を取らぬは一般商家の慣習であります此点より考へまするも此帳簿を以て證據の一端とするは敢て不當とは云へませぬ

問 相手方も其記入を援用したるときは如何なる事でうりますか

答 例之へは一方の者自己の帳簿の記入を以て證據とし申立てたる事項が亦一方の相手方に於ても其記入を援用したるとき即ち相手方の申立の旨趣と其記入の事項とが符合したるときを云ひます

問 相手方が商人にして自己の帳簿に於ける反對の記入を以て之に對抗し能わざるとき如何

答 例之乙甲者其帳簿の記入を以て某日乙者に何品若干を送りたりと主張たるとき乙は自分の帳簿に其品物を受取りたる記入ありとの事を申立つることのできぬ如きを云ひます又相手方に於て其不正なることを少しにても信認せしめ得ざるときは例之は乙は自分の帳簿の記入を以て乙甲に反對することはできませぬ若し他の證據を以て其記入の不正なることを少しにても信じることができるとき乙甲の記入は充分の證據と爲すことはできませぬも若少しも反對する事項を申立つることができませぬときは其記入は充分の證據と爲りますと云ふことなり

第四十條 原告被告雙方ノ商業帳簿ノ記入相抵觸シテ解明シ能ハサルトキニ於テモ亦裁判所ハ事情ヲ斟酌シテ其證據物ヲ全ク擲棄スルト否ト又ハ一方ノ帳簿ニ一層ノ信用ヲ置クト否トヲ判決ス

問 本條の規定之如何なる事件なりや

答 本條は原告被告双方の商業帳簿が互に相抵觸したる場合を規定したるものなり 原告被告双方の商業帳簿に記入の事項が相抵觸して同じからず何れが眞なるか判別することの出来ぬときに於ても亦裁判所は事情を酌みて双方の帳簿を共に放棄すると否と又一方の帳簿にのみ一層の信用を置くことと否とを裁判上の意見に任ずるものあり

第四十一條 商業帳簿カ十分ノ證ト爲ラサル總テノ場合ニ於テハ裁判所カ事情ヲ斟酌シテ定ム可キ他ノ證據ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得

問 本條に他の證據を以て之を補充することを得とあるは如何なる事なりや

答

他の證據とは證人鑑定人の陳述參考書類等をいふなり商業帳簿が十分の證據と爲らぬ総ての場合に於ては裁判所は事情を斟酌して上の證據を以て之を補ふて證據力を十分にすることが出来る旨を規定したるなり

### 商法會社法之部

#### 商法第一編

#### 第六章 商事會社及ヒ共算商業組合

##### 商事會社總則

第六十六條 商事會社ハ共同シテ商業ヲ營ム爲メニノミ之ヲ設立スルコ

トヲ得

問 商事會社の規定之何十條に制限してありますか

答 商事會社の規定之商法第六十六條より以下第二百六十四條に至り之を規定してあります

問 商事會社の性質は如何なるものでムりますか

答 會社と申すと二人若くと數人或物件より生ずる利益を分配するの目的を以て或物件を共通して共々の物とするの契約を云ひます此義に依るときと會社は一人の力に於て爲すと出來ぬ所あるを以て數人の力を糾合するに在り然るに會社は各其性質を異にするもので商事會社之之を分て三とし一合名會社二合資會社三株式會社はなり而して商事會社の性質は左の如し

第一 社員の出資會社は出資が設立の基礎でありますから是非此出資がなければ成立ま

せぬ此資本は各社員より或之平等に或は差等に出資します

第二 商事會社は共同にあらざれば之を設立することを得ず即ち其利益及び損失を共に負擔し責任は社員一同の上に歸するものなり其共同人員の數之會社の種類に従ひ異なる

第三 商事會社は其目的とする所の事業の性質が商事にして之を常職として營むの目的にあらざれば設定することを得ず故に之を營むる常職にあらざるものは商事會社にあらす

第六十七條 法律ニ背キ又ハ禁止セラレタル事業ヲ目的トスル會社ハ初ヨリ無効タリ

若シ會社ノ營業カ公安又ハ風俗ヲ害ス可キトキハ裁判所ハ檢事ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ其命令ヲ以テ之ヲ解散セシムルコトヲ得但其命令ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 會社設立の無効に歸するは如何なる場合でムりますか

答 問に就て申せば凡そ如何なる事業と雖も法律に背き又は禁止せられたる事業を目的とするものは無効であります會社事業も亦同じ其目的とする事業が苟も法律に背き又は禁止せられたる事業あるときは其會社は初より無効であります即ち例へば空米相場高利貸其

他阿片煙の製造等を目的とする會社は是れ法律に背き又は禁止せられたる事業なり

會社既に設立すと雖も其會社の營業カ公安又は風俗を害すへきときは例へば賭博又ハ猥褻の所業を會社の中に於て行ひ又ハ米穀等を買占め物價の非常に騰貴する如き公安を害すへき事業は裁判所は檢事の申立により又は職權に依りて之を解散します但し其命令に不服あるときは即時抗告を爲すことが出來ます爰に注意すへきと無効と解散となり無効と其會社が成立せざるを云ひ解散と一旦成立たるも其所業によりて解散を命せらるゝものなり

第六十八條 法律、命令ニ依リ官廳ノ許可ヲ受ク可キ營業ヲ爲サンスル

會社ハ其許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス  
株式會社ニ關シテハ第三節ノ規定ヲ遵守スルコトヲ要ス

問 會社にして官廳の許可を受く可き營業と如何

答 會社之一般政府の許可を受けずとも設立することが出來るが通則でありますなれども會社に因りては許可を受けねばならぬものがあります例へば鐵道、鑛業等の如き行政上特別の法律命令に依り殊に官廳の許可を受けて設立するものであります是等の事業を爲すは公益に關すること大なるを以てあり

然れども右の通則は合名會社合資會社のみ適用するものにして株式會社に之を適用



せず株式會社は廣く株主を募集し公益に關すること最大なるを以て政府の許可を受けねばありませぬ故に株式會社に關しては本法第三節の規定に遵はねばありませぬ

第六十九條 會社ノ設立ハ適當ナル登記及ヒ公告ヲ受クルニ非サレハ第

三者ニ對シテ會社タル効ナシ

問 本條規定の理由は如何

答 會社は世人に信を得營業を爲すものなれば之が方法を完全にせざれば世人は之を信じて

後ち大に損失を生ずることあれば會社を設立したるときと必ず適當なる即ち法律の規定に從ひ登記公告を爲さざれば世人に對し會社と稱し權利義務を負ふことが出來ませぬ登記公告せぬ會社は未だ公に認定せられたるものにあらず公認せられたるものでなければ無形人とすることはできませんぬ

問 只今無形人と云ふことがありましたが如何なるものでムリですか

答 無形人と云ふことと云ふに同じく法律上人と見做すことを云ひます會社が一の團体的にして一己人と同一の權利を行ひ義務を負擔するより名けたるものであります故に法律に從ひ設立したる會社は之を法人として又一個人同様の權利を有し義務を負擔するものあり

第七十條 會社ハ社名ヲ設ケ社印ヲ製シ定マリタル營業所ヲ設クルコト

ヲ要ス

問 本條の規定は如何なる理由でムリですか

答 本條に規定する事項は凡て會社に必要なる事件であります前にも申したる如く商事會社と無形人にして社名を設くるは會社が無形人にして獨立の一箇人たることを表彰する般以ちり故に世人は其社名に依り有限責任と無限責任との區別を知るなり即ち社名と一所に無限責任の社員の名を用ふべきものにして有限責任の社員の名を用ふべからず故に合資會社に在ては合資社員の名株式會社に在ては全社員の名は社名に用ふことは出來ませぬ若し何人を問はず其名を以て社名と爲すときは世人は無限の責任社員たりと誤り認むへければなり又商事會社は社印を製し一定の營業所を設くることを要するあり此等のもの亦法人たる所以を世人に知らしむる爲めなり

第七十一條 社印ニハ社名ヲ刻シ其印鑑ヲ商業登記簿ニ添ヘテ保存スル

爲メ之ヲ第十八條ニ掲ケタル裁判所ニ差出スコトヲ要ス社印ヲ變更シ

又ハ改刻スルトキモ亦此手續ヲ爲ス

問 社印を製し又之を變更し改刻するときは如何なる手續に致しますか

答 社印に之社名を刻し其印鑑を商業登記簿と共に保存するには商法第十八條に掲けたる裁判所即ち當事者の營業所又は住所の裁判所に差出さねばなりませぬ又社印を變更し改刻したるときも同様でムリです

第七十二條 社名及び社印ハ官廳ニ宛テタル文書又ハ報告書、株券、手形及ヒ會社ニ於テ權利ヲ得義務ヲ負フ可キ一切ノ書類ニ之ヲ用ユ

問 本條は如何なる事項の規定でムりますか

答 本條之社名と社印の使用區域を定めたるものにして社名及び社印は何事にも猥に使用することができぬもので本條に記載したる事件の外之を用ふることを得ず又本條に記載したる事件に之必ず之を用ひて社員一己の名義印章は用ふることはできません

第七十三條 會社ニ特立ノ財産ヲ所有シ又獨立シテ權利ヲ得義務ヲ負フ

又訴訟ニ付キ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得

問 會社之特立の財産を所有し又獨立して權利と義務を負ふと云ふと如何

答 前にも述べたる如く商事會社之一個獨立の無形人にして一個人と同じく特立の財産を所有するものなれば獨立して權利を得義務を負担するは當然であります語を換て申せば會社にて之資本即ち種々の財産があります社員たる者と協力して之を利用し其利益を見んとに之となりません此會社の資本は各社員の身代と別個の一身代を組織するものなれば各社員の身代の一部を以て一個獨立の一身代を組織し之を以て會社の資本と致し會社の身代は各社員の身代より獨立するものであります故に各社員は會社に對して權利者となり又債務者となることがあります

又訴訟に付きて原告又ハ被告と爲ることが出來ます故に會社が原告たる時之社員が代表して權利を行ひ會社が被告たる時は會社の代表者たる支配人を相手取呼出を會社に送達するあり

### 第一節 合名會社

#### 第一款 會社ノ設立

第七十四條 二人以上共通ノ計算ヲ以テ商業ヲ營ム爲メ金錢又ハ有價物又ハ勞力ヲ出資ト爲シテ共有資本ヲ組成シ責任其出資ニ止マラサルモノヲ合名會社ト爲ス

問 合名會社の性質は如何なるものでムりますか

答 合名會社の性質を分て六とします第一は二人以上にあらざれば之を設立することを得ず第二共通の計算を以てすること即ち會社の利害は社員の利害にして皆會社の約諾に付ては連帶の義務を負ふものとしまた故に利益あれば甲獨之を取得失あれば乙獨之を負担する如きことなく利害之共に受くるあり第三商業を營むが爲めに商事會社なるを以て商業を營むにあらざれば合名會社と爲すことを得ざるなり第四金錢又は有價物又は勞力を出資と爲す會社の出資之通例金錢なるものなれども或之有價物例へば土地家屋商品等の如きものを差入ることができざるなり又勞力と之精神を勞し肉跡を使役して出資と



受ク可シ

問 會社が登記を受くる理由は如何

答 會社の設立に其登記を受けたるにあらざれば第三者に對して効力はありませぬ是れ六十九條の規定ある所以なり而して其登記を受くる期限は會社を設立したるより後十四日以内に於て其登記を受くる所は本店及び支店のある地とす

第七十九條 登記及び公告ス可キ事項左ノ如シ

第一 合名會社ナルコト

第二 會社ノ目的

第三 會社社名及ヒ營業所

第四 各社員ノ氏名、住所

第五 設立ノ年月日

第六 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期

第七 業務擔當社員ヲ特ニ定メタルトキハ其氏名

問 本條の規定は如何なる事件なりや

答 本條は會社の登記及び公告すへき事項を掲げたるものなり登記及び公告を必ず本條に掲ぐる事項は欠くことは出来ませぬ尙ほ其他出資の如きも之を登記公告することを要す何

となれば各社員は其全財産に付て責任をわねばなり

第八十條 前條ニ掲ケタル一箇又ハ數箇ノ事項ニ變更ヲ生シ又ハ合意ヲ

以テ變更ヲ爲シタルトキハ七日内ニ其登記ヲ受ク可シ

問 本條は如何なる規定なりや

答 本條は登記すへき事項の變更に係る場合を規定したるなり第七十九條に掲げたる事項を登記を受けたる後變更するときは又其の登記を受くるを要す此變更には自然に生ずるものと社員一同契約上變更したるものと別なく變更したるより七日内に其登記を受くへし但本條の場合に於ては登記を怠ると雖も別段營業上に差支なし唯第三者に對して信用を失ふが如き不利なる結果を來すのみ

第八十一條 會社ハ登記前ニ事業ニ着手スルコトヲ得ス之ニ違フトキハ

裁判所ノ命令ヲ以テ其事業ヲ差止ム但其命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲ス

コトヲ得

問 會社之登記前に事業に着手することを得ざる理由は如何

答 前條の如き通例の登記之を怠りたるも唯第三者に對して不利なる場合が生ずるのみなれども會社設立の登記と成立に關し此登記を怠りしときは會社は成立せざるなり即ち會社は登記を爲さざる以前に在て之事業に着手することはできませぬ理由でありませ若し

之に違ふときは裁判所より其營業の差止めを命ぜられます但し此命令に對しては即時抗告を爲すことができません

問 會社登記を爲さるる以前には會社契約の効力は如何

答 會社契約と登記前に在ても無効なるにあらず故に第三者と取引を爲し又と社員相互の間に行ふ權利義務の關係之尙は其効力を有します

第八十二條 會社其登記ノ日ヨリ六箇月内ニ事業ニ着手セサルトキハ其登記及ヒ公告ハ無効タリ

問 本條規定の理由如何

答 會社が登記を受くるは會社を成立せしめ其成立を公にして之が事業に着手するに在り然るに登記を受けたるも其事業に着手するの事實なきに於てと登記及ヒ公告を爲さしむるも無益あり故に法律と會社が登記及公告の日より六ヶ月内に事業に着手せぬときと其登記及ヒ公告は無効とします既に無効となりたらんには曾て之を爲さしむるも同様あり

第二款 會社契約ノ變更

第八十三條 會社契約ハ總社員ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス其承諾ナキトキハ契約ノ從前ノ規定ニ從フ

問 會社契約の變更に總社員の承諾を要する所以は如何

答 會社契約は會社を設立するに第一緊要のものにして總社員が協議一決して成りたるものなれば之を變更するにも亦總社員の同意協賛を得るを要すると當然の事あり而して此變更は社員多數の意見を以て爲すべきものにあらざる假令社員中一人の不服を云ふ者ありとも契約は從前の規定に從之ねばなりません

第八十四條 會社契約ノ規定ニシテ會社ノ施行セサリシモノハ社員又ハ第三者ニ對シテ其効用ヲ致サシムルコトヲ得ス

問 本條規定の理由は如何

答 本條と會社契約の効用に關する規定なり會社契約を規定したる事項中に施行しませぬものは社員又は他人に對して其効を有せしめずとす會社契約は關係者相互間の法律たるものなれば之を施行せずして其効用を失ふは猶法律を施行せざるに因り其効を失ふと同様であります

第三款 社員間ノ權利義務

第八十五條 社員間ノ權利義務ハ本法及ヒ會社契約ニ因リテ定マルモノトス

問 社員間の權利義務とは如何

答 社員間には相互の權利義務あり此權利義務は本法及會社契約に因りて定まるものとしま

す是れ權利義務の關係は相互の契約に依りて定まるものなるは當然なればなり然らば契約を爲すと自由なりと雖も法律に違背する契約は之を爲すことできませぬ故に法律は豫め社員間の權利義務を定むる場合あるなり

第八十六條 會社ノ目的ニ反セサルモ之ニ異ナル業務及ヒ事項ニ付テハ業務擔當ノ任アル總社員ノ承諾ヲ要ス

問 會社の目的に異なる業務とは如何なるものを云ひますか

答 御尋の業務とは例へば運送會社にして従前の運送取扱の外に尙ほ一の新規の運送取扱を爲すか如きを云ふ業務と繼續するものにして事項は一時のものか本條と此等の目的のみに異なる場合に於ては業務擔當の任ある總社員ノ承諾あるを要す是れ會社の目的に反する業務にあらざれば會社契約に變更を生ずるとなればなり故に若し會社契約に變更を生ずる場合あるときは會社社員の承諾あるを要するものと知るべし然るに業務擔當の任ある總社員ノ承諾を要すとある以上は假令一人たりとも承諾せぬものあるときは之を執行することは出来ません

第八十七條 會社契約ノ規定ノ施行ニ關スル事項ハ業務擔當ノ任アル社員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

問 會社契約の規定の施行に關する事項とは如何なるものなりや

答 御尋の事項は會社契約の施行に關する細目をいひます即ち會社契約の事柄を實行する方法なり此等の方法は擔當社員の多數決を以て之を定むるものとするは是れ其規定を施行する方法にして規定を變更するにあらざるを以てなり

第八十八條 會社ノ業務ヲ行ヒ及ヒ其利益ヲ保衛スルニ付テハ各社員同等ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ但會社契約ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

問 本條は如何ある事件の規定なりや

答 本條は社員間の權利義務の同等あることを示すものなり各社員は會社の業務を行ひ及び其の利益を保衛即ち計畫するに付ては各社員は同等の權利を有し義務を負担します故に一方の爲すべき事件は又一方の社員も爲すべき權利あり又甲者爲さるへからざる事件は乙者も之を爲さる可からず但會社契約に別段の定あるときは其權利義務に差等を立つるも妨げなし唯會社契約の定むる所に依らねばならぬのみなり

第八十九條 社員ノ議決權ハ其出資ノ額ニ應シテ等差ヲ立ツルコトヲ得

問 合名會社の社員の議決權は其出資の額に應して等差を立つること出来ぬ理由如何

答 株式會社の社員之有限責任なれば其議決權と株券所有の多寡に依て議決權にも輕重を立

つと雖も合名會社の社員は第三者に對して無限の責任を負ふものなれば議決權に於て等差を立つることできませぬ何となれば出資に多寡ありとするも何れも無限責任の點に至ては其負擔に輕重なければなり故に出資の多寡に依て損益を配當するは可なりと雖も議決權に之等差を立つることと出來ませぬ是れ株式會社と異なる一點であります

**第九十條** 業務擔當ノ任ナキ社員ハ何時ニテモ業務ノ實況ヲ監視シ會社ノ帳簿及ヒ書類ヲ検査シ且此事ニ關シ意見ヲ述フルコトヲ得

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條之業務擔當なき社員の權利を規制したるものなり業務擔當社員の權利と其業務及び事項に付ては其會社の目的に反せざる限りは專斷を以て之を差配することができませぬ故に會社に不利益ある結果を來すことなきにしもあらず故に業務擔當なき社員即ち尋常社員之其の業務の實況を監視し會社の帳簿及ヒ書類を検査し且此事に關しては意見を述べ居ることを得せしむ是れ不利なる結果は社員全体に及ぶものなれば専ら放任して黙視して居ることは出來ませぬ

**第九十一條** 業務擔當ノ任アル各社員ハ代務ノ委任又ハ解任ヲ爲ス權利アリ

問 本條之如何なる事件の規定なりや

答 本條之業務擔當の任ある社員の代務人に對する權利を規定したるなり代務人たる者は商業主人の代理者にして本條の場合之全社員は會社の商業主人なれば其代理者を任免するの權利あるは勿論なり而して代務人を任免することに全社員の承諾あるを要せず業務擔當の任ある社員の意見を以て任免することができざることを規定せり是れ代務人を任免すること業務取扱上の一部分なればなり

**第九十二條** 各社員ハ會社ニ對シ正整ナル商人ノ自己ノ事務ニ於テ爲スト同シキ勸勵注意ヲ爲ス義務アリ其義務ニ背キ會社ニ損害ヲ生セシメタルトキハ之ヲ賠償スルコトヲ要ス

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條は各社員相互間の普通義務を定めたるものなり各社員は會社に對しては正整なる商人が自分の事務に於て爲すと同様に勸勵注意を爲すは普通の義務なり此の義務あるは社員は會社に於て利益を得會社と損益を共にし會社を盛大ならしめ會社と自分の家と同しく其利益を保障せねばなりません本條に所謂正整とは會社に對し忠實なるの謂にして民法上善良管理者の注意を以てすると同じ故に社員之管に自己の業務に於けると同様なる注意勸勵するばかりでなく更に一層の注意勸勵を爲すの義務があり若し社員が其義務に背き會社に損害を被らしめたるるとき之を賠償はねばなりませぬ

第九十三條 社員ノ差入レタル金錢又ハ有價物ノ出資ハ契約ニ定メタル  
評價額ヲ附シテ會社ノ財産目録ニ記入シ會社ノ所有ニ歸ス

問 本條は如何なる事件を規定したるものでムリますか

答 本條は會社の所有財産に關する規定なり社員の出資に於ては如何なる事件を規定したるものでムリますか  
會社契約に定めたる代價を附けて會社の財産とします是れ會社の所有財産と社員の出資によりて有るものなり故に社員の出資は會社成立の爲めに必要歟くことのできぬものであります而して其出資の價額を會社の財産目録に記入せねばなりません若し社員に於て其所有權を出資することを承諾し而して其物權が特定物なるとき會社は直ちに之が所有者となり其損失あるときは之を負擔するものとします

第九十四條 社員其負擔シタル出資ヲ差入ルルコト能ハサルトキハ除名  
セラレタルモノト看做ス但總社員ノ承諾ヲ得テ他ノ出資ヲ差入ルルト  
キハ此限ニ在ラス

問 本條規定の意義理由之如何

答 本條は社員が出資を差入ること出来ぬ場合を規定したるものなり社員に於て始めより出資の出来ぬ者は素より是無しと雖も俄に差入ること出来ぬ様になる場合が生ずるものなり例へば商業に損失を來し又は差入れんと思ふたる物品が天災等により滅失したる場合に於ては出資を差入ること出来ぬなり斯様な場合に於ては其社員は當然除名せられたるものと看做します是れ會社は社員の出資に依て成立ものなればなり然るに此場合に於て總社員の承諾を得て他の出資を差入るときは社員と爲ることが出来るなり

第九十五條 社員其負擔シタル出資ヲ差入レサルトキハ會社ハ之ヲ除名  
スルト會社契約ニ定メタル利息ヲ拂ハシムルトヲ擇ミ尙ホ其孰レノ場  
合ニ於テモ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得

問 本條の規定之如何なる事件なりや

答 本條之社員が出資を怠る場合を規定したるなり前條に於て之社員は過災等にて已を得ざる場合なれども本條は故らに出資せぬ場合なり會社は社員の出資をければ成立せず結合しませぬを以て當然之を除名することが出来る也亦時に或之を除名せぬが宜しきことあり故に此場合に於ては會社は之を除名すると又之を除名せずして會社の契約にて定めある利息を拂はしむるか孰にても會社の都合に任すなり右何れに處分するも會社は損害あるときは其賠償を要求することが出来ます是れ社員の怠慢にて出資を差入れぬに由る

第九十六條 社員ハ契約上ノ額外ニ出資ヲ増シ又ハ損失ニ因リテ減シタル  
出資ヲ補充スル義務ナシ



問 如何なる場合に於ても契約上の外に出資を増す義務はありませぬか  
答 社員の中に目下資本を増加して業務を擴張するときは大なる利益あるを認める等の場合ありと雖も他の社員をして出資を爲さしめたり又は爲すの義務はありませぬ又會社が失策等にて損失を來し其資本を減少したるに由り之れを補充はねば會社の維持方に關する場合と雖も之を補充し又之補充の義務はなきものであります然れども第三者に對しては義務を負ふことあり即ち第三者に對する責任と其出資に止らぬは合名會社の性質なればなり

第九十七條 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其出資又ハ會社財産中ノ持分ヲ減スルコトヲ得ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は前條と反對にして即ち各社員は總社員の承諾を得るでなければ其未だ差入れて居らぬ出資の額又は既に差入れて會社財産中になりたる持分を減すことのできぬ旨を定めたるものであります

問 持分と如何なるものを申しますか

答 持分と社員が會社に出資したるに由り得たる所の權利にして利益又之配當金を受け又之會社解散のときに財産の分配に與り又之損失を負担する所の基礎と爲る各社員の分限

と權利を云ひます

第九十八條 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ第三者ヲ入社セシメ又ハ第三者ヲシテ己ノ地位ニ代ハラシムルコトヲ得ス

問 本條規定の意義理由は如何なることでありますか

答 本條は第三者に對する規定であります會社の契約を變更するに付ては必ず總社員の承諾を得ることは勿論であります故に本條に於ても此原則を適用します合名會社と社員の如何に因て成立つと成立ぬものなれば社員の名望なり地位あり財産は第一に目的とする所なり殊に財産は其最も重要なるものなり然るに第三者を入社せしめ又は第三者をして己れの地位に代らすことなどは會社契約を變更するものなれば總社員の承諾を得るにあらざれば之を爲すことは出来ませぬ

第九十九條 社員ヨリ他人ニ爲シタル持分ノ讓渡ハ會社及ヒ第三者ニ對シテ其効ナシ

問 本條の旨趣は如何の事でありますか

答 本條は或社員が勝手に會社財産の持分を他人に讓渡したる者と會社や第三者即ち他人に對しては其効がなきことを規定したるものであります何を以て斯く定めたるかと申せば社員之持分があるを以て責任があるものなり然るに其持分を他人に讓渡す時と社員と責

任者と其人が異りて不都合を議すことがあるを以てなり故に會社の破産したる場合に於て之社員即ち讓渡人之第三者たる債權者に對して之其責任を免るることとてさす又會社之其讓渡人に對して無限の責任にて義務を負担さします

第百條 社員其持分ニ他人ヲ加入セシムルトキハ其關係ハ共算商業組合ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

問 本條規定の意義理由は如何

答 本條之社員と持分讓受人との關係を規定したるものなり持分讓渡は唯契約者双方間に在てのみ其効ありと雖も會社及び第三者に對して之無効なり故に其關係の事も會社の規定に依て定むべきにあらざる共算商業組合の規定に依て之を定むることゝします

問 共算商業組合とは如何なるものでムリますか

答 共算商業組合と二人以上の商人が共通計算にて一時の商取引又は作業の爲め結ぶものあれば本條之他人を其持分に加入せしむることは即ち或る社員が其會社に對する利益又は損失を他人と共通せんことを約するを云ふを以て共算商業組合の規定に依りて之を定むと申す所以でムリます

第百一條 社員カ會社ニ消費貸ヲ爲シ又ハ會社ノ爲メニ立替金ヲ爲シタルトキハ會社契約ニ定メタル利息ヲ求ムルコトヲ得又社員カ業務施行ノ爲メ直接ニ受ケタル損失ニ付テハ其補償ヲ求ムルコトヲ得

問 本條之如何なる事件の規定ありや

答 本條之社員が會社の債權者たる場合を規定したるなり社員は會社に對して債權者となり會社は社員に對して債權者となることあり本條は社員が會社に對して債權者となる場合に對しては如何なる如く社員と會社契約に於て出資の外會社に對して盡すべき義務はありませぬから社員が今會社に消費貸を爲し又之會社に立替金を爲したるときは即ち會社に對して債權者となりたるものなり故に此債權に付ては社員と會社契約に定めたる利息を要求することが出來ます又社員が業務取扱の爲めに直接に受けたる損失に付ては亦其辨償を求むることが出來ます爰に云ふ消費貸とは金錢米穀等一回使用すれば耗盡して又之を返済するにも同種同量のものをして爲すをいひます

第百二條 會社契約ニ於テ明示ノ合意ナキトキハ社員ハ業務施行ノ勤勞ニ付キ其報酬ヲ求ムルコトヲ得ス然レトモ勞力ヲ出資ト爲シタル社員其負擔シタル出資外ニ爲シタル勞力ニ付テハ相當ノ報酬ヲ求ムルコトヲ得

問 本條は如何なる事項の規定でムリますか

答 會社契約の定めなきとさして合名會社の各社員之皆な業務施行に勉勵を爲すは各社員に於

て一の権利義務であることを規定したるものでムリます其理由合名會社の如き社員の出資を以て其資本とし人を以て設立する所の會社なるが故に勤勞之素より自己の爲めなれば業務施行に付如何程勤勞あるも會社契約に明示なきときは其報酬を求むるの権利ありませぬ然れども勞力を出資としたる社員其負擔したる出資の外に爲したる勞力に付て之相當の報酬を求むることが出来ます夫れ勞力は一々金銭に見積り會社の資本と爲るべき程のものなれば之れを他の社員の普通の勤勞と同一に視ることはできません故でムリます

第三百三條 社員カ會社ノ爲メニ受取リタル金銭ヲ相當ノ時日内ニ會社ニ引渡サス又ハ會社ノ金銭ヲ自己ノ用ニ供シタルトキハ會社ニ對シテ會社契約ニ定メタル利息ヲ拂ヒ且如何ナル損害ヲモ賠償スル義務アリ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 本條は社員が會社に對して金銭の渡方を怠りたる場合を規定したるものでムリます社員が會社の計算の爲めに金銭を受取たるときは即ち會社の金銭なるを以て之を一定の期限内に會社に引渡さねばなりませぬ又其期限内と雖も決して之れを自己の用に供するやうの事をしてはありませぬ然るに若し之れに違ひたるるときは必らず會社に對して年百分の七の利息を拂はねばなりませぬ若し又會社に對して損害を被らしめたるときは必ず之れ

を賠償はねばならぬ義務があります

第三百四條 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ自己ノ計算ニテモ又第三者ノ計算ニテモ會社ノ商部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ之ニ與カルコトヲ得ス之ニ背キタルトキハ會社ハ其擇ニ從ヒ其社員ヲ除名シ又ハ其取引ヲ會社ニ引受ケ尙ホ其執レノ場合ニ於テモ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得

問 本條は如何なる事項と場合を規定したるものなりや

答 本條は社員に於て爲すべからざる取引を爲したる時の制裁を定めたるものなり業務擔當員は會社に對して代務人なり(第五十條參看)代務人は商業主人の承諾を得ずして自己の爲め又は第三者の爲めにも商取引を爲すことと出來ませぬ本條の規定も此理に由るものなり然るに本條に之唯會社の商業部類に屬する取引に限りて禁止してあります故に其の外の取引は之を爲すも妨げなし  
右の取引を爲したるときは會社は其取引を引受くるか且つ其損害を償はしむるか又社員を除名するか孰にても其會社の都合に任せます但し右禁止の取引を爲すも總社員の承諾を得たるときは此制裁を受くることなし

第三百五條 各社員ノ會社ノ捐益ヲ共分スル割合ハ契約ニ於テ他ノ準率ヲ

定メサルトキハ其出資ノ價額ニ準ス

出資ト爲シタル勞力ノ價額ヲ契約ニ於テ定メサルトキハ各般ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は如何なる場合を規定したるものと損失又は利益を共に分配するを云ふなり合名會社は共通の計算を以て成立するものあれば損益共に分配せねばなりません而して其割合は契約に於て他の準率を定めませぬときは社員の出資の物價又は金額に割當す例之へは一萬圓の出資の者は二萬圓の出資を爲したる者の半額に當る損益を割當るを云ひます金錢を出資とせず勞力を出資に代へたる價額を契約に於て定めませぬときは勞力のみならず各般の事情を斟酌して之を定むるものとします

第六條 社員カ業務擔當ノ任ナクシテ業務擔當ノ所爲ヲ爲シ又ハ會社ニ對シテ詐欺ヲ行ヒ又ハ其他會社ニ對シテ主要ノ責務ヲ甚シク缺キタルトキハ會社ハ之ヲ除名シ且損害賠償ヲ求ムルコトヲ得

問 本條之如何なる場合を規定したるものでありますか  
答 本條は社員を除名に係る場合を規定したるものなり本條に於て社員を除名する場合を規定するに三ヶに區別す第一と社員が權限外の所爲あるとき即ち業務擔當の任なき社員が業務擔當の所爲を爲したるとき是は會社の契約に背き商業取引の秩序を紊亂したるものとすなり第二は會社に對して詐欺を行ひたるとき詐欺を行ふと會社の金員を費消し之に依て自己の利益を得又之を得んとするが如きは即ち不正の利益にして詐欺の所爲なり第三と其他會社に對して主要の責務を甚しく缺きたるとき會社に對する主要の責務と即ち第九十二條に規定したる責務に背くことと甚しきを云ひます以上三ヶの場合には孰れの場合に在ても會社は之を除名し且損害賠償を求むることが出来ます

第七條 社員カ會社契約ニ依リ又ハ本法ノ規定ニ依リテ會社ノ爲メニ爲シタル總テノ行爲及ヒ取引ハ各社員互ニ之ヲ承認スル義務アリ

問 本條の規定之如何なる事項でありますか  
答 本條之各社員互に承認の義務を定めたるものなり社員之相互に代理する者であります即ち一人の社員之全社員の代理を爲し全社員は一人の社員の代理であります人故に其互に爲したる總ての行爲は亦互に承認する義務ありとします然れども如何なる場合にても此の義務がありと申すことは出来ませぬ即ち本條に規定する所の社員が會社契約に依り又と商法の規定に依りて爲したる行爲の場合又之會社の爲に爲したる事故に此二ヶの要件を具備したる行爲は各社員互に之を承認せねばなりません

第四款 第三者ニ對スル社員ノ權利義務

問 本條の規定之如何なる事項でありますか  
答 本條の規定に依りて爲したる行爲の場合又之會社の爲に爲したる事故に此二ヶの要件を具備したる行爲は各社員互に之を承認せねばなりません

第百八條 會社ハ業務擔當ノ任アル社員ノ明示シテ會社ノ爲メニ爲シ又ハ事實會社ノ爲メニ爲シタル總テノ行爲ニ因リテ直接ニ權利ヲ得義務ヲ負フ

問 本條規定の意義理由は如何

答 本條之第三者に對する社員の權利義務を規定したるものなり會社の社員が第三者に對する約諾に付ては二個の條件を要します第一には會社をして義務を負としむるの權利を有する者第三者に對して義務を約諾するものとしす故に管理者でなき社員の爲したる約束又之管理者なるも其權限外に出でたる約定は會社に對して其効なきものとしす然れども會社に於て約定を認めたる場合は勿論之を認めませぬも其利益とありたる場合に於ては其利益となりたる部分に付會社之義務を負ふものとしす第二は社名を以て約諾するを要します故に社員自己の名義を以て爲したる約諾之會社に對して効なきものとす然れども疑義の場合に在ては債權者たる第三者に於て其約諾之會社の名義に依り會社の爲めに爲したるものであることを証明すれば會社に對して有効なりとします而して會社は業務擔當の任ある社員が契約証書を以て會社の爲めに爲し又之事實會社の爲めに爲したる總ての行爲に因りては直接に權利を得義務を負ふものとしす

第百九條 會社ノ權利ハ業務擔當ノ任アル社員裁判上ト裁判外トヲ問ハ

ス之ヲ主張シ又ハ有効ニ之ヲ處分スルコトヲ得

問 本條之如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 本條は會社の權利を行ふに關する規定なり會社の權利は業務擔當の任ある社員が裁判上に於ては原告又は被告と爲りて裁判上の權利を行ひ裁判外にては諸般の契約取引等に關し之を處分するの權利がありません故に此等の行爲處分は皆有効なるへし

第百十條 第三者ニ對スル會社ノ義務ハ第三者ヨリ業務擔當ノ任アル各社員ニ對シテ其履行ヲ求ムルコトヲ得

問 第三者に對する會社の義務之如何なる者なりや

答 第三者に對する會社の義務は第三者に對して業務擔當の任ある各社員之其履行を爲すべき義務あるものなり故に第三者より之業務擔當の任ある各社員に對して其履行を求むることが出来るものでムリます本條の規定之合名會社之社員の氏名を掲げて社名と爲し其社名を以て業務を取扱ひまするが故に第三者は社名記載の社員に對して義務履行を求むるものとするが如き者あるを以てあり

第百十一條 業務擔當ノ任アル社員ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ第三者ニ對シテ其効ナシ

問 本條は如何なる場合如何なる事件の規定なりや

答 本條之代理權制限の効力を示したるものあり代理權制限とは何々の事は專斷にて行ふことが出来るとか之を行ふことを得ずとか權限に制限を置くことあるも其制限は第三者に對して効力なきものとしす是れ業務擔當社員に之第三者に對するに一定不變の地位を與へたる所以なり若し業務擔當社員の代理權限に制限を爲し之が第三者に對して有効なりとするときは業務擔當社員の代理權之微弱なるものとして隨て信用に關係を來すことあればあり

第百十二條 會社ノ義務ニ付テハ先ツ會社財産之ヲ負擔シ次ニ各社員其全財産ヲ以テ連帶ニテ之ヲ負擔ス

問 本條の意義理由は如何

答 本條は會社の義務を負担する順序を定めたるものなり會社の債務に付ては先づ第一に會社の財産を以て之を負担するものとす是れ會社は財産を有し獨立して權利義務を負ふ所以であります而して會社の財産を以て債務を支辨するに不足するときと社員の財産を以て之を支辨せねばありませぬ是れ會社の財産には本と定限あるものにして而して社員は無限責任あるが故に各社員は其全財産を以て連帶にて義務を負ふべきなりませぬ合名會社之無限責任にして社員は會社と損益を共にし連帶の義務を負ふものなればなり

第百十三條 社員ニ非スシテ社名ニ其氏ヲ表スルコトヲ承諾シ又ハ會社ノ業務ノ施行ニ與カリ又ハ事實社員タルノ權利義務ヲ有スル者ハ社員ト同シク連帶無限ノ責任ヲ負フ

問 本條規定の意義理由を承り度し

答 本條は社員外の連帶無限責任者を定めたるなり社員に非ずしてと之事實上に於ては社員でなければ名義丈の社員たるものであります然れども合名會社の社名は第三者の信用に關するものあれば第三者に於ても名義を信用して居ります故に其名義のみの社員をして責任を免しむるときと第三者をして爲めに損害を被むらすことあるを以てなり是れ第三者を欺きたるものなるが故に法律は社員と同様に連帶無限の責任を負はしめたるものあり

會社の業務の施行に與かる者此等の社員之其氏を公然表したる者ではなけれども實際は社員と同一に其業務の施行を爲す者あれば會社の損益を負担し且第三者は社員なりと信じて居る故であります

事實社員たるの權利義務を有する者此等と未だ社員たることを公示しませぬけれども其實際に於て之社員と同一に權利義務を有する者なれば社員同様に責任を負はしめます

第百十四條 商業使用人又ハ代務人ハ其給料ノ全部又ハ一分ヲ一定又ハ不定ノ利益配當ニ因リテ受クルモノト雖モ前條ノ者ト同視セス

問 商業使用人又は代務人は其責任は如何

答 商業使用人及び代務人之畢竟代理人たるに過ぎざれば假令以會社の損害に關係し給料として利益の配當を受けまするけれども前條の如く第三者に對して社員と同様の責任を負ふ者にあらず

第百十五條 新ニ入社スル社員ハ契約上他ノ定ナキトキハ其入社前ニ生

シタル會社ノ義務ニ付テモ責任ヲ負フ

問 新に入社する社員の會社の義務に付ての責任は如何

答 總社員の承諾を得て新に入社する社員は入社の前後を問はず會社の負ふたる義務に付て

は其責任を負ふものとしませす何とあれば自分の入社する前に會社が既に得たる利益の配當を受ければなり然れども別段契約上の定めある者は格別であります

第百十六條 會社財産ニ屬スル物ハ社員ノ債權者其債權ノ爲メ之ヲ請求

スルスルコトヲ得ス但差入前ニ於テ其物ニ付キ第三者ノ爲メ權利ノ設定セラレタルトキハ此限ニ在ラス

問 本條の旨趣は如何でありますか

答 前にも述べましたる如く會社の財産に付ては社員と其財産を會社に出資して會社の所有となしたるが故に會社の繼續限りは社員各自の所有物ではありません而して社員の債權

が會社に對して行ふことが得られませす權利は只社員の有しませす債權ばかりであります故に會社の財産とありたる以上は社員の債權者其債權が有しませすとて之を請求することはできません尤も出資する前に其金額又は物品に付キ他人と契約を爲して他人に債權のありますもの例へば田地を差入としたるに其田地之已に差入前に於て抵當に供したるものなるが如し此田地之最早他人の擔保物たるものなれば第三者の之に對する權利は田地所有權が移轉し即ち會社の所有と爲りたりとて爲めに消滅するものではありませぬ故に田地を出資として會社に差入るゝも之に對する第三者の權利は其差入るゝ以前と同一なれば今は會社の財産と爲りて所有權が移りたるにも拘はらず債權者之之を要求することが出來ませす

第百十七條 社員ノ債權者ハ社員自ラ要求シ得ヘキ利息又ハ配當金ノミ

ヲ會社ニ對シテ要求スルコトヲ得

然レトモ社員ノ持分ハ社員ノ退社又ハ會社解散ノ場合ニ非サレハ之ヲ

要求スルコトヲ得ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものせむりますか

答 本條は社員の債權者が會社に對する權利を定めたるなり社員の債權者が會社に對して要求することの出來るは社員が受くへき利息又は配當金のみあり此利息又は配當金と社員

の私有財産にして會社の財産でなければなり  
社員社員の持分持分は社員社員の財産には相違相違をけれども會社會社成立資本成立資本の一分なれば社員社員の債權者債權者に於ても之を要求することは出来ませぬされとも社員社員が退社退社又は會社會社解散解散の場合に於ては社員社員の財産となりて會社の財産財産にあらざれば此場合に於ては之を要求することが出来ませぬ

第百十八條 會社ニ對スル債務ト社員ニ對スル債務ト又會社ニ對スル債權ト社員ニ對スル債務トノ相殺ハ會社財産ノ分割前ニ在テハ之ヲ爲スコトヲ得ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 本條は第三者が會社又は社員に對して債權債權又ハ債務債務ある場合を規定したるものなり此場合人は人人を異にして成立したるものなれば之れか相殺相殺を申立つることが出来ぬ旨を定めてあります何となれば相殺と申すと互に債權者たり債務者たる場合なり例へば甲者乙者より金千圓を借り又乙者乙甲者より金千圓を借り共に支拂期限支拂期限の同一なるとき乙双方とも現金現金の受渡を要せず相互の間於て差引計算を爲せば済むものあり然れども會社に對する債務と社員に對する債務と又會社に對する債權と社員に對する債務とは差引計算を爲すことはできません本條は債權者乙會社にして債務者は社員をれば債權債務人を別にするるものであります此相殺は會社財産を分割する以前に之を爲すことと出来ませぬ何となれば會社の財産と社員社員の財産とは法律上分離したるものにして差引を爲すことが出来るは同一人の財産に限るものなればなり

第百十九條 社員ノ持分ヲ減シタル爲メ會社ノ債權者カ其會社財産ヨリ得ヘキ辨償ヲ減損セラレ又ハ支障セラレタルトキハ減少ノ時ヨリ二年内ニ在テハ其減少ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

問 本條は如何なる事件の規定でムリますか

答 本條は第三者の異議異議に關する規定なり第九十七條に於て社員は總社員總社員の承諾を得れば會社財産の持分を減少することが出来る旨を見ましたが此の社員社員の持分を減したる爲め會社の債權者債權者が其會社財産より得べき支拂を減損せられ又は支障支障せらるゝことがあります支拂を減損せらるゝとは會社の債權者債權者は社員社員の債權者債權者に先ち支拂を受けねばなりません社員社員の債權者債權者が同等の債權者債權者なれば妨げなしと雖も若し優先優先ある者たるときは社員社員の債權者債權者は會社の債權者債權者に先ち支拂を受けますが故に會社の債權者債權者と其支拂を受くることができぬ様になります是即ち其辨償を減損せられたるものでムリます又辨償を支障せられたるとは合名會社の社員社員は無責任なれば其持分を減少したりとて負擔を免るゝものでなしと雖も會社の義務に付ては會社の財産を以て先づ之を辨償し其足らざる時



に於ては更に社員の財産に對して辨償を求めねばなりませぬ早晚社員より辨償を得るも一時之を支障せられたるものであります如此き場合に之大に會社の債權者に利害あるが故に此場合に於ては會社の債權者に對して減少の時より二ヶ年に在て之異議を述ふることを許してあります

第五款 社員ノ退社

第二百十條 社員ハ會社契約カ有期ナルトキハ總社員ノ承諾ヲ要シ無期又ハ終身ナルトキハ其承諾ヲ要セスシテ任意ニ退社スルコトヲ得  
其退社ハ六ヶ月前ニ豫告ヲ爲シタル上事業年度ノ末ニ限ル但急速ニ退社ス可キ重要ノ事由アルトキハ此限ニ在ラス

問

社員退社せんと欲するとき如何の手續でありますか

答

社員の退社しまするに之若し會社契約が期限のあるときは總社員の承諾を受くるものとします是れ會社契約が有期なる場合にして此場合に於ては會社契約を變更するものなればなり無期又ハ終身なるときは其承諾を要せずして隨意に退社することが出來ます此場合に於ても會社の契約を變更せざるにあらねども之が爲めに長く人の自由を束縛するに情に於て爲し能はざることなれば其承諾を要せずして隨意に退社することが出來ます併し其退社は急速に退社せねばならぬ事由ある場合に之格別なれども左もなきに於ては必ず六ヶ月前に申出で且事業年度の末に限ります

第二百十一條 右ノ外社員ハ左ノ諸件ニ因リテ退社ス

第一 除名

第二 死亡但會社契約又ハ總社員ノ承諾ニ依リ相續人其他ノ承繼人

死亡者ノ地位ニ代ハル可キトキハ此限ニ在ラス

第三 破産又ハ家資分散

第四 能力ノ喪失但特約ナキトキニ限ル

問

社員ノ退社すべき場合を逐一承り度し

社員ノ退社する場合は前條の外に尙ほ四ヶの場合があります第一除名とす除名せられたる者之會社に對し不都合の所爲ありたる者なれば必ず退社すべし第二之死亡會社に必ず

現在の現在する者とす故に死亡したる者は退社と爲すなり但會社契約又ハ總社員ノ承諾に依り死亡者ノ相續人其他ノ權利承繼人が死亡者ノ地位に代りまするときは死亡者ノ承繼人に依り退社したるにわらず第三は破産又ハ家資分散したる者社員は資産と名望ある社員にして退社したるにわらず第三は破産又ハ家資分散したる者社員は資産と名望ある者に限る者なるに破産又ハ家資分散したる者は社員と爲るべき資格を失ひたる者なれば退社すべし第四は能力ノ喪失例へて精神病に係り又は治産の禁を受くる等の場合に於ては財産所置の權を失ふを以て社員ノ資格も共に失ふものとす但し特別の約定あるときと

此限にあらすどす是れ本人之無能力者なれとも管財人をして財産を處置せしむることが出来ずる故なり

第二百二十二條 社員退社スル毎ニ會社ハ七日内ニ其理由ヲ附シタル登記ヲ受ク可シ

本條は社員退社する毎に七日内に其理由を附したる登記を受くべき規定なり

第二百二十三條 會社ハ退社員ノ爲メ特ニ作りタル貸借對照表ニ依リ退社ノ時ノ割合ヲ以テ其持分ヲ退社員又ハ其相續人若クハ承繼人ニ拂渡スコトヲ要ス

退社前ノ取引ニシテ未ダ結了セサルモノハ其結了ノ後之ヲ計算スルコトヲ得

問 本條は如何なる事項の規定でムりますか

答 本條は會社は退社員の爲め其持分を返還せざる可からず社員が退社したるときは會社は退社員の差入たる資本及び之より生じたる利益は少しにても之を所有することは出来ませぬ合名會社は株式會社と異なる所以でムります而して其持分の返還と退社の時の割合即ち退社せし當時の現在額を以てします此現在額により拂渡すには貸借對照表を作るべきことを本條に規定したる所以でムります

退社前の取引にして未だ結了しませぬ者は其計算書は後日再び之を作る事が出来ずから結了したる後に計算することが出来るとしてあります

第二百二十四條 退社員ノ持分ノ價直ハ特約アルニ非サレハ其出資ノ何種類タルヲ問ハス金錢ノミニテ之ヲ拂渡ス

勞力ノ出資又ハ其他退社ト共ニ終止スル出資ニ付テハ特約アルニ非サレハ之ニ對スル報償ヲ爲ス義務ナシ

問 退社の持分を拂渡すに之其出資の種類に依り之を拂渡しまするか

答 退社員の出資は物件たりとも別に約束がなければ種類に拘はらず金錢のみを以て之を渡します其物件は出資したる時の評價に依り計算するものとします

問 退社と共に終始する出資とは如何なるものを申しますか

答 御尋の義は工藝杯の出資を云ひます工藝を以て出資とするもの之連續の出資であります故に常に其工藝に依て得る所の總ての利益を決算せねばなりません而して其出資に付ては別段の約定がなければ之に對する報償をなす義務なきものとしてします

第二百五條 退社員ハ退社前ニ係ル會社ノ義務ニ付テハ退社後二個年間仍ホ全財産ヲ以テ其責任ヲ負フ

第九十八條ノ場合ニ於テ第三者ナシテ已レノ地位ニ代ハラシメタル者

ニ付テモ亦前項ヲ適用ス

問 本條の意義理由は如何

答 本條は社員退社後の責任を定めたる者でムリます社員之退社したりとて退社前の会社の義務即ち債務に就て之猶ほ退社後二ヶ年間は会社に對して其責任を負ふものでムリます何となれば會社の債權者と會社の財産に止まらず社員之私有財産に對しても辨償を要求するの權利を有するものなればなり故に退社したりとて全く此責任を免かることはできません是れ本條の規定ある所以なり

右の責任之第九十八條の場合に於て第三者をして已れの地位に代らしめたる者に付ても亦之を適用します

第六款 會社ノ解散

第二十六條 會社ハ左ノ諸件ニ因リテ解散ス

- 第一 會社存立時期ノ滿了
- 第二 會社契約ニ定メタル解散事由ノ起發
- 第三 總社員ノ承諾
- 第四 會社ノ破産
- 第五 裁判所ノ命令

問 會社の解散する場合と其理由とを承り度し

答 第一會社繼續時期の滿了たる時第二會社契約に定たる解散事由の起發即ち會社契約に何々の事由が生じたるるときと定めたるに其事由の生じたる場合第三總社員之承諾會社は社員之承諾を以て成立したるものなればなり第四破産の場合此場合は會社獨立して其財産を處分及び管理するの權利を失ひ從て其業務を行ふことのできぬを以てなり第五裁判所の命令ある場合なり

第二百二十條 第六十七條ニ掲ケタル場合ノ外會社其目的ヲ達スルコト能ハス又ハ會社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサルノ理由ヲ以テ一人又ハ數人ノ社員ヨリ會社ノ解散ヲ申立ツルトキハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ解散セシムルコトヲ得

會社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサル場合ニ於テ會社ノ解散ニ換ヘテ或ル社員ヲ除名スルコトヲ他ノ總社員ヨリ相當ノ理由ヲ以テ申立ツルトキハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

前二項ニ掲ケタル裁判所ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 本條之如何なる場合を規定したるものでムリますか  
答 本條之裁判所の命令を以て解散を命ずる場合を掲げたるものなり第六十七條に掲げたる

場合即ち會社の營業が公安又は風俗を害すへき場合に於ては裁判所は檢事の申立に依り其他職權を以て解散を命ずることがあり得るけれども尙此外に解散を命ずる場合があり得る即ち本條に記載する場合は是れなり會社其目的を達すること能はずとは例之へは競争事が起りて我會社の營業に妨害し大に隆盛の道を遏むる等の場合を云ひます會社の地位を維持すること能わざるとは社員間に折合ざる事情あるか又之互に信用を失ふたる原由ある場合の如きをいひます會社の地位を維持すること能はざるの理由は畢竟其原因は社員中の折合ざる者ありて其者が會社に在ること會社の爲めに不利益なりと思ふ時は會社は裁判所の命令を得て除名する事が出來ます

第二百二十八條 第二百二十六條ノ第一號第二號ニ記載シタル場合ニ於テハ  
總社員又ハ社員ノ一分ニテ會社ヲ保續スルコトヲ得但社員ノ一分ニテ  
保續シタルトキハ其離脱シタル社員ハ退社シタルモノト看做ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか  
答 本條は第二百二十六條の第一號第二號に記載したる場合に於ては總社員又ハ社員の一分にて會社を保續することができざることを規定したるものなり而して總社員之を保續することとに同意すれば妨なしと雖も若し社員中不同意の者があるときは之を退社員即ち離脱したる社員と看做して退社の手續に従ひます

第二百二十九條 會社解散スルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外總社員ノ多數決  
ヲ以テ清算人一人又ハ數人ヲ任シ七日内ニ解散ノ原由、年月日及ヒ清  
算人ノ氏名、住所ノ登記ヲ受ク可シ

問 本條之如何なる場合を規定したるものでムリますか  
答 會社解散したるときは最早各社員之其事務を管理するの資格を失ひたるものなれば破産の場合を除くの外清算人を任せて其解散後の總の事務を結了さしめする其理由は若し會社解散後の處分をして各社員に之を爲さしむるときは其處分方が公平ならぬ處ありて紛争の基となり得ますればなり故に社員の多數決を以て清算人一人又は數人を選任し七日内に解散の原由年月日及び清算人の氏名住所の登記を受けねばなりません

第三百十條 清算人ハ會社ノ現務ヲ結了シ會社ノ義務ヲ履行シ未収ノ債  
權ヲ行用シ現存ノ財産ヲ賣却ス又清算人ハ清算ノ目約ヲ起エテ營業ヲ  
保續シ又ハ新ニ取引ヲ爲スコトヲ得ス又清算人ハ裁判上會社ヲ代理シ  
且會社ノ爲メ和解契約及ヒ仲裁ヲ約ヲ爲スコトヲ得

問 清算とは如何なる事を申しますか  
答 清算とは決算と云ふことを新規に清算と文字を造りたるものでムリます即ち會社の現に所有する財産及び其債務の額を知りて以て社員に分配の額を定めますを目的とする所の

所爲を云ひます本條にも即ち清算人は會社の現在の事務を結了り會社の義務債務を弁済し未だ收入せぬ債權を取立現に在る所の財産を賣却又清算人は清算の目的を超えて即ち清算外の事をあし解散すべき會社の營業を保護したり新に取引を爲すことはできません清算人は裁判上會社を代理し且會社の爲め和解契約及び仲裁契約を爲すことができません語を換へて言へば清算人と新ある取引を始むることなく只舊來の取引を繼續し會社をして損失をさせぬ爲め其商品を賣却することができ會社の財産を以て其債務を拂ふことができ會社の債權を回収することができ又此等の事をなす爲め訴訟を爲し又之受くることとができ債權者が分散するときは之が爲め和解契約を爲し仲裁契約を爲すことができるものと云ふことなり

第三百三十一條 清算人ノ權ハ社員之ヲ制限スルコトヲ得ス且重要ナル事由ニ基ク社員ノ申立ニ因リ裁判所ノ命令ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ解任スルコトヲ得ス但其命令ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問

本條は如何なる事項の規定なりや

本條は清算人の權利制限と解任に關する規定なり精算人は前條に於ても陳述したる如く

清算人の重要な職權あるものにして即ち社員的全權代理人であります故に社員に於て清算人の權之を制限することは出來ませぬ且重要なる事由ありて解任すべき者あるも

社員に於て直ちに之を解任することは出來ませぬ必ず其事由を申立裁判所の命令でなければ之を解任することと出來ませぬ然れども清算人の業務に付き特別の約定あるときは清算人の社員に従ふの義務あり是清算人の意見に放任するときは終に社員の損害を受くる様ありと出來るを以てあり其他之決して清算人の權利を制限し又は解任する等の如きは社員に於て爲すべき權利はあきものなり

第三百三十二條 清算人ハ委任事務ヲ履行シタル後社員ニ計算ヲ報告シ第三百五條及ヒ第二百二十四條ノ規定ニ準シ會社財産ヲ社員ニ分配ス又清算中ト雖モ自由ト爲リタル財産ハ之ヲ社員ニ分配スルコトヲ得

問

本條之如何なる事項の規定なりや

本條は清算人が最終の業務を規定したるものなり扱清算人の職務は首として會社解散後に係る財産を社員間に分配するを以て業務とします而して其業務は第三百三十條に規定したる事項を爲したる後社員に計算を報告し且つ別段の約束なき限りは其出資の價額に準率し又其持分を金錢にて之を拂渡す等は第三百五條及び第二百二十四條の規定に準し會社財産を社員に分配します又清算中と雖も自由と爲る財産は之を社員に分配することが出来る

第三百三十三條 社員ニ分配ス可キ物ハ會社ノ總テノ義務ヲ済了スルニ要

セサル會社財産ニ限ル

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は社員に分配すべき財産を規定す會社財産は會社の債務に充用せねばなりませぬ故に社員に分配すべき物は會社の總支拂を濟したる後でなければ之を分配すること出ませぬ社員は會社の財産が債務に充つるに足らぬときは財産の分配を受けることが出来ぬばかりでなく尙ほ其會社の義務を各社員的全財産を以て連帯にて負擔せねばなりませぬ故に本條に之會社の總ての義務を濟了するに要せざる會社財産に限るとします

第二百二十四條 解散シタル會社ノ商業帳簿及ヒ其他ノ書類ハ社員第三十  
四條ノ規定ニ從ヒ之ヲ處分ス

問 本條規定の事項を承り度し

答 本條を解散したる會社の商業帳簿と其他の書類を處分する方法を規定したるなり其處分方法は第三十四條の規定に從ひ十年間之を貯藏し火災又と其他の意外の事變に因りて喪失又は毀損はぬ様注意すべきものとす

第二百二十五條 會社ノ義務ニ對スル社員ノ無限責任ハ其義務ニ付キ五個  
年未滿ノ時効ノ定ナキトキニ限り解散後五個年ノ滿了ニ因リテ時効ニ  
罹ル但債權者カ未タ分配セラレサル會社財産ニ對シテ請求ヲ爲ストキ

ハ此限ニ在ラス

問 會社の義務に對する社員の無限責任に時効がムリますか

答 會社の義務に對する社員の無限責任に付き五個年未滿の時効の定めなきときは解散の後五個年の滿了に因りて時効を罹ると規定してあります是は會社の繼續たる中に在ては會社の債權社員に對する訴權と普通の時効法に從ひ三十年でなければ消滅しませぬ然れども會社若し解散する時は同社員は各々他の事業に従事するが故に舊會社の義務を久しく繼續かすに於ては其新事業を紛亂するの恐があります故に立法者は成るべく之を豫防せんが爲め特別の時効を規定したるものでムリです但會社の債權者が未だ分配を受けませぬ會社財産に對して請求を爲すときは格別でムリです

時効とは期滿得免にて五ヶ年の期限あるものなれば其五ヶ年を過ぎたれば期限が満ちたりとして訴へても其効なきものとします

問 五ヶ年の時効起算の点之何時より計算しますか

答 此事は會社創設する日契約證書に繼續期限が規定してありまして其契約を公に示すの法則にて其公示したるときは其會社解散の日より起算します若し會社創立の時の證書に規定する期限前に解散し或之前以て繼續期限の規定なきとき解散したる時は其解散證書を公示したる日を以て起算します

第二節 合資會社

第三百三十六條 社員ノ一人又ハ數人ニ對シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任カ金錢又ハ有價物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノヲ合資會社ト爲ス

問 合資會社の性質は如何なるものでムリますか

答 合資會社は合名會社の規定を適用するものにして其の之と異なるの點と僅かに數ヶ條であります今之を擧げますれば左の如し

- 第一 合資會社は社員の出資を以て會社財産を作り而して其出資之金錢又之有價物を以てする出資に限りて勞力を以て出資と爲すことと出來ませぬ
- 第二 各社員の出資に對する責任は出資のみに限る故に各社員は有限責任なり
- 第三 社員之各其權利義務を有す而して社員に特別の約定なきときは各社員の權利義務は同等なりとします故に社員は各業務を取扱ひまする權利あり
- 第四 社員の責任之有限なりと雖も特約又之第三百四十六條に依り無限責任たることを得へし

第三百三十七條 合資會社ハ本節ニ定メタル規定ノ外總テ合名會社ノ規定ニ從フ

問 本條之如何なる事項の規定なりや

答 本條は合資會社に適用すべき規定を示すなり合資會社は合名會社と畧ば同様なるものにして其規則も合資會社に特別なる規定なきものは總て合名會社の規定に從ふべきものとす

第三百三十八條 合資會社ノ登記及ヒ公告ニハ第七十九條ノ第二號乃至第六號ニ列記シタルモノノ外尙ホ左ノ事項ヲ掲クルコトヲ要ス

- 第一 合資會社ナルコト
- 第二 會社資本ノ總額
- 第三 各社員ノ出資額
- 第四 無限責任社員アルトキハ其氏名
- 第五 業務擔當社員ノ氏名

問 合資會社の登記及び公告の事項之如何なる件々でムリますか

答 合資會社の登記及び公告を受くべき事項は第七十九條第一號の事項の外第二號より第六號に列記したるもの、上に尙ほ本條第一より乃至第五に至る事項を掲ぐることにします

第三百三十九條 社名ニハ社員ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス但無限責任社員ノ氏ハ此限ニ在ラス社名ニハ何レノ場合ニ於テモ合資會社ナル文字ヲ附

ス可シ

○五十

若シ社名ニ社員ノ氏ヲ用非タルトキハ其社員ハ此カ爲メ當然會社ノ義務ニ對シテ無限ノ責任ヲ負フ

問 本條の規定ニ如何なる事件なりや

答 社名と社員の氏を用ふることを得ざることを若し之を用ゐたるときは無限の責任と爲ることを規定したるなり合資會社の社名に社員の氏を用ゐることを得ずと雖も無限責任社員の名を用ふることと妨げなし又社名には何れの場合に於ても合資會社なる文字を附けねばなりませぬ若し社員の名を以て社名と爲したるときは其社員は當然會社の義務に對し無限責任を負ひます

第四百十條 無限責任ノ社員業務擔當社員ヲ除ク外社員ハ自己ノ計算又

ハ第三者ノ計算ニテ會社ノ商部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ之ニ與カルコトヲ得

問 本條ニ如何なる事件の規定なりや

答 本條之社員が自己又は他人の計算にて爲す取引を規定してあります合名會社の社員は総社員の承諾なきときは自己又は他人の爲めに會社の商部類なる取引を爲すことと出來ませぬけれども合資會社の社員と自己又は他人の爲めに之を爲すことを得るなり是れ合資

會社に在て之其社員が有限責任でありまして會社の財産と自己の財産とは別なるものなればなり然れども合資會社に在ても無限責任社員及び業務擔當社員は自己又は第三者の計算にて會社の商部類に屬する取引を爲すことが出來ませぬ

第四百十一條 業務擔當社員ノ選任及ヒ解任ハ總社員四分三以上ノ多數

決ニ依ル

問 本條は如何なる意義理由でムリますか

答 本條は業務擔當社員の任免の方法を規定するなり業務擔當社員を選任したり又は解任するに之總社員の同意を求めずとも總社員中四分三以上の多數の同意を得たるるとき之を選任し又之解任するものとす

第四十二條 業務擔當社員ハ會社契約ニ依リ一定ノ無限責任社員ノミチ

以テ之ニ充ツルコトヲ得

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條は業務擔當社員の責任を規定したるものなり業務擔當社員之有限責任の者なれども會社契約上に定めたるときは一定即ち同等の無限責任社員ばかりを以て之に充つること出來ますものとす而して本條には一定と云ふより見れば他の無限責任社員と同等にして區別のなきことを云ふなり



第四百十三條 業務擔當社員ハ裁判上ト裁判外トヲ問ハズ總テ會社ノ事務ニ付キ會社ヲ代理スル專權ヲ有ス然レトモ會社契約又ハ會社ノ決議ニ依リテ羈束セラル

數人ノ業務擔當社員アル場合ニ於テ各別ニ業務ヲ取扱フコトヲ得ルモノタリヤ又ハ其社員若クハ數人共同ニ非サレハ之ヲ取扱フコトヲ得サルモノタリヤハ會社契約又ハ會社ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

問 本條の規定之如何なる事件なりや

答 本條は業務擔當社員の權利を規定したるなり業務擔當社員は會社の事務に就きて會社を代理する專權を有します然れども其專權の區域之會社契約又ハ會社の決議に依りて定めらるゝものとす

又數人の業務擔當社員ある場合に於て之其業務取扱の方法も亦會社契約又は會社の決議を以て之を定めます

第四百十四條 業務擔當社員代理權ニ加ヘタル制限ハ善意ヲ以テ之ト取引ヲ爲シタル第三者ニ對シテ其効ナシ

問 本條は如何なる意義なりや

答 本條之業務擔當社員代理權限の効力を定めたるものなり業務擔當社員が會社を代理する權限に制限を加へるものと取引を爲す者が善意なるときは其第三者に對して之無効なり故に此場合に於ては會社之第三者に對して其責任を免るゝことはできませぬ善意とは代理權限外たることを知らずして之と取引を爲すをいひます故に惡意即ち代理權の制限外たるを知て取引を爲したる第三者に對して之其制限は有効なり故に其取引に對して之會社は責任を負ふこととありませぬ

第四百十五條 有限責任社員ハ業務擔當社員ノ認可ヲ得テ其持分ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得此場合ニ於テハ取得者ハ讓渡人ノ權利義務ヲ襲承ス

問 本條は如何なる規定でムりますか

答 本條は有限責任社員の持分に關する規定なり有限責任社員は其持分を他人に讓渡すことが出来るも雖も之を讓渡す時は業務擔當社員の認可を得ることを要するものとしませぬ又其取得人に於ては讓渡人の權利義務を繼承します故に讓渡人の權利義務は全く消滅し取得者は之に代はりて會社又は第三者に對する全般の權利義務を行ひます

第四百十六條 業務擔當社員ハ其の務施行中ニ生シタル會社ノ義務ニ付キ連帶無限ノ責任ヲ負フ

問 本條の規定を詳細に説明わりたし

答 本條之業務擔當社員の無限責任に關する規定なり業務擔當社員之職務施行中に生じた

る會社の義務に付き連帶無限の責任を負ふものとし、是れ其の職務施行に付き生じたる義務なればなり、如此く責任を重くして置かねば、自然業務施行に不注意等あるに至れば、なり本條は今回議會に於て全文修正したるものなり、舊法文には「業務施行中に生じたる會社の義務に付き無限の責任を負ふべき旨を豫め定むることを得」とありたるなり、豫め定め置くを豫防法なれば萬一の場合を慮りたるものなり

**第四百四十七條** 前條ニ掲ケタル連帶無限ノ責任ハ業務擔當社員ノ退任後二ヶ年ノ滿了ニ因リテ消滅ス

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答

本條は前條無限責任の消滅に關する規定なり、前條に規定ある業務擔當社員ノ連帶無限の責任之其社員退任後二ヶ年を経過して消滅します、本條も亦修正を加へて舊法文には一ヶ年として、第二百二十五條通常合資會社に於ける無限責任社員ノ責任と同じく二ヶ年と定めたるあり、此の二ヶ年ノ責任之合名會社ノ責任と同一になしたるもので、ムリます

**第四百四十八條** 業務擔當社員ハ每年少ナクトモ一回通常總會ヲ招集シ、其他業務擔當社員ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ總社員四分一以上ノ申立アルトキハ臨時總會ヲ招集ス可シ

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答

本條は通常總會及び臨時總會の招集に關する規定で、ムリます、通常總會は毎年少くとも一回を招集し、臨時總會は業務擔當社員に必要と認めたる時、又ハ總社員四分一以上の申立あるとき之を招集します

**第四百四十九條** 總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ少ナクトモ七日前ニ各社員ニ會議ノ目的ヲ通知シ、及ヒ提出ス可キ書類ヲ送付スルコトヲ要ス

問 總會を招集するには、日より七日前に通知すべしとするは、其理由如何、又會議の目的とは如何なる事項を申しますか

答

七日前に各社員に通知を爲す理由は、社員と雖も平生に之夫々業務のある者なれば、七日前より之を通知し、當日迄は線合せ必ず出席する様に用意をなさしむる爲めで、ムリます、會議の目的とは會議しまする事件、即ち何々の事項にて、其事項を詳細に通知し置き兼て心得居らしむ、又會議に差出しまする書類を送付すること、し、ます

**第四百五十條** 事業年度ノ終リタル後直チニ通常總會ヲ開キ、其年度ノ貸借對照表及ヒ事業並ニ其成果ノ報告書ヲを員ニ提出シテ検査及ヒ認定ヲ受ク、其認定ハ出席社員ノ多數決ニ依ル

問 事業年度とは年内何れの時に定めますか

答 事業年度とは一年一回都合の時を以て年度とし、ます、其事業年度の終りたる後直に通常總會

會を開き其年度中になしたる貸借対照表と事業並に事業の成果の報告書を社員に提出して検査及び認定を受けます其認定は會議に出席したる社員の多數決に依るものであります

第五百五十一條 臨時總會ニ於テ議ス可キ事項ハ總社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

然レトモ合名會社ニ在テ總社員ノ承諾ヲ要ス可キ事項總社員四分三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス此場合ニ於テハ不同意ノ社員ハ直チニ退社スル權利アリ

問 本條之如何なる場合を規定したるものでありますか

答 臨時總會に於て議します事項は何事に因らず總社員の過半数を以て之を決するものとします然れども合名會社に在て總社會の承諾を受けねばならぬ事項即ち重要な事件例へは會社契約變更の如き之總社員四分三以上の多數を以て之を決します此場合に於ては意見を異にし賛成せぬ社員は直ちに退社する權利があります

第五百五十二條 前條ニ掲ケタル決議ニ要スル定數ノ社員出席セサルトキハ其總會ニ於テ假ニ決議ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ其決議ヲ總社員ニ通知シテ再ヒ總會ヲ招集ス其通知ニハ若シ第二總會ニ於テ出席社員ノ多數ヲ以テ第一ノ總會ノ決議ヲ認可シタルトキハ之ヲ有効ト爲ス可キ旨ヲ明告スルトコトヲ要ス

問 定數に満たざる社員出席の時之決議は如何なりですか

答 前條に掲げたる總社員四分三以上の出席員なきときは其出席員のみにて假に決議を爲すことができず此場合に於て之決議を總社員に假議決の事を知りて再び總會を招集します其通知には若し第二の總會に於ても猶ほ出席員定數に満たざるまゝ出席社員の多數の決議を認可したるとき之を有効となすべき旨を通知書に記載して告ぐることに致します

第五百五十三條 利息又ハ配當金ハ會社資本額カ損失ニ因リテ減シタル間ハ之ヲ社員ニ拂渡スコトヲ得ス

問 本條は如何なる事件の規定ありや

答 本條は利息又は配當金の拂渡に關する規定なり利息又ハ配當金を社員に分配するは會社の資本額が多分にある場合に於て若し不足なる場合には之を爲すものでありませぬ故に會社資本額が損失に因りて減少したる間之を社員拂に渡すことは出来ません其理由は會社の基本を薄弱くならしめ遂に破産に至るへければかり

第三節 株式會社

第一款 總則

第一百五十四條 會社ノ資本ヲ株式ニ分テ其義務ニ對シテ會社財產ノミ責任ヲ負フモノヲ株式會社ト爲ス

問 株式會社は如何なる性質のものでムりますか

答 株式會社之商業を営むにあらざる目的なるときも亦之を商事會社と看做し其他株式會社に必要なる件は第一會社の資本を株式に分つ事即ち會社の資本之或は一株五拾圓或之百圓とするが如き之を何人にも流通することが出來株券を發行して募集するものなり故に其株券之賣買讓渡を爲すことが出來又其賣買讓渡を爲すときは社員が變りて社員之を賣買讓渡を爲し何時にても隨意に退社若くは入社を爲すことが出來ます第二其義務に對しては會社財產のみに付て責任を負ひます依て株式會社は純然たる有限責任會社であります社員即ち株主の義務は其株金のみに限るものであります其他社員之七名以上なること政府の免許を得ること等之合名會社合資會社と異なる所以でムります

第一百五十五條 株式會社ハ其目的カ商ヲ營ムニ在ラサルモ商事會社總則本節及ヒ次節ノ規定ニ從フ

問 本條之如何なる事件を規定したるものでムりますか

答 本條は株式會社の目的に係る規定なり前に既に述べたるが如く凡て商事會社之商業を営むが爲めにするものにして商業を営まぬ者は民事會社なりと然れども株式會社に限りて之が目的を擴張して其目的の商業を営むものでなしと雖も尙ほ商事會社と看做します故に其會社に關する規定も商事總會則や本節及び第四節の規定に従ふものとします

問 會社の目的が商事を営むにあらざるものを商事會社と看做す理由は如何

答 商業を営むを目的としませぬと雖も爲替手形約束手形等と同様に流通する株券を發行するものなるを以てなり

第一百五十六條 株式會社ハ七人以上ヲ以テシ且政府ノ免許ヲ得ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

問 株式會社之七人以上と限り且つ政府の免許を得ます理由之如何

答 株式會社は七人以上を限りたるものは資本は多數の株券を集合せねば成立しませぬを以て社員多數を要します且つ七名以下の少數にては株式會社の組織を爲すことできぬ故でムります

政府の免許を得るを要するは株式會社は廣く株主を募集し巨額の資本數多の人員を要するものなれば種々の弊害を生ずることあればなり

第二款 會社ノ發起及ヒ設立

第一百五十七條 株式會社ハ五人以上ニ非サレハ之ヲ發起スルコトヲ得ス

發起人ハ目論見書及ヒ假定款ヲ作り各自之ニ署名捺印ス  
定款ハ本法ノ規定ニ抵觸スルコトヲ得ス

問 本條之如何なる事件の規定なりや

答 本條は會社の發起及ヒ設立に關する規定なり株式會社之發起人を四人以上と爲す凡そ會社は發起人の多き方其の基礎確實にして隨て世人の信用も厚ければなり株式會社も此に見る所ありて法律は四人以上の發起人なければ設立することができぬものとしす  
發起人之目論見書及ヒ假定款を作り各自之に署名捺印するものとしす是は其發起に付ては責任を負ひますことを明示するに在り

定款は商法の定めたる要件に抵觸することは出來ませぬと云ふと會社は商法に従て設立するものなればなり

第五百五十八條 目論見書ニ記載ス可キ事項左ノ如シ

- 第一 株式會社ナルコト
- 第二 會社ノ目的
- 第三 會社ノ社名及ヒ營業所
- 第四 資本ノ總額、株式ノ總數及ヒ一株ノ金額
- 第五 資本使用ノ概算

第六 發起人ノ氏名、住所及ヒ發起人各自ノ引受クル株數

第七 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期  
本條之目論見書に記載すべき事項を示したるものにして別に説明を要せず

第五百五十九條 發起人ハ會社ヲ設立ス可キ地ノ地方長官ヲ經由シテ目論見書及ヒ假定款ヲ主務省ニ差出シ發起ノ認可ヲ請フコトヲ要ス

問 本條之如何なる事項を規定したるものでムりますか

答 發起人之前に示したる目論見書を作り會社を設立する地の官廳を經由て目論見書と假定款を主務省即ち其筋に差出し發起の認可を請はねばなりませぬ

第六十條 發起人ハ前條ノ認可ヲ得タルトキハ目論見書ヲ公告シテ株式ヲ募集スルコトヲ得其公告中ニハ法律ニ規定シタル發起ノ認可ヲ得タル旨及ヒ其認可ノ年月日ト各株式申込人ニ假定款ヲ展閱セシムル旨トヲ附記ス

問 發起人發起の認可を得ました時は如何致しますか

答 發起人前條の手續に依り認可を得ましたときは其目論見書を公告して株主を募集するところができます而して其公告中には法律に規定ある發起の認可を得たる旨と其認可のありたる年月日と株式申込人に假定款を展閱することゝを附記公告せねばなりませぬ

第六十一條 株式ノ申込ヲ爲スニハ申込人其引受クル株數ヲ株式申込簿ニ記入シテ之ニ署名捺印ス又其申込ハ署名捺印シタル陳述書ノ送付ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

代人ヲ以テ申込ムトキハ委任者ノ氏名ニ代人其氏名ヲ附記シテ之ヲ捺印ス

問 株式の申込を爲すに之如何なる手續に致しますか

答 株式の申込を爲すには申込人之自分に引受くる株數を株式申込の帳簿に記入し之に名前を記し捺印す而して其申込人會社に到りて申込むことの煩わしきを厭ふか又は到ることのできぬ者は各株主會社の帳簿に調印するに及ばず其申込は自分の名前と印を捺したる陳述書を會社に送附するを以て十分とす是れ株式の募集たる廣く公衆に募るが故に各株主をして皆な申込の帳簿に調印さすことは到底できぬことであります而して本人が必ず

ず申込まねばならぬと云ふこととありませんで代人を以て申込むことができず代人を以て申込むには委任者即ち本人の氏名に代人其氏名を附記し之に印を捺します

第六十二條 株式ノ申込ニ因リテ申込人ハ會社設立スルニ至レハ定款ニ從ヒ各株式ニ付テノ拂込ヲ爲スコキ義務ヲ負フ

株式申込人は何時より拂込を爲すの義務がありますか

答 株式申込を爲したる申込人は會社が設立に至れば定款に従ひて各株式に付ての拂込を爲すべき義務を負ふものとします

問 株式の申込之義務契約でありますか此契約は如何なる時期に終りますか

答 會社株金募集を爲すに當ては應募申込に日限を定めますと雖も其期限内に申込みたる者は悉く承ける者ではありませんで元來會社の資本金額に之を定めのあるが故に應募株金の此額を超えたるときは其剩餘の分を必ず謝絶せねばなりません而して之を謝絶するには或は總申込み金額と會社に入用なる金額との比例に應じ各應募者の金額を減少すか又は期限内と雖も定額もこや滿ちたる後の申込を謝絶するか其方法に至て之前以て公告して置かねばなりません故に各株主は其申込を會社に於て承諾したりとの通知を受けたる後でなければ確に定まりたるものでありません

第六十三條 總株式ノ申込アリタル後ハ發起人ハ創業總會ヲ開ク可シ其總會ニ於テハ少ナクトモ總申込人ノ半數ニシテ總株金ノ半額以上ニ當ル申込人ノ承認ヲ經テ定款ヲ確定ス

問 株式申込の終りたる後は如何致しますか

答 總株式の申込ありたる後は發起人之創業總會を開きまする創業總會と申す之會社を始めて立つるに付きての總會を云ひます其總會に於ては何事を決定するかと申せば先づ第一

〇商法 會社法

〇六十三

着に假定款を確定するものであります定款は發起人が最初會社の發起の認可を受くる願書を差出す時より設けておれども總會に於て總申込人の半數にして總株金の半額以上に當る申込人の承認を経て始めて確定するものであります

第六十四條 創業總會ニ於テハ創業ノ爲メ發起人ノ爲シタル契約及ヒ出費ノ認否ヲ議定シ又有價物ノ出資ヲ差入レテ株式ヲ受ク可キ者アルトキハ其價格ヲ議定ス

前項ノ議定ハ少ナクトモ總申込人ノ半數ニシテ總株金ノ半額以上ニ當ル申込人出席シ其議決權ノ過半數ニ依リテ之ヲ爲ス

問 本條之如何なる事項の規定なりや

答

本條之創業總會に於て議定すべき事項と其議決方法を定めたるものなり創業總會に於ては創業の爲め發起人の爲したる契約及び出費を承認しまするか否やを議決し又有價物即ち土地家屋等の出資を差入れて株式を受くる者あるときと其有價物の代價を議定します右の議定は少くとも總申込人の半數にして總株金の半額以上に當る申込人出席し其議決權の過半數に依て之を爲すものとします而して本條は所謂議決權の過半數に依るとも出席員の過半數を以て議決するをいふものなれども第六十四條に依りますと必ずしも然るにわらず株數の多寡を以て議決權を定むることがあります此場合に人員少數なるも

株數の多き者の意見に従ひます

第六十五條 其他創業總會ニ於テハ取締役及ヒ監査役ヲ選定ス

問 創業總會に於ては前條の外に議定すべき要件ありますか

答

創業總會は會社全体の組織を議定するものなれば定款を議する外に尙ほ役員をも選定せねばなりません株式會社に於ては他の合名會社の如く社員會社を代理することなきを以て別段に代理役員を選定せねばなりません即ち本條の設けありて取締役及び監査役を選定する所以であります

第六十六條 創業總會ノ終リシ後發起人ハ地方長官ハ經由シテ主務省

ニ會社設立ノ免許ヲ請フ其申請書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 目論見書及ヒ定款

第二 株式申込簿

第三 發起ノ認可證

問 本條規定の意義理由は如何

答

株式會社は政府の許可を得ざれば設立することが出来ませぬ故に創業總會の終りたる後は發起人地方長官を経て主務省に申請書を差出して會社設立の免許を請ふこととします本條は之を請ふ手續を示し申請書に添へます書類の事項を示す

第六十七條 會社設立ノ免許ヲ得タルトキハ發起人其事務ヲ取締役ニ引渡ス可シ

取締役ハ速ニ株主ヲシテ各株式ニ付キ少ナクトモ四分一ノ金額ヲ會社ニ拂込マシム

問 本條之如何なる事を規定したるものでムリますか

答 本條は會社設立の免許を得たるべきの處置方を定めます會社設立の免許を得たるべきと會社を組織するに至りたるものなり最早會社を組織したれば發起人の役目と完了して是より後は發起人の役と無きものなり故に發起人は其事務を取締役に引渡すへし取締役は事務を引續きたれ之速かに株主をして各株式に付キ拂込を爲さしむ是れ株式會社も商事會社なれば資本なきときと成立することと出來ませぬ故なり然れども會社の資本は初より金額を要するにあらざれば株主をして一時に拂込ましむるに及ばず先づ最下限の拂込を爲さしめ金額の四分一金額を拂込ましむるものとす

第六十八條 會社ハ前條ニ掲ケタル金額拂込ノ後十四日內ニ目論見書

定款、株式申込簿及ヒ設立免許書ヲ添ヘテ登記ヲ受ク可シ

登記及ヒ公告ス可キ事項ハ左ノ如シ

第一 株式會社ナルコト

第二 會社ノ目的

第三 會社ノ社名及ヒ營業所

第四 資本ノ總額、株式ノ總數及ヒ一株ノ金額

第五 各株式ニ付キ拂込ミタル金額

第六 取締役ノ氏名、住所

第七 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期

第八 設立免許ノ年月日

第九 開業ノ年月日

裁判所ハ會社ヨリ差出シタル書類ヲ登記簿ニ添ヘテ保存ス

問 會社は金額拂込の終りたるときは如何なる處置を致しますか

答 會社之前條に掲けたる金額拂込の後十四日以内に登記を受けねばなりませぬ其登記を受くるときは目論見書定款株式申込簿及ヒ設立免許書を添へて差出すへし登記及ヒ公告しする事項之本條第一より第九に至る事項と定めたるなり

第六十九條 會社支店ヲ設ケタルトキハ其所在地ニ於テ亦登記ヲ受ク

可シ

本條之別に註解を要する事項なし故に之を略するなり



第七十條 設立ノ免許ヲ得タル後遅クトモ一个年内ニ登記ヲ受ケサル  
トキハ其免許ハ効力ヲ失フ第八十一條及ヒ第八十二條ノ規定ハ株式會  
社ニモ亦之ヲ適用ス

問 登記を受けまするには其時期のあるものでムリですか  
答 設立の免許を得たる後は遅くとも一ヶ年内に登記を受けるときは其設立の免許は無効  
となりまする規定でムリです何故なれば會社は其登記を受けねば公示することもできず  
公示をせねば第三者に對して未だ公のものでなきのみならず其免許の効もなきものと  
なります

第七十一條 登記前ニ在テハ創業總會ノ承認ヲ經タル義務及ヒ出費ニ  
付キ發起人、取締役及ヒ株主ニ於テ連帶無限ノ責任ヲ負フ

問 本條規定の意義理由は如何

答 本條は創業總會の費用負擔者を定めたる者なり扱創業總會に於ては發起人の爲したる契  
約及ヒ出費を承諾すると否とを議決します此議決を経たる義務及ヒ出費は登記前に在て  
は發起人取締役及び株主に於て連帶無限の責任を負ひます連帶無限の責任なるが故に若  
し會社の財産のみにて其辨済に充つるに足らぬときは社員の私有財産を以て之を辨済し  
て其義務を盡さねばなりませぬ此義務あるが故に債權者は社員中何人に向ても之が要求  
を爲すことが出來ます

第七十二條 創業總會ノ承認ヲ經サル義務及ヒ出費ニ付テハ發起人ニ  
於テ仍ホ連帶無限ノ責任ヲ負フ

問 創業總會の承認を経ざる義務出資に付て之其責任者之如何

答 創業總會に於て會社契約より生じたる義務及ヒ出費を承認しませぬときは此義務及ヒ出  
費は發起人のみ連帶無限の責任を負擔することゝします是れ發起人の爲したる契約及ヒ  
出費なれば他の者に及ぼさぬ之勿論であります

第三款 會社ノ社名及ヒ株主名簿

第七十三條 社名ニハ株主ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス社名ニハ株式會社  
ナル文字ヲ附ス可シ

問 株式會社の社名及び株主名簿之如何なるものでムリですか

答 株式會社の社名に之株式會社なる文字を附記しますと雖も株主の氏を用らることは出來  
ませぬ株主の氏を用ゆるときは連帶無限の責任となり合名會社合資會社と同じ様になり  
ます故に圖書出版株式會社と記すへきか如し

第七十四條 會社ハ株主名簿ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ記載ス  
第一 各株主ノ氏名、住所

第二 各株主所有ノ株式ノ數及ヒ株券ノ番號

第三 各株式ニ付キ拂込ミタル金額

第四 各株式ノ取得及ヒ讓渡ノ年月日

問 株主名簿は必ず備へねばなりませぬか又其の記載の事項之如何

答 株主名簿は會社に備へ置きて本條第一より第四に至る事項を記載するものとす此名簿が

なければ應募者の詳細を知ることできませぬ故に此名簿には株主正實なることを記載

すべし若し此名簿を備へ置かず又不正の事を記載したるときは罰則に照します

第四款 株式

第七十五條 各株式ノ金額ハ會社資本ヲ一定平等ニ分ナタルモノニシ

テ二十圓ヲ下ルコトヲ得ス又其資本十萬圓以上ナルトキハ五十圓ヲ下

ルコトヲ得ス

問 株式の金額は如何之を定めますか

答 株式の金額は一定平等のものならねばなりませぬ即ち會社資本金額十萬圓にして株式の

總數五百株とすれば一株の金額は何れも二百圓として定めねばなりませぬ或は一株は二

百圓或は一株は五十圓若くは百圓とする様なことは出来ませぬ而して會社資本十萬圓以

下なるときは二十圓を下ることを得ず又十萬圓以上なるときは五十圓を下ることは出来

ませぬ是は株金額が少きに過ぐるときは株主が非常に多くなければならず然るときは株

主名簿の取扱人總會等に於て頗る繁雜なればなり

第七十六條 株式ハ一株毎ニ株券一通ヲ作り之ニ其金額、發行ノ年月

日、番號、社名、社印、取締役ノ氏名、印及ヒ株主ノ氏名ヲ載ス但定款ニ

依リ株數ヲ合シテ一通ノ株券ヲ作ルコトヲ得

問 株式を作る方法は如何なるものでムりますか

答 株式は一株毎に株券一通を作り其株券には其金額及び發行の年月日番號社名社印等を載

せねばなりませぬ是は株券の種類眞偽等を一見して知り易からしめ且つ其所有者の誰な

ることを知らしめんが爲めなりされども會社の定款に依るときは二三の株數を合して一

通の株券を作ることが出来ます是は今回の修正に此但書を加へ株主便宜より如此く規定

したるものでありませう此の如き場合はあるべきことにして但書を加へたるは株主其人

の爲めに便宜なるべきなり

第七十七條 株式ハ分割又ハ併合スルコトヲ得ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 本條は株式は分割し又は併合することを得ざる旨を規定するものなり會社資本を株式に

分つは法律上の規定にして一定平等のものなれば之を分割し又合併するは即ち法律の規

定に背くものなり故に一株を更に小分し又は數株を一々に合併することを得ず故に相續等の場合に在て數人にして一株の所有權を得べきは之を其中の一名が所有者の名義人となるか又は之を賣却して其代價を分割するより外なし茲に注意すべきは前條は一株例へは二十五圓の株を數株合して百圓の株として一人が所有者となることを禁じ本條は一株を數人にて所有し又一名の所有する一株を分割して數人にて所有することを禁じたるものなり

**第七十八條** 株金全額拂込以前ニ於テハ會社ハ假株券ヲ發行シ全額完納ノ後ニ至リ始メテ本株券ヲ發行スルコトヲ得

**問** 株金拂込は全額を拂込む迄幾度にて之を拂込みますか

**答** 株金多き場合には會社は株金拂込の期限を數個に分ち會社の事業漸く進歩し資金を要するに従ひて其一部を拂込せしむるを例とします故に株金全額拂込以前に於ては會社は假株券を發行し全額完納の後に至り始めて本株券を發行することが出来ます

**第七十九條** 假株券及ヒ本株券ハ登記前ニ之ヲ發行スルコトヲ得

**問** 本條規定の意義理由は如何

**答** 本條は株券發行に係る規定なり株券の發行は登記公告以前に於て之を發行することは出来ませぬ若し之を發行するも其株券は無効にして流通の價額はありませぬ何故なれば會社は登記公告せぬ間は設立せぬものなればなり

**第八十條** 登記前ニ爲シタル株式ノ讓渡ハ無効タリ

**問** 登記前に爲したる株式讓渡の無効たる理由は如何

**答** 前にも述べたる如く登記前の株式は會社未だ成立ぬ間なれば之を發行することも出来ぬものなれば其株式の無効中は讓渡は効力なきは勿論であります

**第八十一條** 株式ノ讓渡ハ取得者ノ氏名ヲ株券及ヒ株主名簿ニ記載スルニ非サレハ會社ニ對シテ其効ナシ

**問** 本條規定の意義理由は如何

**答** 株式の讓渡は取得者即ち讓受人の氏名を株券及び株主名簿に記載せぬ間は會社に對して其讓渡の効はありませぬ故に株券を授受するも未だ此式を履まぬ間は會社は矢張前持主即ち讓渡人を株主と看做し總て會社に對する社員の權利義務は讓渡人に對して之を行ひます然るに契約者双方即ち讓渡人と讓受人との間に於ては有効であります

**第八十二條** 株金半額拂込前ノ株式ノ讓渡人ハ讓渡後二ケ年間會社ニ對シテ其株金未納額ノ擔保義務ヲ負フ

**問** 本條の意義理由は如何

**答** 本條は株式讓渡人の責任を定めたるなり株金半額拂込前に於ける株式の讓渡は讓渡人に

一の責任を負はしめ即ち其の株式の譲渡人は譲渡後二ケ年間會社に對して其株金未納額の拂込を爲すこと出来ぬときは之に代りて其拂込を爲す爲め擔保義務を負はします若し此義務なきに於ては譲受人の資産の如何に依て會社に損害を受くる様なことあるを以て故障を云はねばならぬ様になります

問 擔保義務とは如何なることを申しますか

答 擔保とは物權にては質取抵當人權にては保証連帶等を爲すを云ふ株金半額拂込前の株式の譲渡に對して其株金未だ拂ひ納めにならぬ額の擔保を爲すべしと規定められたるは株式を他に譲渡したる者は殘の額を拂はぬ者があるを以て其場合を豫防したるものであります而して茲に申す譲渡とは民法の手續を履行ふたる株式賣買を謂ではありませぬ商法上簡單なる手續方法に依り譲渡を爲すことが出来ると云ひます法律は彼の身代の無き者に株式譲渡の約諾を爲せぬ爲めに本條に擔保義務を負はしめたるなり

第八十三條 會社ハ株主名簿及ヒ計算ノ閉鎖ノ爲メ公告ヲ爲シテ事業年度毎ニ一箇月ヲ踰エサル期間株券ノ譲渡ヲ停止スルコトヲ得

問 本條規定の事件は如何なる意義なりや

答 本條は株券の譲渡を停止する場合を掲げたるものなり會社は株主名簿及び計算の整理の爲め公告を爲して事業年度毎に即ち毎年通常總會前に於て一ヶ月を踰えざる間株券の譲

渡を停止することが出来ます其所以は株主名簿及び計算を整理する間の繁雜を防ぎたるものでムります

第八十四條 拂込ミタル株金額及ヒ會社財産中ノ持分ハ會社解散前ニ於テハ之ヲ取戻サント求ムルコトヲ得ス

問 本條は如何なる事件を規定したるものでムりますか

答 本條は拂込の株金額及び會社財産中の持分に關する規定なり株式會社は株金を以て資本としますが故に此株金なきときは會社は成立ちませぬことは合名會社及び合資會社の社員の出資を以て成立つと同じことでムります故に其の會社の解散せぬ間は會社と分離することとは出来ませぬ持分も亦其株金より生じたる會社財産中の一部なれば會社の解散前に於ては之を取戻すことを要求することは出来ませぬ是れ株式會社は會社資本を一定平等の株式に分ちたるものにして株式の減少するは即ち會社資本の一分を減少するものなれば隨て株式會社の基本を危からしむる様になりますればなり合名會社及合資會社の如きは社員連帶して無限責任を負ひ持分の減少するが如きを以て會社の組織が危険なる様なことはありませぬものとは大に異なれり

第五款 取締役及ヒ監査役

第八十五條 總會ハ株主中ニ於テ三人ヨリ少ナカラサル取締役ヲ三箇

年内ノ時期ヲ以テ選定ス但其時期満了ノ後再選スルハ妨ナシ

取締役ハ同役中ヨリ主トシテ業務ヲ取扱フ可キ専務取締役ヲ置クコト  
ヲ得然レトモ其責任ハ他ノ取締役ト同一ナリ

問 取締役及ヒ監査役を選定する方法は如何

答 取締役に關する規定は第百八十五條以下第百九十條に在リ監査役の規定は第百九十一條

以下第百九十五條に定め第百九十六條以下は取締役及ヒ監査役に共通の規定なれば一々  
就テ説明すへし先づ取締役に關する本條の規定を説明すれば取締役は會社を代理し會社  
諸股の事業を取扱ふものでムリます此取締役を選定するには總會は株主中に於て三人よ  
り少なからぬ三ヶ年間の時期を以て選定します(第百八十五條)而して選定方法は第百六  
十五條の下に於て述べたる如く専ら會社の定款に従ひます若し定款に其定めなきときは  
總株金四分の一以上に當る株主の出席に於て其議決權の過半数に依て之を定むるものと  
します又會社の事務は分擔することが出來ます故に取締中より主として業務を取扱ふ可  
き專任取締役を置くことも出來ます然れども其責任は他の取締役と同一にして異なるこ  
となし

取締役と必ず株主中より選定せねばならぬことと株主外の者之會社の利害に依て自己に  
影響せざれば自然取締上不勉強を免るへからされはなり

第百八十六條 取締役ノ代理權及ヒ其權ノ制限ニ付テハ第百四十三條及

ヒ第百四十四條ノ規定ヲ適用ス

問 株式會社の取締役の代理權及其權の制限は如何

答 取締役が會社を代理し及び其權の制限に付ては第百四十三條及び第百四十四條の規定を  
適用するものとします故に代理は定款に依り制限せられぬ限りは會社の事務に付き會社  
を代理するの專權を有します又其制限が無効なることは第百四十四條の規定に同じとす

第百八十七條 取締役ニ選マルル爲メ株主ノ所有ス可キ株數ハ會社定款

ニ於テ之ヲ定ム取締役ノ在任中ハ其株券ノ融通ヲ禁スル爲メ封印シテ  
之ヲ會社ニ預リ置ク可シ

問 取締役に選定せらるゝ者の株數は如何又之を會社に預り置く理由は如何

答 取締役に選定せらるゝに其株數を何程所有すべきやは會社定款に於て之を定むること  
とします而して取締役の在任中は其株券の融通を禁する爲め會社に預り置くものは取締役  
に選任せらるゝ身元保證金として預り置くものでムリます

第百八十八條 取締役ハ其職分上ノ責務ヲ盡スコト及ヒ定款並ニ會社ノ

決議ヲ遵守スルコトニ付キ會社ニ對シテ自己ニ其責任ヲ負フ

問 取締役の職分上の責務は如何なるものでムリますか

**答** 取締役の職分上盡すべき義務は會社に對して正整なる商人の爲すべき勉勵注意を爲し會社の利益を謀り其他定款並に會社の決議を遵守することに付ては會社に對して自己の責任を負ふものとし、若し此責任に背きたるときは即ち其責を免るゝことは出來ませぬ。或は解任せられ尙ほ會社に對して損害の賠償をせねばなりませぬ。

**第百八十九條** 取締役ハ會社ノ義務ニ付キ各株主ニ異ナラサル責任ヲ負フ然レトモ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ取締役ノ在任中ニ生シタル義務ニ付キ取締役カ連帶無限ノ責任ヲ負フ可キ旨ヲ豫メ定ムルコトヲ得其責任ハ退任後二箇年ノ滿了ニ因リテ消滅ス

**問** 取締役の會社の義務に付ての責任は如何

**答** 取締役は會社の義務に付ては各株主と異なることなく有限責任であります即ち會社の義務を負擔するは會社財産のみに止まり株主の私有財産に及ぶことはありませぬ然れども定款又は總會の決議を以て取締役の在任中に生じたる義務に付ては取締役が連帶無限の責任を負ふべき旨を豫め定めることができず是は其職務を丁重に取扱はしむる爲めなり而して此責任は退任後二ヶ年にて期限が消滅す茲に注意すべきは本條の責任は法律上當然生ずるものにあらざれば定款又は總會の決議を以て定めざれば負擔すること無きものと知るべし

**第百九十條** 取締役ノ更迭ハ其度毎ニ登記ヲ受ク可シ

**問** 取締役は更迭毎に登記を受けます理由は如何

**答** 取締役は會社を代理するの權ありて會社に利害の關係を及ぼすものなれば其の更迭あるときは必ず登記を受けねばなりませぬ若し之を怠りたるときは會社に不利益を來すことあるを以てなり

**第百九十一條** 總會ハ株主中ニ於テ二人以上監査役ヲ二箇年内ノ時期ヲ以テ選定ス但其時期滿了ノ後再選スルハ妨ナシ

**問** 監査役の選定法は如何

**答** 監査役を選定するには總會に於て之を選定するものとす故に總會は株主中に於て二人以上監査役を二ヶ年内の任期を以て選定します但し其時期滿了の後再選するも妨なしとします然れとも初めより其人物を見込四年間の時期を以て選定することはできませぬ

**第百九十二條** 監査ノ役職分ハ左ノ如シ

- 第一 取締役ヲ業務施行カ法律、命令、定款及ヒ總會ノ決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視スルコト
- 第二 計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ檢査シ此事ニ關シ株主總會ニ報告ヲ爲スコト

第三 會社ノ爲メニ必要又ハ有益ト認ムルトキハ總會ヲ召集スルコト

問 監査役の職分は如何なるものでありますか

答 株主は平日は會社の事務に注目することなし唯だ總會の時にて一己の意見を述べたるに過ぎざれば監査役を置き之をして取締役の業務施行を監督審査せしむるものとす其監視の區域は三ヶに分つ第一は取締役の業務施行が法律命令定款及び總會の決議通りであるか否やを監視すること

第二は計算書、財産目録等が不規則にして正整ならざる等ありて株主に損害を受とすとなきや否やを注意し第三は會社の爲めに必要又は有益なりと認めることあるときは總會を召集して其方法を議せしむること等なりとす

第百九十三條 監査役ハ何時ニテモ會社ノ業務ノ實況ヲ尋問シ會社ノ帳簿及ヒ其他ノ書類ヲ展閲シ會社ノ金匣及ヒ其全財産ノ現況ヲ検査スル權利アリ

問 監査役は前條の外に監査する權利ありますか

答 監査役は前條規定の監視權ある以上は何時にても會社の業務の實況を現場に付て尋問し會社の帳簿及び其他の書類を展閲し會社の金匣及び其財産の現況を検査する權利があり  
ます前條の規定を行ふは本條の規定がなければ其實際を知ることではできません  
此權利を行ふに付ては取締役も之を拒むことはできません又監査役に此權利を與へたるは其職分を盡すに緊要なることなり

第百九十四條 監査役中ニ於テ意見ノ分レタルトキハ其意見ヲ總會ニ提出ス

問 監査役中に於て意見の協はざるときは如何

答 監査役は一人にあらずして二人以上あるものなれば或は意見の分るゝこともあるべきは免れざる所なるべし此場合に於ては其多數決を取るへきは勿論なれども同數にして何れを多數と定め難きときは其意見を株主總會に提出して決するものとす

第百九十五條 監査役ハ第百九十二條ニ掲ケタル責務ヲ缺キタルニ因リテ生シタル損害ニ付キ會社ニ對シ自己ニ其責任ヲ負フ

本條の意義は明瞭なれば別に註解を要せず故に之を略す

第百九十六條 取締役又ハ監査役カ給料又ハ其他ノ報酬ヲ受ク可キトキハ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

問 取締役又は監査役には給料又は其他の報酬を受けますものか

答 受けますに定りたるものでは有りませぬなれども之を與へる場合あるときは之を給與

するものとし、ます此場合に於ては定款又は總會の決議を以て其給與すべき額を定めるものでありませす

第九十七條 取締役又は監査役ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得其解任セラレタル者ハ會社ニ對シテ解任後ノ給料若クハ其他ノ報酬又ハ償金ヲ請求スルコトヲ得ス

問 取締役又は監査役は何時にても之を解任することが出来ますか

答 取締役又は監査役は何時にても總會の決議を以て之を解任することが出来、是れ其の地位の重要なるも役目の重大なるに由るものなり而して取締役又は監査役は社員より選定して會社の代表者なれば任期中に解任するとも會社に對して解任後の給料若くは其他の報酬又は償金を請求することが出来ませぬ

第六款 株主總會

第九十八條 總會ハ取締役、監査役又ハ其他本法ニ依リテ招集ノ權ヲ有スル者之ヲ招集ス

問 株主の總會は如何なる方法にて誰が招集しますか

答 株式會社に於ては毎年少くとも一回は株主の通常總會を開くこととし、又臨時に總會を開くことがあります其總會は通常も臨時も取締役又は監査役其他招集の權を有する者が之を招集するものと規定してあります

第九十九條 總會ノ招集ハ會日前ニ其會議ノ目的及ヒ事項ヲ示シ且定

●ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲ス

此規定ハ創業總會ノ招集ニモ亦之ヲ適用ス

問 總會の招集は會日前とあります其日限はありませぬか

答 總會を招集しまするに舊法文には十四日前とありましたが、今回の修正に依り之を削除し唯だ會日前と爲したるなり故に總會招集の前日に其會議の目的と事項とを示し且つ定款に定めたる方法に従ひて之を爲すこととします

此規定は株主總會のみならず又創業總會の招集にも適用して此規定に依ります

第二百條 通常總會ハ毎年少クトモ一回定款ニ時メタル時ニ於テ之ヲ開キ其總會ニ於テハ前事業年度ノ計算書、財産目録、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ其決議ヲ爲ス

取締役ノ提出スル書類ニ付テノ監査役ノ報告書ハ其書類ト共ニ之ヲ提出ス

問 通常總會に於て決議すべき事件は如何なるものでありますか

答 通常總會に於て決議しまする事項は前事業年度の計算書、財産目録、貸借對照表事業の成



果報告書利息又は配當金の分配案を議決します

取締役の提出する書類に付ての監査役の報告書とは取締役自身の職務上に付て決議に附すべき書類を監査役が監査して報告する書類を申します

第二百一條 臨時總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲メ何時ニテモ之ヲ招集ス

ルコトヲ得又総株金ノ少ナクトモ五分一ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ申立ツルトキハ亦臨時總會ヲ招集セサルコトヲ得ス

問 臨時總會は如何なる方法に依り之を招集しますか

答 臨時總會とは定期外に招集する總會なり而して臨時の事項を議する爲め何時にても之を

招集することが出来ます又臨時總會は總株金の少なくとも五分一に當る株主より會議の目的を示して申立つるときは亦臨時總會を招集せねばなりません

第二百二條 總會ハ本法ニ於テ別段ノ規定アルトキノ外定款ノ定ニ從ヒ

テノミ決議ヲ爲スコトヲ得定款ニ其定ナキトキハ總株金ノ少ナクトモ四分一ニ當ル株主出席シ其議決權ノ過半数ニ依リテ決議ヲ爲ス

問 本條は何等の事件を規定したるものでありますか

答 本條は總會を組織する株主の人員及び其議決方法を定めたるものなり總會毎に總株主の

出席を望むは到底出來難きことなるが故に總株主中の幾分の者が出席するときはその決議に効力を有せしめねばなりません而して其人員及び其議決の方法は商法に於て別段の規定あるときの外定款の定のみに従ひて決議を爲すことが出来ます若し定款にも其定なきときは總株金の少なくとも四分一に當る株主が出席したる總會に於て其議決權の過半数に依りて議決します

第二百三條 定款ノ變更及ヒ任意ノ解散ニ付テノ決議ヲ爲スニハ第六

十四條ニ定メタル決議ノ方法ニ依ル

第二百五十二條ノ規定ハ株式會社ニモ亦之ヲ適用ス

問 本條は如何なる規定の事件なりや

答 本條は定款の變更及び任意解散に付ての決議を爲すの方法を規定したるものなり定款の變更及び任意の解散に付ての決議を爲すに之第六十四條に定めたる決議法に依るもの

とします第六十四條の規定に依れば其決議は少なくとも總株主の半数にして總株金の半額以上に相當する株主出席し其議決權の過半数に依て之を爲すものなり尙ほ第五十二條の規定は株式會社にも亦之を適用します故に若し其決議に要する定数の株主出席せざるときは其總會に於て假に決議を爲すことができる而して此場合に於て之其決議を總株主に通知して再び總會を招集します

第二百四條 株主ノ議決權ハ一株毎ニ一箇タルヲ通例トス然レトモ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ハ定款ヲ以テ其制限ヲ立ツルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何なることでムりますか

答 株主の議決權は一株毎に一箇を有するものとしす即ち一株を有てば一人の議決權となるなり此割を以て總會の時に出席の數を定めます故に株主總會に於て之四分の一以上と云ひまするも實際人員頭數を云ふにはあらず株數に依て之を定むることを云ひます然れども十一株以上を有する株主の議決權を定款を以て其制限を立つることができません

第七款 定款ノ變更

第二百五條 會社ハ定款ニ定アルトキ又ハ總會ノ決議ニ依リテ定款ヲ變更スルコトヲ得然レトモ法律規定又ハ政府ヨリ免許ニ附シタル條件ニ違背スルコトヲ得ス

問 會社の定款を變更する方法は如何

答 定款を變更する方法は第二百三條の決議方法に依て變更しますものなるが凡て定款の變更は定款の定むる所に依り又は總會の決議に依て之を爲すものとしす然れども定款は法律の規定に違背することができません故に又之を變更するも法律の規定に背くことはできません又政府より會社設立の免許に附したる條件にも違背することは出来ませぬ

第二百六條 會社資本ノ増加ハ株券ノ金額ヲ増シ又ハ新株券ヲ發行シテ之ヲ爲シ又其減少ハ株券金額又ハ株數ヲ減シテ之ヲ爲スコトヲ得但資本ハ其全額ノ四分一未滿ニ減スルコトヲ得ス 會社ハ債券ヲ發行スルコトヲ得此債券ハ記名ノモノニシテ其金額ニ付テハ第七十五條ノ規定ヲ適用ス

問 會社資本を増減するには如何なる方法に依りますか

答 株券の金額を増して二十圓の株券を二十五圓になすを云ふ又は新に株券若くは債券を發行して之を増し又其減少するには株券の金額又は株數を減去て之を爲すことができます尤も減するときは會社資本の全額四分一未滿減することはできません茲に注意すべきことは資本を増加するには新に株金を募集するときは利益の分配を受くる者が増加するが故に隨て利益分配の割合減少すの勢あり利益分配の割合減ときは舊株券の價格自ら低落の傾向あり斯の如く株式價格を減じ利益分配も亦減少するときは舊株主は創業の際に在て其資本を擲ち會社に功勞あるにも拘はらず得まする利益を失ふのみならず又已に得たる所の利益をも失ふが故に若し新資本を償却の力あり又世間の信用をも有するときは新株金を募らずして債券を發行するを以て可とします 本條第二項に依りまするに會社は債券を發行することが出來ます是は一の便宜方法を設

けたるものにして會社に於て事業を擴張せんとする場合に資本の増額必要なり此場合に債券を發行して資本に充て用うるときは大に便益にして事業が容易に出来る等の点より之を許したるものなり此債權は記名の者に限るものとす又其金額に付ては第百七十五條の規定に従ふものとす

問

債券に記名と無記名の者とあり其區別を承はり度し

無記名券とは株主又は債券所有主の氏名を記載せぬものに付き何人と雖も之を所持する

者を以て所有主と見做すべき者であります其用は利子と利益とを受取るの用に供へる者とす之を名けて利子札及び利益札といふ記名券をば株主又は債券所有主の氏名を券面に記載したる者にして其大体無記名券と異なることなし只一人にして數個の株を持つ者あるときは其株數を記載したる一の券を與ふるばかりにして利子及び利益を拂ふことに其拂渡の年月日と拂濟の印を捺すに止まる者としす

第二百七條 會社資本ヲ減セントスルトキハ會社ハ其減少ノ旨ヲ總テノ債權者ニ通知シ且異議アル者ハ三十日內ニ申出ツ可キ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

問

會社資本を減せんとするとき如何の方法に依りますか

會社資本を減せんとするときはその旨を總ての債權者即ち株主其他の會社に對し貸附のめ

る者に通知し且之に異存ある者は三十日内に申出づ可き旨を催告することゝしす

第二百八條 前條ニ掲ケタル期間ニ異議ノ申出アラサルトキハ異議ナキモノト看做ス

異議ノ申出アリタルトキハ會社ハ其債務ヲ辨償シ又ハ之ニ擔保ヲ供シテ異議ヲ取除キタル後ニ非サレハ資本ヲ減スルコトヲ得ズ

問

前條の通知に由り異議の申出ありたるときは如何致しますか

異議を申出づる者がありたるときは會社は其債務を辨償し又は之に抵當保證を差出して

異議を申す者のなきやうにしたる後でなければ資本を減することはできません

第二百九條 資本ノ減少シタル部分ノ拂戻ヲ受ケタル株主ハ過愆ナキ不知ノ爲メ其減少ニ付キ異議ヲ申出テサル債權者ニ對シテ登記ノ日ヨリ二個年間其受ケタル拂戻ノ額ニ至ルマテ自己ニ責任ヲ負フ

問

本條に記載する過愆なき不知の爲めとは如何なる事でありませうか

過愆なき不知とは過愆にて知らざりしにあらざると云ふ意味にて資本を減するの通知しを

受けたるも過愆なく正當に知らぬことなり

資本の減少したる部分の拂戻を受けたる株主は其過失にあらざして異議を申立てませなんだ會社の債權者に對して登記後二ヶ年間責任を負ひます而して其責任は其受けたる拂

戻の額に止まるものとし、是は其會社の債權者に對しては未だ會社資本を減少せられぬものと看做すが故であります

**第二百十條** 會社ノ定款中既ニ登記ヲ受ケタル事項ヲ變更シタルトキハ直チニ其變更ノ登記ヲ受ク可シ登記前ニ在テハ其變更ノ効ヲ生セス營業所ヲ移轉スルトキハ舊所在地ニ於テ移轉ノ登記ヲ受ケ新所在地ニ於テハ新ニ設立スル會社ニ付キ要スル諸件ノ登記ヲ受ク可シ又同一ノ地域内ニ於テ移轉スルトキハ移轉ノミノ登記ヲ受ク可シ

**問** 定款中の事項を變更するも登記前に在ての變更は効を生ぜずとは如何

**答** 定款は登記を受けぬときは公衆に對して完全なるものにあらざ故に登記前には變更を生ずるも爲めに登記を受けることも及ばざるを以て變更の効を生ぜずと云ひしものなり

**問** 會社の營業所を移轉するときは登記は如何なる手續に致しますか

**答** 營業所を移轉したるときは舊所在地に於て移轉の登記を受け新所在地に於ては新に設立する會社に付き受けねばならぬ諸件の登記を受く可し又同一の地域内に於て移轉したるときは同一の裁判所の支配下なるを以て只移轉の登記のみを受くれば可し

**第二百十一條** 會社定款ノ變更ノ登記ヲ受ケタルトキハ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ其變更ヲ届出ツルコトヲ要ス

**問** 本條は如何なる事項の規定なりや

**答** 本條は定款變更の届出に關する規定なり會社定款の變更の登記を受けたるときは地方長官を経て主務省即ち農商務省に其變更を届出てさるへからす是は初に會社を設立の免許を受くるときに定款を差出したるものなれば之を變更したるときはまた届出づるは當然の事でありませす

**第八款 株金ノ拂込**

**第二百十二條** 株金拂込ノ期節及ヒ方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム其拂込ヲ催告スルニハ拂込ノ日ヨリ少ナクトモ十四日前ニ各株主ニ通知スルコトヲ要ス其通知ニハ拂込ヲ爲ササル爲メ株主ノ被フル可キ損失ヲ併示ス

**問** 株金拂込の方法は如何

**答** 株金拂込の時期及び方法は定款の定むる所なれども其拂込を催告するには拂込の日より少なくとも十四日前に各株主に通知せねばなりませぬ其通知には拂込をせぬに依り株主の被ふるべき損失をも併せて示さねばなりませぬ

**第二百十三條** 拂込期節ヲ怠リタル株主ハ定款ニ定メタル遅延利息及ヒ其遅延ノ爲メニ生シタル費用ヲ支拂フ義務アリ

本條は株金拂込の期日に拂込を爲さざる株主は定款に定めたる遅延利息及び其遅延の爲めに生じたる費用を支拂ふ義務があることを規定したるものにして別に註解を要するとなし

第二百十四條 拂込ヲ怠リタル株主カ更ニ少ナクトモ十四日ノ期間ニ於テ拂込ム可キ催告ヲ會社ヨリ受ケ仍ホ拂込ヲ爲サ、ルトキハ會社ハ其株主ニ通知シテ其株券ヲ公賣スルコトヲ得

問 再度の催告を受けたるも尚ほ支拂を怠りたるときは如何致しますか

答 株主拂込を怠りて前條の處分を受くるも尚ほ拂込を〇さざることは更に少なくとも十四日の期間に於て拂込む可き催告を會社より受けたるも尚ほ拂込を爲さざる時は會社は其株主に通知して其株券を公賣することができず其公賣したる株式は會社の利益とあります

第二百十五條 公賣セラレタル株券ノ従前ノ所有者ハ公賣代金カ既ニ催告ヲ受ケタル拂込金額ニ滿タサルトキハ其不足金及ヒ第二百十三條ニ記載シタル利息並ニ費用ノ支拂ニ付キ仍ホ責任ヲ負フ但剩餘アルトキハ會社ハ之ヲ従前ノ所有者ニ還付ス

會社ハ其定款ヲ以テ別ニ違約金ヲ拂フ可キコトヲ定ムルコトヲ得

問 本條は如何なる事項の規定でムりますか

答 本條は拂込を怠りし株主の最後の處置を定めたるものなり前條に依り公賣せられたる株券の従前の所有者は其公賣代金を以てするも催告を受けたる拂込金額に滿たぬときは其不足金額及び遅延利息共に費用の支拂に付き尚ほ責任を負ひます但し公賣代金にて催告を受けたる拂込金額に剩餘あるときは會社は之を従前の所有者に還付します  
右制裁の外會社は其定款を以て別に違約金を拂ふ可きことを定むることができず

第九款 會社ノ義務

第二百十六條 會社ハ株金ノ全部又ハ一分ヲ株主ニ拂戻スコトヲ得ス  
若シ拂戻シタルトキハ其金額ハ會社又ハ其債權者直接ニ之ヲ取戻サント求ムルコトヲ得

問 會社の義務は如何なる事項なるや

答 會社の義務たる規定は二百十六條より二百二十三條に至り規定してある事項でムります  
本條は會社は株金の全部又は一分の別なく株主に拂戻すことを得ずとす是れ會社資本は株式を以て成立ちたるものなれば株金の拂戻を爲すときは會社の資本は之が爲めに減少するを以て會社又は會社の債權者は直接に取戻すことができず而して會社の債權者が直接に其拂戻を受けたる株主に對し取戻を請求することができるは其拂戻は法律の許さ

ぬ所にして元より無効の所業たるに依るものなり  
取戻の期限を本條に明示されぬは時効に罹らぬ間は假令以幾年の後に至るも取戻を爲す  
ことが出来るが故なり

第二百十七條 會社ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス  
但債務ノ辨償ノ爲メ若クハ其他ノ事由ニ因リテ會社ニ交付セラレ若ク  
ハ移屬シタル株券ハ三箇月内ニ於テ公ニ之ヲ賣リ其代金ヲ會社ニ収ム  
可シ

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條は會社自己の株券を取得し又は之を質取することを得ざる旨の規定なり會社は自分  
の株券を所持し若くは之を質に取ることはできません故に前に述べたる如く拂込を怠りた  
る株主の株券を没收げたる等の場合には一ヶ月以内之を公賣して其代金を會社に納め  
株券所有者を別に定めねばなりませぬ要するに本條の規定は會社が株券を所有するとき  
は何人が利息又は配當金を受け何人が株主たるべき權利義務を行ふや到底此等の者なき  
やうになり其株券は爲めに死物になりますと云ふの旨趣でムります故に没收したる株  
券其他債務辨償の爲めなどにて己を得ずして會社に交付せられたる株券は三ヶ月内に於  
て之を公賣し其代金を會社に収むるものとします

第二百十八條 會社ハ毎年少ナクトモ一回計算ヲ閉鎖シ計算書、財産目  
録、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ作り監査役ノ  
検査ヲ受ケ總會ノ認定ヲ得タル後其財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ公告ス  
其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス

問 計算を閉鎖しとは如何なることを云ひますか

答 計算を閉鎖しとは整理することにて年度の計算を一切するをいふ會社は毎年少なくとも  
一回計算を閉鎖し計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書等を公告すべきことを定め  
たるなり之を公告するは會社の事業を廣告し世上に對して信用を保つに在ります

第二百十九條 利息又ハ配當金ハ損失ニ因リテ減シタル資本ヲ填補シ及  
ヒ規定ノ準備金ヲ扣取シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得ス  
準備金カ資本ノ四分一ニ達スルマテハ毎年ノ利益ノ少ナクトモ二十分  
一ヲ準備金トシテ積置クコトヲ要ス

問 利息又は配當金の分配は如何

答 利息又は配當金の分配は會社に利益ありたるときに限るものとす故に損失に因て會社の  
資本を減少したるときは之を補充し又規定の準備金を引去りたる後ら尙ほ剩餘あるとき  
は即ち會社の純益なれば利息又は配當金を分配します一旦受けたる利息又は配當金は其

より後ちに損失ありたるも之を補充の爲め返還せしむることはありませぬ  
準備金は會社資本の四分一に達するまでは毎年利益の内少なくとも二十分一を準備金と  
して積置くものとしませぬ準備金の要たる後日損失のあるとき之を以て填補して會社の資  
本に不足を生せぬ様の維持方法なるへし

第二百二十條 前二條ノ成規ニ依ラスシテ拂出シタル利息又ハ配當金ハ  
會社又ハ其債權者直接ニ之ヲ取戻サント求ムルコトヲ得

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條は前二條の規定に違ふ者の制裁を定めたるなり利息又は配當金の分配は前二條の成  
規に依らねばなりませぬ故に若し之に依らずして拂出したる利息又は配當金は會社又は  
其債權者は直接に其拂出を受けたる者に對して之を取戻すことが出來ます

第二百二十一條 利息又ハは當金ノ分ハ各配ニ付キ拂込ミタル金額ニ  
應シ總株主ノ間ニ平等ニ之ヲ爲ス

問 利息又は配當金の分配は如何なる方法に致しますか

答 一株に付き拂込みたる金額に應じ株主は誰にても同じ様に平等して之を爲すものとす茲  
に一言述べ置きますことは債權所有主は其債權額面の金額の償却を受くる迄は株主に先  
ち會社の資本を分配するの權があります株主は債券所有主其他の債權に於て辨濟を受け  
たる後でなければ會社の資本に權利を有せざるものとする事なり

第二百二十二條 會社ハ其本店及ヒ各支店ニ株主名簿、目論見書、定款、  
設立免許書、總會ノ決議書、每事業年度ノ計算書、財産目錄、貸借對照  
表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案及ヒ抵當若クハ不動産質ノ債  
權者ノ名簿ヲ備置キ通常ノ取引時間中株主及ヒ會社ノ債權者ノ求ニ應  
ジ展閱ヲ許ス義務アリ

本條は會社は本支店に會社必要の書類を備へ置きて通常の取引の間は何人にも展閱を許  
す義務あることを規定したるものにして意義理由の尋ねべき事項なし

第二百二十三條 諸帳簿檢正ノ爲メ事業年度毎ニ一回一个月ヲ超エサル  
期間前條ニ定メタル展閱ヲ停止スルコトヲ得

問 諸帳簿檢正とは如何なる事を申しますか

答 諸帳簿檢正とは檢査修正を爲すことを云ふ此場合に於ては事業年度毎に一回一ヶ月を超  
えぬ間其帳簿の展閱を停止することが出來ます

第十款 會社ノ檢査

第二百二十四條 總株金ノ少ナクトモ五分一ニ當ル株主ノ申立ニ因リテ  
會社營業所ノ裁判所ハ一人又ハ數人ノ官吏ニ會社ノ業務ノ實況及ヒ財

産ノ現況ノ検査ヲ命スルコトヲ得

問 會社の検査とは如何なることを申しますか

答 會社の検査とは會社の業務の實況及び會社財産の現況を検査することにして會社營業所の裁判所より一人又は數人の官吏出張して之を検査します而して多くは破産又は取締役に對して出訴せんとする場合に於て之を爲すものなり

第二百二十五條 検査官吏ハ會社ノ金匱、財産現在高、帳簿及び總テノ書類ヲ検査シ取締役及ヒ其他ノ役員ニ説明ヲ求ムル權利アリ

問 本條之如何なる事項の規定なりや

答 本條は検査官吏の權利に係る規定なり検査官吏之會社の金庫及び帳簿等を検査し取締役又は其他の役員に就て其の説明を爲さしむるの權利があります

第二百二十六條 検査官吏ハ検査ノ顛末及ヒ其面前ニ於テ爲シタル供述ヲ調書ニ記載シ之ヲ授命ノ裁判所ニ差出スコトヲ要ス

調書ノ謄本ハ裁判所ヨリ之ヲ會社ニ付與シ又株主及ヒ其他ノ者ヨリ手数料ヲ納ムルトキハ其求ニ應シテ之ヲ付與ス

問 検査の顛末又は面前に於て爲したる供述とは如何なる事を申しますか

答 検査の顛末とは検査を爲したる委細の事供述とは申し述べたることを云ひます授命の裁判所とは検査官に命令たる裁判所を云ひます

問 調書の謄本の裁判所より會社に付與するには手数料を納めますか

答 會社に付與するに之手数料は取立ませぬ株主及び其他の者より付與を求むるときは手数料を納むる成規であります

第二百二十七條 主務省ハ何時ニテモ其職權ヲ以テ地方長官又ハ其他ノ官吏ニ命シテ第二百二十四條ニ掲ケタル検査ヲ爲サシムルコトヲ得

問 主務省とは如何なる官廳を申しますか

答 主務省とは農商務省を指して云ひます農商務省之何時にても其職權を以て地方長官又は其他の官吏に命して検査を爲さしむることが出來ますが故に株主の申立の有無に關することなし是れ會社を正實にし公衆を保護せんが爲めなり

第十一款 取締役及ヒ監査役ニ對スル訴訟

第二百二十八條 總會ハ監査役又ハ特ニ選定シタル代人ヲ以テ取締役又ハ監査役ニ對シテ訴訟ヲ爲スコトヲ得

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條は取締役及び監査役に對する訴訟の規定なり取締役及び監査人の總株主に對する責任に關し取締役監査役人と總株主との間に爭論を生ずることあり此場合に於ては裁判所



に訴へて是非を判して處分を受けざるへからず此訴訟を起すに之監査役又は特に選定したる代人を以て爲すものとします

第二百二十九條 會社資本ノ少ナクトモ二十分一ニ當ル株主ハ亦特ニ選定シタル代人ヲ以テ取締役（或ハ）監査役ニ對シテ訴訟ヲ爲スコトヲ得但各株主ノ自己ノ名ヲ用井又ハ參加人ト爲リ裁判所ニ於テ其權利ヲ保衛スル權ヲ妨ケス

問 本條之如何なる事件の規定なりや

答 本條は株主が取締役又之監査役に對して訴訟を爲すことに係る規定なり前條の場合には總株主の關係なれども本條は株主のみに關する訴訟なり株主が取締役又は監査役に對して訴訟を起すには會社資本の少なくとも二十分一に當る株主にあらざれば之を起すことを得ず是之特に選定したる代人を以て訴訟を爲さんとするときに限り得ます但株主は代人を以て訴訟を起すことが出来ると雖も自己の名義を用ひ又之參加人として裁判所に出頭し其權利を保衛する權利之之が爲めに妨げらるゝこととありませぬ

第十二款 會社ノ解散

第二百三十條 會社ハ左ノ諸件ニ因リテ解散ス

第一 定款ニ定メタル場合

第二 株主ノ任意ノ解散

第三 株主ノ七人未滿ニ減シタルコト

第四 資本ノ四分一未滿ニ減シタルコト

第五 會社ノ破産

第六 裁判所ノ命令

會社解散の原由は如何なる事項に依りますか

問 會社解散の原由は本條第一より第六に至る原由中悉くあるに依りて解散するものにわらず其中一あるときは會社は解散するものであります

第二百三十一條 會社解散ノ場合ニ於テハ既ニ始メタル取引ヲ完結シ又ハ現ニ存在スル會社義務ヲ履行スル外其業務ヲ止ム取締役之ニ拘ハラ

スシテ營業ヲ續行スルトキハ此カ爲メ其全財産ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條之會社解散の場合に於ける處置を定むるなり會社解散の場合に於ては解散前に於て始めたる取引を完結し又は現に存在する會社の義務を履行するに止まらざる故に若し取締役會社の解散せしにも拘はらず矢張營業を繼續して行ひまするときは此が爲めに生じ

たる責任は取締役が自己の全財産を以て責任を負はねばなりません。然れども未だ會社解散の登記を受けず又其解散の原由を過失にわらずして之を知らずして善意にて取締役と取引を爲したる第三者に對しては會社は其責を負はねばなりません。此場合に於ては會社と取締役と對して賠償を要求することが出來ます。

**第二百三十二條 會社解散ノ場合ニ於テハ取締役ハ總會ヲ招集シ解散ノ決議ヲ取ル但裁判所ノ命令ニ依リテ解散スル場合ハ此限ニ在ラス**  
其總會ニ於テハ破産ノ場合ヲ除ク外一人又ハ數人ノ清算人ヲ選定ス

**問** 本條ニ如何なる場合に規定したるものなりや

**答** 本條ニ會社解散の場合に於ての規定なり會社解散の場合には取締役と總會を招集し其の解散すべきに付決議を取らねばなりません。是れ會社設立の場合に總會を招集したるを以て解散の場合に於ても取締役の専斷に任ずることと出來ませぬ。而して其の招集を爲す方法と第百九十條第二百二條の定むる所に従ひます。但し裁判所の命令に依りて解散する場合に右の規定に従ふに及びませぬ。此場合に於ては當然解散すべきものにして會社定款等に依り總會の如何とも爲すこと出來ぬ場合なればなり。其總會に於ては會社破産の場合を除く外一人又ハ數人の清算人を選定するものとす。而して裁判所の命令に依り解散する場合には清算人を選定するの必要はありませぬ。此場合に

は裁判所の命令を以て清算人を選ばねばならず且又破産の場合には破産主任官及び破産管財人の選定あれば是亦別に清算人を選定するの必要はありませぬ。

**第二百三十三條 前條ニ掲ケタル解散ノ決議又ハ清算人ノ選定ヲ爲サ、ルトキハ裁判所ハ債權者若クハ株主ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ其命令ヲ以テ決議ニ換ヘ又ハ清算人ヲ任スルコトヲ得**

**問** 解散の決議は必らず取らねばなりませんか

**答** 然り破産の場合と雖も是非決議を取りて解散せねばならぬものでムリです。又其決議の時に清算人の選定せねばなりません。若し此等の事を爲ませぬときは裁判所の債權者若しくは株主よりの申立に因り又ハ裁判所の職分の權力に因り其命令を以て決議に換へ又は清算人を任ずることがあります。

**第二百三十四條 會社ハ破産ノ場合ヲ除ク外決議後七日内ニ解散ノ原由、年月日及ヒ清算人ノ氏名、住所ノ登記ヲ受ク之ヲ裁判所ニ届出テ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ各株主ニ通知シ且地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツルコトヲ要ス**

**問** 會社解散したるとき其届出方々如何の手續でムリですか

**答** 會社は設立の時に其登記公告を受くるものなれば解散の時にも亦之を受けねばなりません。

ぬ會社解散すと雖も其登記公告を受けぬ間は其解散したる實なきものとす故に總會に於て解散の決議を爲したる後七日内に解散の原由即ち何々の事項に依て解散すと云ふこと其解散したる年月日及び總會に於て選定したる清算人の氏名住所の登記を受けねばなりませぬ而して又之を右の如く裁判所に届出ねばなりませぬ又何れの場合即ち會社解散の原由が會社の破産に出でたると又其他の原由に出たるとを問はず之を各株主に通知し且地方長官を経由して農商務省にも届出ねばなりませぬ

第二百三十五條 裁判所ハ解散及ヒ清算ノ實況ヲ監視スル權アリ

本條は別に説明を要する事項を見ず故に之を略す

第二百三十六條 登記ヲ受クルト共ニ取締役ノ代理權ハ清算人ニ移ル然レトモ取締役ハ清算人ノ求ニ應シ清算事務ヲ補助スル義務アリ

本條は如何なる規定の條項なりや

本條は取締役の職權が清算人に移る場合を規定したるなり會社解散して其登記を受けたるときは最早會社は以前の實なきものなれば取締役も之に干渉することは出来ませぬ故に取締役の代理權も當然清算人に移ります是れ取締役は會社の存続中會社事務を處理するの責任あるのみなればなり然れとも取締役は清算人の求むるときは清算事務を補助するの義務があります

問 本條は如何なる規定の條項なりや  
答 本條は取締役の職權が清算人に移る場合を規定したるなり會社解散して其登記を受けたるときは最早會社は以前の實なきものなれば取締役も之に干渉することは出来ませぬ故に取締役の代理權も當然清算人に移ります是れ取締役は會社の存続中會社事務を處理するの責任あるのみなればなり然れとも取締役は清算人の求むるときは清算事務を補助するの義務があります

第二百三十七條 登記後ニ爲シタル株式ノ讓渡及ヒ清算ノ目的ノ爲メニセサル財産ノ處分ハ總テ無効タリ

本條は如何なる事件の規定なりや

本條は登記後に於ける處置の効力なり會社の解散を登記せし後は唯其殘務を取扱ふの外亦他に爲すこととありませぬ故に登記後に株式の讓渡及び清算の目的外に爲したる財産の處分は總て無効なりとします本條にも但書ありて特別の理由ありて裁判所の許可を得たるるときは此限に在らずとありしも今回の修正に依りて之を削除したるなり蓋し如此き場合之の無きものとしたる故なるか

問 本條は如何なる事件の規定なりや  
答 本條は登記後に於ける處置の効力なり會社の解散を登記せし後は唯其殘務を取扱ふの外亦他に爲すこととありませぬ故に登記後に株式の讓渡及び清算の目的外に爲したる財産の處分は總て無効なりとします本條にも但書ありて特別の理由ありて裁判所の許可を得たるるときは此限に在らずとありしも今回の修正に依りて之を削除したるなり蓋し如此き場合之の無きものとしたる故なるか

第二百三十八條 取締役カ總會ノ招集又ハ登記ノ届出ヲ爲サ、リシトキハ此カ爲メ會社又ハ第三者ニ生セシメタル損害ニ付キ其全財産ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

取締役が總會の招集又は登記の届出を爲さざりしときは如何なる結果を來しますか

取締役は總會を招集して解散を議決したるときは其後七日内に登記を受けねばなりませぬ(第二百三十四條參觀)是れ取締役の職任なり故に若し取締役が此届出を怠りたるため會社又は第三者に生せしめたる損害に付き其全財産即ち自己の財産を盡して之を賠償するの責任があります

第二百三十九條 解散及び清算ノ費用ハ現在ノ會社財産中ヨリ最モ先ニ之ヲ支拂フモノトス

問 本條の理由は如何なるものでありますか  
答 解散及び清算の費用は恰も破産の時に裁判所費用等を先に支拂すると同じことで現在の財産中より第一に支拂するものとします

第十三款 會社ノ清算

第二百四十條 清算人ノ職分ニ付テハ第三百三十條及ヒ第三百三十一條ヲ適用ス

問 會社の清算とは如何なる事を致しますか  
答 清算とは決算と云ふに同じ會社の現有財産及び其負債の額を知り以て社員間に分配するの額を定むるを目的とします所のものを云ひます此清算に於て會社現有の商品其他の物件を賣却して金銭に換へ債務を償却し債権を取立るも此中に包含してあるものとします  
此清算人を命ずるときは總會を以て之を決すべきものとす若し一社員たりとも之を承諾せぬ者があるときは之を裁判所に請求して裁判所より之を命ずることに判決するものとします

第二百四十一條 清算人ノ職分ノ踐行ニ付テハ總會ヨリ又ハ株主若クハ

債権者ノ申立ニ因リテ裁判所ヨリ清算人ニ訓示ヲ與フルコトヲ得清算人ハ其訓示及ヒ法律ノ規定ヲ遵守スル責任ヲ負フ

問 本條は如何なる事件の規定なりや  
答 本條は清算人が訓示及法律の規定を遵守すべき責任あることを規定するが、清算人の職分の履行に付ては株主より之を訓示することが出来ず訓示を總會又は裁判所より與ふるものにして裁判所が之を與へまするは即ち株主若くは會社の債権者よりの申立に因るものであります清算人は此訓示を遵守するの義務があり且つ法律の規定を遵守するの義務があります若し之に違背したるときは其責任を負担せねばなりません

第二百四十二條 會社ノ債権者ノ相當ノ理由ヲ以テ爲シタル申立ニ因リ總會又ハ時宜ニ從ヒテ裁判所ハ債権者ノ利益護視ノ爲メ一人又ハ數人ノ代人ヲシテ清算ヲ監査シ又ハ清算人ニ參加セシムルコトヲ得

問 債権者の相當の理由とは如何なる事項を云ひますか  
答 清算は會社現在の商品其他商業又は工藝の用に供したる物件を賣却して會社の債権を取立以て現有の財産を處置するの職務であるを以て其職務の踐行に信難さ所あらば利益を護視するため代人をして清算を監査し又は清算人に參加して清算を爲さしむることが出来る是れ清算上は最も他の疑惑の生じ易きを以てなり且つ株式會社の債権者は會社の

清算の如何に依り大に利害の關係あるものなればなり清算を監査する場合に於ては清算人其債權者の代人たる監査人の承諾を経ずしては何事をも爲すことと出来ませぬ然れども代人は清算人中に參加したる時に於ては清算人に向ふて意見を述べ又は報告を請求する等のことを爲すことが出来ます

**第二百四十三條** 清算人ハ其選定ノ日ヨリ六十日內ニ會社帳簿ニ依リテ其財産ノ現況ヲ取調ヘ少ナクトモ三回ノ公告ヲ以テ債務者ニハ其債務ノ辨濟期限ニ至リタル時直チニ之ヲ辨濟ス可ク又債權者ニハ或ル期間ニ其債權ヲ申出ツ可キ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ六十日ヲ下ルコトヲ得ス

其公告ニハ債權者期間ニ申出ヲ爲サルトキハ其債權ヲ清算ヨリ除斥セラル、旨ヲ附記ス然レトモ清算人ハ期間ニ申出テサル債權者ト雖モ其知レタル者ヲ清算ヨリ除斥スルコトヲ得ズ

**問** 本條は如何なる事件の規定なりや

**答** 本條之清算人が盡すべき職分に係る規定なり清算人は會社解散後の殘務を取扱ふものなれば先づ會社帳簿に依て其財産の現況を取調べねばなりません此取調は清算人と爲りたる日より六十日以内に於て爲すべきものとす此六十日の起算方は總會に於て選定せられ又は

裁判所の命令を以て任せられたる日より始むるものとす此期限間に取調を終りたる時は少なくとも三回の公告を以て會社の債務者に其債務の辨濟期限に至りたる時直ちに之を辨濟すべく又債權者に或る期間即ち六十日以内に其債權を申出る様に催告せねばなりませぬ其公告には債權者期間に申出を爲さざるときは其債權を清算より除き去る旨を書添へて置くへし然れとも清算人は其期間に申出ざる債權者と雖も其已に債權者たることの知れてある者は清算中より除斥することとせませぬ之當然であります

**第二百四十四條** 清算人ハ其期間滿了前ニ於テハ債權者ニ支拂ヲ爲シ始ムルコトヲ得ス

**問** 本株の理由は如何なるものでムりますか

**答** 清算人が期間を公告したる支拂は其期間滿了する前に之債權者に支拂を始むることのできぬは會社の財産に餘裕あるときは差支へなきも不足の場合に之先きに支拂を受けたる者のみに利して後れて至る者は損害を受くることとありませぬ故に六十日の期間なれば六十一日目より支拂を爲し始むるものとします

**第二百四十五條** 期間後ニ申出テタル債權者ハ會社ノ債務ヲ濟了シタル後未タ株主ニ分配セサル會社財産ノミニ對シテ其辨償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

問 期間後に申出たる債権者之辨償の請求は如何

答 會社の債権者之清算人の公告したる期限間に其債権は申出づべきに之を申出でざる者と清算中より除き去らるゝことと前に述べたるが如し故に他の期限間に申出たる債権者と同等の辨償を受くることと出来ませぬ故に他の債権者の辨償を受けたる後其残余の會社財産に就て辨償を受けねばなりません然れども其残余の會社財産を已に株主に分配したるときは最早辨償を受くることは出来ませぬ

第二百四十六條 清算人ハ清算ノ爲メ株主ヲシテ其未タ全額ヲ拂込マサル株券ニ付キ拂込ヲ爲サシムル權利アリ

問 本條は如何なる事件の規定なりヤ

答 本條は株金拂込殘額取立に關する規定なり清算人は清算を爲すに株金拂込に殘額あるときは之を取立て清算を爲さるべからず故に株金の未だ拂込まざる金額あれば清算人は此殘額をも拂込ましむるの權利があります而して株主は其株金の滿額に至るまで會社に拂込むべき義務がわります

第二百四十七條 清算人ハ必要又ハ有益ト認ムルトキハ何時ニテモ總會ヲ召集スルコトヲ得又清算人ハ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ定メタルキ又ハ總株金ノ少クトモ五分一ニ當ル株主ヨリ申立ツルトキハ總會ヲ

召集スル義務アリ

問 清算人に於て總會を召集する權利義務がわりますか

答 清算人は會社の必要又は有益と認むるときは何時にても總會を召集するの權利があり又清算人は定款は又總會の決議を以て定めたるるとき又は總株金の少くとも五分一に當る株主より申立つるとき總會を召集するは義務とします其召集方法は第百九十九條の規定に従ふ

第二百四十八條 清算人ハ委任事務ヲ履行シタル後總會ニ計算書ヲ差出シテ其認定ヲ求ム

問 本條の規定は如何なる理由でありますか

答 清算人の爲したる計算は正確なるものとするか決して正確なるものとするかはできません過誤無しとは云はれませんが因て清算上の委任事務を終りたる後は其計算書を差出して總會の認定を求むることとします恰も行政上の収入役が決算報告をなして検査を受くるが如き收支の事務を鄭重に鄭重を加へねばなりません故でムります

第二百四十九條 清算人ハ前條ニ掲ケタル認定ヲ得タルトキハ會社ノ債務ヲ濟了シタル殘餘ノ財産ヲ各株主ニ其所有株數ニ應シ金錢ヲ以テ平等ニ分配ス此分配ハ總債権者ニ辨償シタル時ヨリ三箇月ノ滿了ノ後ニ

非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

株主ハ總會ニ於テ金錢ニ非サル物ヲ以テ分配ス可キ決議ヲ爲シタルトキト雖モ之ヲ受取ル義務ナシ

問 清算人決算の認定を受けたる後は如何致しますか

答 清算の認定を受けたる後は會社の債務を辨濟して残りたる財産を以て各株主に之を分配します而して此分配は總債權者に辨償したる時より三ヶ月の後でなければ之を爲すことを得ずと爲すは債權者に辨償したりとも後ち如何なる事が出來するも計られぬを以て先づ三ヶ月を待てる後債權者より何等の事をも申出でずと認むるときは此分配を爲して差支なきものとするなり

問 株主は金錢に非ざる物の分配を受くる義務なしとは如何なる理由ですか

答 已むを得ざれば之を受取るも當然受取るべき義務はなきゆへに斯く規定したるものなり此共有財産を現物の儘分配することに付き説あり曰く總て分配者は共同の財産に付共有權を有する者なり而して此共有財産を賣却するときには分配者の物上權を變じて單純なる對人權をなすが故に強て之を賣却するは分配者の權利を害すべしと此説株式會社に付て論ずるときは精確なるやうに覺えます若し強て之を賣却する方を可とせば困難なる極論に至るべし即ち會社解散已前に在ては自由に其株式を賣却することができざるも解散已後に

至て賣却するときには其買無効にはかりませぬけれども其の社債は買受代價を買主に償ひ以て其株式を取戻すの權があります殊に株式會社に於て之を要する所以は株式は通例金錢を以て拂込むが故なり

第二百五十條 清算ノ終リタル後清算人ハ總計算書及ヒ一般ノ事務報告

書ヲ總會ニ差出シテ卸任ヲ求ム若シ總會ニ於テ卸任ヲ許ササルトキハ裁判所ハ清算人ノ申立ニ因リ其命令ヲ以テ之ヲ許スト否トヲ定ム但其命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 清算を終りたる後清算人は如何なる手續にて解任を求むることを得ますか

答 清算の終りたる後は清算人は總計算書及び一般の事務報告書を總會に差出して卸任を求めます若し總會に於て解任せぬときは裁判所の命令を以て之を許すと否とを定めます

第二百五十一條 清算人ハ其行爲ニ付キ總會ノミニ對シテ責任ヲ負フ然

レトモ其行爲ニ因リ或ル株主ノ一己ノ權利ヲ害シタルトキハ其株主ハ清算人ニ對シテ其權利ノ承諾及ヒ損害ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得

問 清算人の責任は何れに對して負ひますか

答 清算人は總會に對して責任を負ふものであります故に若し清算人が會社の殘務を處置し會社財産を分配する等に就て職務を盡さずして總害に損害を生せしめたるときは取締役

が會社に損害を生せしめたるるときと同く之を賠償せねばなりません

清算人は總會より選定せられたる者なれば總會のみに對して責任を負ふべきは勿論であります然れども清算人の行爲に依り或る株主の一日の權利を害したるときは其株主は清算人に對して其權利の承認及び損害の賠償を求むることが出来ます

**第二百五十二條** 清算人ハ卸任ヲ得タル後商業登記簿ニ清算終了ノ登記ヲ受ケ且之ヲ公告ス其公告ニハ清算ニ付キ生シタル總會ニ對スル請求アレハ之ヲ三ヶ月ノ期間ニ主張ス可キ旨ノ催告ヲ附ス其請求アリタルトキハ清算人ニ於テ之ヲ辨了ス

**問** 本條は如何なる事件の規定なりや

**答** 本條は清算終了の登記公告に係る規定なり清算人と卸任を得たる後商業登記簿に清算終了の登記を受け且之を公告します其公告には清算に付き生じたる會社に對する請求あれば之を三ヶ月間に申出へべき旨の催告を附記して置き其請求ありたるときは清算人に於て之を處辨せねばなりません

茲に注意すべきことあり會社の債權者第二百四十三條の公告に於て其期限間に申出を爲さざるるとき本條の公告に於ては最早申出つることが出来ぬものであります何となれば前の公告に於て申出でざる者は申出の權利を失ふたる者なればなり本條の公告に就て申

出つる者と清算に就て生じたる要求にして前の要求權とは全く其の性質の異なるものなり

**第二百五十三條** 清算中ニ現在ノ會社財産ヲ以テ會社ノ總債權者ニ完済

シ能ハサルコトノ分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ破産手續ノ開始ヲ爲シテ其旨ヲ公告シ且會社ノ取引先ニ通知ス

此場合ニ於テ既ニ債權者又ハ株主ニ支拂ヒタルモノ有ルトキハ之ヲ取戻スコトヲ得清算人カ貸方借方ノ此ノ如キ關係ナルコトヲ知リテ爲シタル支拂ニシテ其受取人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債權者ニ對シテ其責任ヲ負フ

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終リタルモノトス

**問** 本條之如何なる事件の規定でムりますか

**答** 本條之清算中會社財産を以て會社の總債權者に完済することのできぬことの分明なるに至りたる場合に付ての規定なり清算人清算に取懸りたるに現に會社に在る所の會社財産を以て到底會社の總債權者に悉く辨済することの分明なるに至りたるときと清算人は破産手續の手續をして其旨を公告し且會社の取引先に通知するものとしす此場合に於て



清算人がもはや債権者又は株主に支拂ひたるものあるときは之を過愆とせずして取戻す  
ことができずするされども清算人が清算上に到底債務を支拂ふことができぬを知りて爲  
したる支拂にして其受取人より取戻すことのできぬものに付て之清算人債権に對して其  
責任を負ふものとします

清算處分と破産處分と相異なる点は精算處分に在て之會社は其所有財産を自由に處置す  
るの權利を有すれども破産處分に在て之此權利は債権者と裁判所とに移るものなり故に  
今回の修正に本條第三項を設けたる所以なり破産管財人之裁判所より命せられたるもの  
なれば即ち裁判所に移りたるなり

第二百五十四條 總會ノ決議ニ依リテ總會ノ帳簿及ヒ其他ノ書類ノ貯藏  
ヲ委任セラレタル者ノ氏名住所ハ清算人ヨリ之ヲ裁判所ニ届出ツ可シ  
此届出前ニ在テハ清算人其貯藏ノ責任ヲ負フ

問

本條之如何なる事項の規定ありや  
本條は會社の帳簿書類貯藏に係る規定なり帳簿及書類之大切なるものにして會社解散又  
は破産の後と雖も之を貯藏し置く之株式會社の義務なり清算人は總會に於て貯藏の方法  
を議決し及び貯藏者を定むへし而して之を委任せられたる者の氏名住所は清算人より之  
を裁判所に届出つへし其届出前に在て之清算人其貯藏の責任を負ひます

第二百五十五條 清算ノ結果即チ左ノ事項ハ清算人ヨリ裁判所ニ届出テ  
且之ヲ公告ス可シ

- 第一 支拂又ハ示談ニ因リテ總債權者ニ辨償ヲ爲シタルコト
  - 第二 會社ノ殘餘財産ヲ株主ニ分配シタルコト及ヒ其分配ノ金額
  - 第三 清産費用ヲ辨濟シ及ヒ清算ニ付キ生シタル請求ヲ辨了シタル  
コト
  - 第四 總會ヨリ又ハ裁判所ノ命令ニ因リテ卸任ヲ得タルコト
  - 第五 會社ノ株券及ヒ書類ノ貯藏ニ關スル處置ヲ爲シタルコト
  - 第六 會社ノ株券又ハ債券ノ其効力ヲ失ヒタルコト
- 其清算ノ結果ハ亦清算人ヨリ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツルコ  
トヲ要ス

問

清算の結果とは如何なる事項を申しますか  
清算の結果とは本條の第一より第六に至る事項にして清算を爲したるに付き生じたる事  
項なり之を一々左に述べます

答

第一之正當に支拂をなし又は示談を爲して辨償を爲したること  
第二は會社の財産を以て總債權者に支拂をなし其殘餘を以て株主に分配したること及び

其分配したる金額は何程

第三之清算費用を辨済し及び清算に付き生きたる請求即ち第二百五十二條の規定のものを辨済し了りたるとき

第四は總會又は裁判所より卸任を得たること

第五は第二百五十四條の規定に従ひ會社の帳簿及び書類の貯藏に係る處置を爲したること

第六之會社の株券又之債券は清算の登記を受けたるより始めて其効力を失ふものなれば其効力を失ひたること

右の事項は清算人より裁判所に届出ると共に公告を爲すものとす

第四節 罰則

第二百五十六條 業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

- 第一 本章ニ定メタル登記ヲ受クルコトヲ怠リタルトキ
- 第二 登記前ニ事業ニ着手シタルトキ

問 過料と如何なる性質を有するものでムります

答 過料とは社員杯の業務上の過失怠慢に科するものにして不正即ち刑事に關する事柄に科

するものではありません本條に掲げたる二ヶの事項は法律規則に背きたる過料なり

第二百五十七條 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

- 第一 株主名簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 第二 會社解散ノ場合ニ於テ總會ノ招集又ハ株主ヘノ通知ヲ怠リタルトキ

問 不正の記載を爲したるとは如何なる事柄を申しますか

答 株式申込の數を減したり又は増したり曖昧の記載を爲すを云ひます

本條第一の事項の如きと其所爲不正に關するものなれば必らず罰に處すべき中にも重きものとす

第二百五十八條 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル

- 第一 第二百十六條ノ規定ニ反シ株金ノ全部又ハ一分ヲ拂戻シタルトキ
- 第二 第二百十七條ノ規定ニ反シ會社ノ爲メ其株券ヲ取得シ又ハ質

ニ取り又ハ公賣セサルトキ

第三 第二百十八條又ハ第二百十九條ノ規定ニ反シ利息又ハ配當金ヲ株主ニ拂渡シタルトキ

第四 第二百二十五條ノ場合ニ於テ會社ノ金匱、財産現在高、帳簿及口總テノ書類ノ検査ヲ妨ケ又ハ求メラレタル説明ヲ拒ミタルトキ合資會社ノ業務擔當社員第五百十三條ノ規定ニ反シ利息又ハ配當金ヲ社員ニ拂渡シタルトキハ亦本條ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス

問 第二百十六條の規定第二百十七條の規定を明示あり度し

答 第二百十六條は會社は株金の全部又ハ一分を株主に拂戻することを禁じたる規定なり第二百十七條の規定は會社と自己の株券を所持し又は之を質に取ることを禁じたるなり此等の事は皆な會社の爲すべき事にあらざるを以て堅く之を禁じたるに之を爲したるものなればなり

第二百五十九條 株式會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 第二百四十三條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

第二 第二百五十三條ノ規定ニ反シ破産手續ノ開始ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

問 第二百四十三條第二百五十三條の規定に反したるときは會社及び株主に對して如何ある損害を被ふらしむるや

答 第二百四十三條の規定に背きたるときは債權者は會社財産の支拂を受けざるの損害を被ふり債務者は無資力者となりて會社に對して辨濟すること能はざる者あるに至りて會社に對して損害を加へるの恐あり第二百五十三條の規定に背きたる者は會社財産をもつて總債權者に辨濟し盡すことのできぬを知りながら債權者又は株主に支拂をなさんとするは會社破産手續を怠りたるものとして處罰するなり

第二百六十條 株式會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 第二百四十四條ノ規定ニ反シ總權者ニ支拂ヲ爲シ始メタルトキ

第二 第二百四十九條ノ規定ニ反シ株主ニ分配ヲ爲シタルトキ

本條は株式會社の清算人に係る罰則を定めたるものあり

第二百六十一條 前數條ニ掲ケタル過料ハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但其命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

過料ノ辨納ニ付テハ業務擔當ノ任アル社員、取締役又ハ清算人連帶シ

テ其責任ヲ負フ

問 過料は裁判所の命令を以て之を科する理由は如何

答 過料の性質は前にも述べたるが如く違警罪にあらす刑事上の罪にもあらす職務上の過失に科するものでありますが故に裁判を以て言渡さずして命令を以て之を言渡します而して其命令に對しては即時抗告を爲すことが出来ず

過料の辨納方法ニ業務擔當の任わる社員取締役又は清算人にして其處罰を受けたる各人連帶して其責任を負ひます連帶して辨納するの規定なるが故に裁判所は其一人に對して全額の辨納を要求し又其一人が全額を辨納したるとき他の者は其の義務を免れず

第二百六十二條 業務擔當ノ任アル社員、取締役、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處セラレ情重キトキハ罰金ニ併ゼ一年以下ノ重禁錮ニ處セラル

第一 官廳又ハ總會ニ對シ書面若クハ口頭ヲ以テ會社ノ財産ノ現況若クハ業務ノ實況ニ付キ故意ニ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ不正ノ意ヲ以テ其現況若クハ實況ヲ隱蔽シタルトキ

第二 公告ノ中ニ詐僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ  
前ニ掲ケタル者ノ外會社ノ他ノ役員及ヒ使用人カ之ト共ニ犯シタルトキハ亦右ノ罰ニ處セラル

問 本條に掲ぐる事項は何故刑法を以て處斷せらるゝや

答 本條に記載する所爲は官廳又は總會を欺き且不正の意を以て會社の財産の現況若くは業務の實況を隱蔽して正實の申立を爲さず又は公告中に詐僞の事を陳述して會社の事實を隱蔽したる如きは皆刑事の性質なるを以て刑法を以て處斷せらるゝは當然あり

第二百六十三條 發起人カ株式申込ニ付キ詐僞ノ記載ヲ爲シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處セラル

問 株式申込に付詐僞の記載を爲したるは刑事の性質ではありませぬか  
答 詐僞の所爲を以て他人に損害を加へたる者と矢張刑事の犯罪にして第二百六十四條に刑事裁判上の手續を以てする旨を規定せられたり

第二百六十四條 前二條ニ掲ケタル罰ニ處スルニハ刑事裁判上ノ手續ヲ以テス

問 本條の意義理由は如何あることでもりますか

答 本條は前二條の處罰方法を定めたるものなり第二百六十二條罰金及び重禁錮に處せらるゝの犯罪ありたる場合第二百六十三條ニ單に罰金に處せらるゝの所爲なり此罰金及び重禁錮は輕罪にして刑事の犯罪なり故に之を罰するには裁判言渡を以てして命令を以てし

ませぬ故に檢事の起訴に由り刑事裁判上の手續に従て處分します

第五節 共算商業組合

第二百六十五條 共算商業組合ノ契約ハ會社ニ關スル本法ノ規定ニ從フ

ユトヲ要セス其契約ニ因リテ商事會社及ヒ會社財産ハ成立セス

問 共算商業組合と如何なるものでムリますか

答 共算商業組合と商事會社と異にして商事組合契約を以ては直ちに商事會社を組織することなし故に此契約と會社に關する商法の規定に従ふことを要せざるなり又其財産も獨立して商事會社及ヒ會社財産は成立しませぬ然れとも其目的は矢張商事でムリますが故に商法の規定を適用せねばありませぬ

第二百六十六條 二人以上共通ノ計算ヲ以テ一時ノ商取引又ハ作業ヲ爲スヲ當座組合トシ契約實行ノ爲メ其一二ノ組合員若クハ總組合員ニ於テ又ハ共同代理人ヲ以テ爲シタル行爲ニ付テハ第三者ニ對シテ各組合員直接ニ連帶ノ權利義務ヲ有ス

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條は當座組合に係る規定なり而して其當座組合と二人以上共通の計算を以て一時の商取引又ハ作業を爲すといひます是れ即ち一時の商取引にして常職とする者でなければ

之を商事會社と爲すことは出来ませぬ

當座組合にては其契約實行の所爲に付き即ち其一二の組合員若クハ總組合員に於て又は共同代理人を以て爲したる行爲に付きては第三者に對して各組合員直接に連帶して權利を得義務を負ひます例へは一組合員にて齎系を買ひたるに他の組合員も其契約に關係して權利を得義務を負ひますが如し是れ二人以上結合して取引を爲すときと表面と二人以上なりと雖も其取引上に於ては一人なりと看做します

第二百六十七條 二人以上各自別箇ニ一時ノ商取引若クハ作業ヲ爲シ又ハ商業ヲ營ムト雖モ此ニ因リテ生スル損益ヲ共分スルコトヲ契約シタルモノヲ共分組合トシ各組合員亦前條ニ掲ケタルト同シキ連帶ノ權利義務ヲ有ス然レトモ他ノ組合員ノ爲シタル行爲ヨリ生スル請求ニ對シテハ先訴ノ抗辯ヲ爲ス權利アリ

問 本條は如何なる規定でムリますか

答 二人以上別々に一時の商取引若クは作業をなし又は商業を營むと雖も其損益を共分するの契約に出でたるものを共分組合とし其組合員は矢張連帶責任を負ふものでムリますされども他の組合員爲のしたる行爲より生ずる請求に對しては先訴の抗辯を爲す權利があります

第二百六十八條 或人カ損益共分ノ契約ヲ以テ他人ノ商取引又ハ商業ニ出資ヲ供シテ之ヲ其者ノ所有ニ移シ商號ニ自己ヲ表示スル名稱ヲ顯ハサス又業務施行ニ與カラサルモノヲ匿名組合トシ其營業者ノ行爲ニ付キ第三者ニ對シ出資未済ノ場合ニ於テ其出資ノ額ニ滿ツルマテテ限リ義務ヲ負フ

代務人又ハ商業使用人ト爲リテ用務ヲ辨スルハ業務施行ニ與カルモノト看做サス

問 匿名組合とは如何なる組織のものでムりますか

答 匿名組合とは或商業の一二の所爲を以て目的とする組合あり即ち或人が損益を共分の契約を以て他人の商取引又は商業に出資を出して之を其者の所有となし社名に自分の名稱を顯とさず又業務施行の上に立入らぬものを云ふ例へば二人あり相互に約して二年間共に米賣買をなすときは是の一の合名會社であります然るに若し此二人の者右の場合に反し或日神戸に入港したる或船舶に積載したる米百石を買取り共に之れを賣却して利益を得んことを約するは一の匿名組合なり

第二百六十九條 匿名組合ノ損益共分ノ割合ハ明約アルニ非サレハ營業資本總額ニ對スル出資額ノ比例ヲ以テ之ヲ量定ス

問 匿名組合の損益共分の割合は如何

答 匿名組合の損益共分の割合は契約者間に隨意に定むるものでムります然れども若し損害共分の割合に付て明示の約定を爲さるときは普通の方法に従ひ平等に分配します即ち營業資本總額に對する出資額の比例を以て之を量定するものとします故に例へば營業資本金一万圓にして甲匿名組合員の出資五千圓乙匿名組合員の出資二千圓なるときは甲匿名組合員は十分の五乙匿名組合員は十分の二の割合を以て損益の分配を受けます

第二百七十條 利益ハ損失ニ因リテ減シタル出資ヲ填補シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得ス然レトモ匿名員ハ受取期限ニ至リテ未タ受取ラサル利益又ハ既ニ受取リタル利益ヲ以テ其後ニ生シタル損失ヲ補充スル義務ナシ

問 利益の分配に係る方法は如何

答 利益の分配は損失に因りて減じたる出資を填補したる後に於てせねばありませぬ故に之を填補しませぬ間は匿名組合員は利益の分配を受けることは出来ません利益とは一切のものを引去りて残りたる純益を云ふものなれば減損したる出資を補充しませぬ間は之を利益と云ふことはできません然れども匿名員は已に受取りたる利益又は未だ受取りませぬも已に受取るべき期限に至りたる利益を以ては其後に生じたる損失に因りて損失を補



## 商法手形法之部

### 商法第一編

#### 第十二章 手形及ヒ小切手

##### 總則

第六百九十九條 手形ハ或ル金額カ支拂ハル可キ旨ヲ明記シ指圖式又ハ

無記名式ニテ發行スル信用證券タリ

手形ニハ條件ヲ付スルコトヲ得ス

問 手形とは如何なるものを申しますか

答 手形とは或る金額を支拂ふべき旨を明記して發行する信用證券にして社會の流通物にし

て經濟上の便益を謀りたるものなり而して其流通せしむる方法は例へば大阪の商人甲な

る者ありて長崎なる乙商人より商品を買取りて代金百圓を支拂ふの義務を負へり然るに

甲者も亦長崎の丙者に百圓の商品賣拂代金を以て乙者に商品代價百圓を送るに代へ

丙者より百圓を支拂ふべき旨を明記したる爲替手形を振出して乙者に送るときは乙者と

其手形を丙者渡の金百圓を受取ることを得べし是れ爲替手形の性質なり而して其手形を

發行するに差圖式と無記名式との二ヶあります差圖式と之前に例したる場合に於て其手



形面に乙者又は乙者の差圖人に捺拂ふべき旨を記載するをいひ無記名式とは受取人の氏名を記載せずして甲乙丙に流通せしめ最後の所持人自ら氏名を配して支拂を受くるものをいふ

本條手形の性質に付て今回修正して第二項を加へたり「即ち手形は條件を附することを要せず」と規定せり條件とて其手形之直ちに支拂を受くること能はず必ず何々の條件ありたるときは之を支拂ふと云ふ如き條件あるものなり手形に之此條件を附することを得ずと禁止したり是れ必要の事項なり手形は金貨と同様に社會に流通して社會の利益を謀るものなるに條件附なるとときは其條件が止まざれば通用せざる等のあるを以てなり

第七百條 商ヲ爲スコトヲ得ル各人ハ爲替義務ヲ負フコトヲ得

問 爲替義務とは如何なることを申しますか

答 爲替を發行するも亦一の商取引でありますれば商業を爲す能力ある者之亦爲替義務を負ふことのできるは當然であります故に未成年者及有夫の婦と雖も已に商業を營むことを得るものと爲替義務を負ふことができずする其他の者は爲替義務を負ふの能力之無き者であります故に爲替手形を振出し或は裏書を爲す等の行爲之を爲すこととできません

第七百一條 手形ニ爲替無能力者ノ署名アルモ其他ノ署名ノ効力ハ此カ爲メニ妨ケラルコト無シ

爲メニ妨ケラルコト無シ

問 爲替無能力者とは如何なるものを云ひますか又本條規定の旨は如何

答 爲替無能力者とは商を爲し爲替義務を負ふことの出來ぬ者を云ひます即ち幼者又禁治産者風癩白痴等なり未成年者又有夫の婦と商業上無能力者なれども此二者は法律に定めたる手續を経て商業を營むの能力を得るものなればまた爲替義務を負ふものとす

本條之手形に無能力者の署名あるも其他の署名の効力之此が爲めに妨げらるゝことなしとす手形には數人の氏名を記載するものなれば其中には無能力者の氏名を記載することなきにしもあらず然れども是が爲めに他の能力者に對して手形の効力を失はすことなし例へて發行人甲者が無能力者たるも引受人丙者に於て一旦其手形の引受を爲したるときは後日發行人の無能力者なることが發見するも丙者は其支拂義務を免かるゝことはありませぬ

第七百二條 手形ノ要件ヲ外觀ノ爲メニノミ記入シタル手形ハ其情ヲ知

リタル者ノ爲メニハ之ヲ手形ト看做サス

問 手形の要件を外觀の爲めにのみ記入したる手形とは如何なるものでありますか

答 手形には必ず記載すべき要件があります而して其記載したる要件は只外觀を假装したるのみ例へば甲者と現在せざる乙者を支拂人として手形を振出し又乙其支拂金額百圓を二百圓と記載したるが如きものを振出し只一時外觀を装ひたるまでにて其實爲替にあらざ

る場合に於て其情を知りたる者に對しては爲替手形たるの効力はありませぬ然れども其事情を知らぬ者に對して之爲替手形の効力があります何故なれば假令以假裝にもせよ其の外面上に手形の條件が備はつてありますれば之を辨別することと六ヶ敷ものなれば之を無効とするときと大に手形上に信用を満くならしめるを以て且つ流通を妨ぐる様の事あればなり

第七百三條 他人ヨリ特ニ委任ヲ受クルコト無ク又ハ代理ノ事實ヲ明記スルコト無クシテ他人ノ爲メニ手形ニ署名スル者ハ此ニ因リテ自己ニ責任ヲ負フ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 本條は他人より別段委任をも受けず又自分は他人の爲めに代理するを云ふ事柄をも明記せずして他人の爲めに手形に己れの名を記入したるものと自己の身に其手形より生ずる責任を盡さねばならぬことを規定したる條文にて即ち他人の責任を自分が負擔するものを申します是れ手形は其表面に依て判別し其内部の如何に關せざるものなればなり

第七百四條 手形ノ受取人ハ直ニ振出人ニ對シ又其後ノ各所持人ハ其前者ヲ經由シテ振出人ニ對シ番號ヲ記シタル同文ノ手形數通ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

手形ノ各所持人ハ需用ニ應シテ自ラ手形ノ謄本ヲ作ルコトヲ得

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條は手形數通の發行及び謄本に關する規定なり手形受取人即ち振出人より直接に手形を受取りたる者及び其後の各所持人即ち右受取人より裏書を以て手形を讓受けたる時は振出人に對して第二第三等の番號を付して同文の手形數通の交付を求むることが出來ます例へば甲者より乙者に對し丙者に指して手形を振出たるに受取人乙者に於て數通の手形を得んと思ふときは直接に甲者に對して要求することができると雖も乙者は丙者に讓渡し丙者は丁者に讓渡したる後丁者が數通の交付を得んとするときと丁者は先づ丙者に求め丙者乙者に求めて乙者より甲者に求むるが如し斯様の方法に依れば手形發行の便利となり又は手形の紛失を免れることができずする而して同文手形に番號を記載するは同文手形二枚を發行する場合に於て各獨立の効力ある手形と思はさず弊害なきやうにする爲めにして第一を以て拂渡を受るときは第二は無効たる旨を記入せねばなりませぬ而して本條の意義を摘みて右等の弊害を避けん爲めに手形の受取人振出人に對し又後の所持人自己に渡せし前者に對して前者又振出人に對し各其順序を正しくして同文手形の送附を求むることができると申します第二項は手形を所持して居る各人は他人の需用に應じて自分に手形の謄本を作ることができますることの規定でムります

第七百五條 手形ハ其文言ニ因リテ直接ニ義務ヲ負ハシム但法律又ハ商慣習ニ依リテ例外ト爲ス可キモノハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる事件の規定でムりますか

答 本條と手形の効力を規定したるものでムります法文に手形の文言とあると即ち記入の事項なり手形には其振出人又之振出の事項を記載するものでありませれば其文言に因り直ちに權利義務を生せしむるものとして只文面のみを以て其効力を論じ當事者の意思の如何を問ふことなし故に文面に塗抹あるときは知らず識らず爲したることにて法律上の効力はありませぬ但し法律又之商業上慣習に依りて例外としまするものは格別であります前の第七百一條の場合に於て無能力者の署名したる手形を無効とするが如きは即ち法律の例外とする一でムります

第七百六條 法律上ノ要件ヲ掲ケサル手形又ハ其要件ト共ニ違法ノ事項ヲ掲ケタル手形又ハ文言カ互ニ牴觸シ其牴觸ヲ法律ノ許セル方法ヲ以テ取消クユトヲ得サル手形ハ無効タリ

問 法律上の要件を掲げざる手形又之其要件と共ニ違法の事項とは如何

答 法律上に定められたる要件とは即ち振出の年月日、地名、金額、支拂人の氏名、受取人の氏名等の要件を法律上に定めたる通りに記入することをいひ其要件と共に違法の事項とは

其記入の方法即ち要件の記載を掲げたるも法律の示せるものに背きたる事を記入したる手形をいひます例へば支拂を未必條件に繋らしめ又は差引勘定等を以て支拂ふべきものと爲したるか如し

問 文言が互に牴觸しとは如何なる事を申しますか又法律の許せる方法とは如何

答 文言が互に牴觸するとは例へば爲換手形に振出の年月日を記載して所持人に支拂ひまする満期日を記載するに振出の月日より満期日を計算すれば大に牴觸する所がある如く此等の事項は孰より見るも一方が牴觸するときは互に牴觸します又無記名の方法もあれば指圖式の記載方もあり相牴觸するが如し又法律の許せる方法を以て取消くことができるとは例へば只今述べましたる日附の牴觸ある場合於て七百二十六條の規定の如く爲替手形は満期後と雖も裏書讓渡を爲すことを得と此規定を以て一方の満期日に牴觸する場合は取消くことができずするが如きをいひます

第七百七條 手形上ノ重要ナラサル附記ハ法律上ノ要件ニ適スル手形ノ文言ノ効力ヲ妨クルコト無ク又爲替上ノ義務ヲ生セシムルコト無シ

問 手形上の重要でなき附記とは如何

答 重要でなき附記とは先づ法律にて定められたる重要な事項より申さば手形面の記入即ち拂込の年月日又は其金額、支拂人の氏名等之必らず記入すべき重要な事項なれども

是れ等の必要なる記入に附屬して手形に對して關係淺き記入あり即ち爲替手形などに於て之報知に依りとか又は報知を待たすとか利息支拂抵當等の文言を附記することあります此等の事と有用の時もあれども重要なことではなくして法律上の要件に適ひたる手形の旨趣即ち記入してある條件の性質を妨けることはありませぬ且爲替取組に付て義務を生ずることもなく總て手形に對して責任なき文字であります

第七百八條 偽造又ハ變造ノ手形ハ手形トシテ其効ヲ有ス然レトモ偽造、變造ニ因リテ義務ヲ生スルコト無シ但一旦生シタル義務ハ變更セサルモノトス

偽造、變造ニ付テノ異議ハ其偽造、變造ヲ爲シタル者又ハ其情ヲ知リテ手形ヲ取得シタル者ニ對シテ之ヲ起スコトヲ得

問

偽造變造とは如何又手形として其効を有すと如何

偽造とは其物の全体を模造したるものにして變造とは其一部分を變更すること即ち手形の年月日を變更し又は金額を増減する等のことをいひます例へば乙若し丙者に宛て甲者の振出したるものとして手形を造り丙者に對して其支拂を求めたるが如きは即ち手形を偽造せしものであります

手形として其効を有すとは右の如き不正の手形にても手形として其効を有するものと

す例へば其偽造の手形に對し支拂人引受を爲したるとき又は受取人が裏書を爲して他人に譲渡したる時之其引受又之裏書は有効なりとします是れ手形の眞偽は手形の文言のみにて之を知ることはできませぬ者なれば善意の所持人即ち偽造變造の事情を知らぬ所持人に對しては之を有効とします然れども偽造變造に依りて義務を生ずることはありませぬ例へば二百圓を三百圓と變更したるも其引受人裏書人の義務は二百圓に止りて決して三百圓に増加することはありませぬ然れども其偽造變造なることを知らずして已に引受を爲し又は他人に裏書を爲して譲渡したる者は善意の所持人に對して其責は免ることはできませぬ是れ法文に所謂一旦生じたる義務は變更せざるものとは之れをいひます偽造變造に因り引受を爲し又之裏書を爲したる者は善意の所持人に對しては其義務ありと雖も其情を知りたる悪意の所持人に對して之義務を負ふべきものでありませぬ是れ故なくして損害を被ふるの道理なければなり又其偽造變造を爲したる者又之其情を知りて手形を取得したる者に對して異議を起すことも出來ます

第七百九條 爲替義務ハ其負擔ニ關シテハ手形ニ記載シタル地ノ法律ニ從ヒ若シ其地ヲ記載セサルトキハ債務者ノ住所ノ法律ニ從ヒテ之ヲ定ム又其履行ニ關シテハ履行ヲ爲ス可キ地ノ法律ニ從ヒテ之ヲ定ム爲替上ノ權利ヲ行使シ及ヒ保全スル爲メニスル行爲ハ其行爲ノ地ノ法

律ニ從ヒテ之ヲ爲スユトヲ要ス但手形ニ其他ノ地ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる事件の規定でムりますか

答 本條は爲替上の權利義務に付て適用すへき法律を定めたるものなり爲替なるものは何れの國何れの地を問はず融通するものなれば其至る所の法律に従ひ權利義務を定めねばならぬと云ふことを規定す例へば日本大坂より亞米利加紐育府に向けて爲替手形を振出したるに紐育府にて引受を爲したる後更に佛國巴里に於て裏書讓渡を爲し其手形讓受人より紐育府に向けて支拂を求めたるに其支拂を拒みたるに依り再び其償還を得んが爲め日本大坂に送り還す場合の如し此場合に於て何れの國の法律に従ひまするか此場合に於て之爲替義務の負擔に關しては先づ手形に記載したる地即ち亞米利加の法律に従ふべきものとし、ます故に其手形支拂人紐育府にあれば亞米利加の法律に依らねばなりませぬ又此場合に於ては關係者の能力に關する者なるが故に日本及び亞米利加の法律に於ては無効たるへきも佛の國法律に於て有効たるに於ては妨なきものとす右裏書讓渡の法則が日本及び亞米利加の法律に違背するも佛國の法律に適合するときと有効なりとします又履行に關しても其履行を爲す可き地の法律に従ふものとす而して履行とは物品時日及び場所等の義務を盡すへき方法を云ひ義務の履行を云ふではありませぬ

問 爲替上の權利を行使し及び保全する爲めにする行爲とは如何

答 凡て爲替に付て行ふへき權利を行ひ又た權利を妨げられぬ様にするを云ふ而して此の權利を行使し及び保全する爲めにする行爲に付ても其行爲の地の法律に従ふべきものとし、ます然れとも手形に其他の地を定めて記載したるときは格別であります

第七百十條 手形又ハ小切手ノ占有者ニシテ正當ノ方法ニ依リ且甚シキ

怠慢ニ出テスシテ之ヲ取得シタル者ハ其手形又ハ小切手若クハ其代金ノ引渡ノ請求ニ應スル義務ナシ但其占有ノ原因消滅シタルトキハ此限ニ在ラス

問 手形又は小切手の占有者に於て正當の方法に依り且甚しき怠慢に出でずして之を取捨したる者とは如何

答 正當の方法に依り取得したる者とは權利上占有するものにして例へて裏書の方法に依り取得し無記名式のものなれば賣買讓與等に依り取得するをいひます甚しき怠慢に依り取得するると怠慢は入念の反對にして輕忽に取得するなり即ち詐欺せられ又之其不正なることを知て惡意にして取得したる如きをいふは此等の條件を以て取得したる占有者は其原因の如何なる場合を問はず其所者有の請求に應じて之を還付するに及びませぬ是れ手形小切手の如きは廣く流通すへき性質のものなれば容易に所有者より取戻を請求せら

れて之を還付すべきものにあらず若し之を容易に取戻さるゝものとすれば占有者之實に不安心なるものにて流通物たるの効なし故に本條は二ヶの條件を具備して取得したるものは其の代金の引渡の請求に應ずる義務なしとします但其占有者の原由消滅したるときは此限にあらずとせり例へば債權者は抵當として手形を取得したる者あるときは正當の方法に依り取得したるものなるか故に手形の所有者債權者より其取戻を請求せらるゝものに應ずるの義務なし然れども債務者は已に債務を辨濟せしを以て之を事實とし理由として請求せらるゝときと占有者は其占有の原因たる抵當取得の原因が消滅したるものなれば債權者は請求に應ずる義務あるものとす

**第七百十一條** 盜取セラレ又ハ紛失シ若クハ滅失シタル手形及ヒ小切手ニ付テハ第四百三條ノ規定ヲ適用ス

**問** 第四百三條の規定とは如何なる事件の規定なりや

**答** 第四百三條は盜取せられ又は紛失し若くは滅失したる指圖證券は裏書讓渡ありたると否とを問はず民事訴訟法に従ひて權利者之を無効とする手續を爲すことを得と云ふに在り本條の手形及小切手に付て之を通用するものとせば本條に掲ぐる原因に依て占有したるものは其所有者に於て之を無効とすることを得るなり

**第七百十二條** 爲替手形ノ引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル爲替上

ノ請求權ハ滿期日ヨリ三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹リ又所持人若クハ裏書讓渡人ヨリ振出人若クハ前裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ハ請求ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹ル

時効ハ訴ヲ起シ其他各箇ノ裁判上ノ手續ヲ爲スニ因リテ中斷セラレ又裁判所ノ判決ニ依リ又ハ書面ニ明示シテ債務ヲ承認シ新債務ト爲シタルニ因リテ消滅ス

**問** 本條は如何なる事件の規定なりや

**答** 本條は爲替手形の時効に關する規定なり時効とは期限の事にして其手形及び小切手の有効期限なり本條に依れば爲替手形に付ては其引受人に對し約束手形に付ては其振出人に對して其請求期限は支拂を受くべき滿期日より三ヶ年を以て時効に罹り即ち期限を失ふものとす又手形所持人に於て支拂を拒みたるに由り振出人又ハ前裏書讓渡人に對して償還の請求を爲すときは請求の通知を爲したる日より三ヶ年を以て時効に罹るものとす

**問** 本條第二項の意義理は如何

**答** 手形に關する義務にして其未だ三ヶ年を経ませぬ以前に於て裁判所の判決又は當事者の書面を以て其義務を承認したるときは其義務之更改し性質を變じて商事上の義務は變じて民事上の義務と爲る故に其義務に付て商事上の時効は消滅します時効中斷と今五

ケ年の時効が満るも其時効に罹る事件が訟求せられたるときは時効の経過を中断し其経過を一新するを云ひます故に時効中断の原因は訟求被告を曲者とするの言渡及び別の證書に依る自認とにあり

第二百十三條 一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ在テハ時効ハ呈示ニ付キ規定セラレタル期間ノ満了ヨリ始マル但其満了前ニ呈示ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

問 一覽拂又ハ一覽後定期拂の手形とは如何なるものでムリますか

答 一覽拂又は一覽後定期拂の手形とは手形面に何月何日と云ふ如く一定の支拂期日を定め

ず其手形を持参するときは直ちに支拂ふべき旨を定め又其持参したる何日目に支拂ふべき旨を定むることあり之を一覽拂又ハ一覽後定期拂の手形といひます此二ケの手形に付ての請求期限即ち時効と呈示に付き規定せられたる期間の終より始まるものとす是れ此の手形は所持人をして自由にて期日を定めしむるものなるを以て際限なく期限を永からしむるに於ては支拂人は大に迷惑を生ずべきに因り第七百五十七條に於て二ケ年を以て期限の満了するものとせり故に支拂の期間満了するを以て其翌日より更に三ケ年を経過すれば時効に罹るべしと雖も所持人が二ケ年内に手形を提示即ち持参したるときは其持参したる時より時効期限を起算して三ケ年を経過せざれば時効に罹ることなし

第七百十四條 手形ヨリ生スル請求權ヲ時効ニ因リ又ハ法律ニ規定シタル行爲ヲ怠リタルニ因リテ失ヒヨル者ハ其失ヒタルニ拘ハラヌ支拂人、振出人又ハ裏書讓渡人ニ對シ此等ノ者カ支拂ハサル爲替資金若クハ取戻シタル爲替資金ニ因リテ已レテ利シタル限度ニ於テ右請求權ヲ主張スルコトヲ得第七百十一條ノ場合ニ係ルモノト雖モ亦同シ

問 本條は如何なる場合と規定したるものなりや

答 本條と手形所持人が請求權を失ひたる場合に係る規定なり手形所持人は手形より生ずる請求權を時効により又ハ法律に規定したる行爲を怠りたるに因り即ち期日に支拂を求めず又は拒證書を作らず或は償還要求の通知及び訴訟の延滞等により支拂を受くる權利を失ひたる者は自己の過失怠慢に因るものと雖も之が爲めに全く請求權無きものとせば一方に不當の利得を受くる者が出来る様になります何となれば爲替手形面に記載の金額を振出人より支拂人に向ふて支拂えさす爲めに振出したるものなれば之を支拂人に於て支拂はぬときは故なくして利益を得るものなり若し又所持人が期日に支拂を求めぬが振出人より手形を取戻すことが出来るものとせば是れまた振出人は不正の利得を爲すものなり故に所持人に於て過失怠慢ありたるにもせよ此爲替資金を請求するの權なかるべからず然れども所持人は最早支拂及び償還の要求權を失ひたる者なれば其爲替資金に

因り相手方が利益を得たる限度即ち部分のみに於て右請求を主張することが出来ず  
第七百十一條の場合も所持人に於ては他人に不正の利得を與ふる筈なければ其手形を所  
持し居らぬとも資金を請求するの權利を失ふことはなりませぬ

第七百十五條 總テ手形ニ署名ヲ爲シタル者ハ此ニ因リ連帶シテ義務ヲ

負擔ス然レトモ此連帶義務ハ各義務者ニ於テ特立ノモノトス

爲替ノ訴ハ其總員ニ對シ又ハ其一人ニ對シテ之ヲ起スコトヲ得

問 手形の署名は連帶して義務を負ひまする理由は如何

答 連帶して義務を負擔さしめるは手形の支拂を確實ならしめて以て其信用を増加し其流

通を容易ならしむる爲め法律に於て之其手形を振出し裏書し又引受を爲したる者は皆其

所持人に對して連帶擔保の義務を負はしめたるものであります故に若し支拂人之が引受

をさせぬときは所持人に於て其振出人又は裏書人の各自又之一同を相手取り之が請求

を爲すことができます

右の如く所持人は各自に對し全部の請求を爲すことができますも其連帶責任は之を民法に

規定する所の完全の連帶とは云はれませぬ何となれば手形署名者の連帶義務に於て之其連

帶義務者の各人に對して請求すべき期限之同一の日時即ち拒み證書を取りたる時より起

算るものなれど其一人に對し爲したる請求は其期限を延期することなきことを知るべき

が故に不完全の連帶といふ

各義務者に於て特立と如何なる事でもりますか

問 只今述べましたる通り不完全の連帶にして連帶して義務を負擔する場合に於て其連帶義

務を負擔して且つ之を償還するに連帶者一時に此の義務を分擔して償還することにし

例へば振出人に於て義務償還を終ることできぬときは引受人之に代ると云ふが如く各連

帶義務を有しながら其義務の償還に於ては特立するものといふことであります

### 第一節 爲替手形

#### 第一款 振出

第七百十六條 爲替手形ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

第一 振出ノ年月日及ヒ場所

第二 爲替金額但文辭ヲ以テ記ス可シ

第三 支拂人ノ氏名

第四 受取人ノ氏名又ハ其指圖セラレタル人若クハ所持人ニ支拂フ

可キ旨及ヒ滿期日並ニ支拂地

第五 振出人ノ署名、捺印

問 本條第一より第六に至るの規定と如何のことでもりますか



答

爲替手形には振出したる年月日を記載せねばなりませぬ而して此年月日を記載しまする所以は第六の場合があります第一手形振出人は其振出の當時に於て之を振出しまする能力がありしや否を知る爲めなり第二家資分散を爲さんとする商人をして手形を振出して以て其債權者を害することのできぬ爲めにも亦之を記載するものとしませぬ第三手形の支拂期限の起算方を知る爲めにも之を入用とします又場所を記載するに或場所に於て或價額を付與し或他の場所に於て或金額を受取へき者であります故に振出の場所を記載す第二支拂ふべき金額を記載するものは金額でない他の物件例へば米麥等の如き者は爲替契約の目的物件とならねばなり但文辭を以て記載するとは單金何百何十圓と記載せずして何々事項に付き金何百圓を支拂ふべき文章になるやうに記載します

第三支拂人の氏名を記載するものと此支拂人に於て支拂を爲すを定めとします且此支拂人は振出人より他の人でなければなりませぬ若し然らずして振出人及支拂人同一なるときは例へば甲某東京乙に對し或時期に大坂にて金若干圓を拂ふべきことを約束するときは爲替契約なる者あるも其事に付証券を交付したりとて爲替手形ありと云ふこととせませぬ此手形は只約束手形の一種までのものでありませぬ

第四支拂の時期を記載するものは爲替手形支拂の時期は其手形の日附より數日數月の後でなければなりませぬ又一覧の時期即ち其手形を支拂人の許に提出したるときでなければ

ばなりませぬ或之其一覧の後數日數週又は數月の終りにても宜し又其指圖せられたる人名を記載するは若し手形に於て或價額を受けたることを記載するも何人に支拂すべきやを記載しませぬ時期即ち若し甲より金錢にて價額を受けたる金一千圓を拂渡すべしと記載したるときと如何すべきやを知ることができませぬ故なり第五は別に説明を要しませぬ

第七百十七條 振出人ハ爲替手形ヲ自己ノ指圖ニテ振出シ又ハ自己ニ宛テ振出スコトヲ得

問 本條之如何なる場合を規定したるものなりや  
答 本條は手形振出に關する變例を示せり爲替手形を振出すに之振出人受取人支拂人の三名あるを本式とすれども一人にて二ヶの資格を兼ることあります即ち振出人が受取人たる

第七百十八條 爲替手形ノ金額二十五圓以上ナルトキハ無記名式ニテ振出スコトヲ得  
問 爲替手形は無記名式にて振出すことが出來ますか  
答 爲替手形が金額二十五圓以上なるときは無記名式にて振出すことが出來ます故に若し金額二十五圓以下なるときは之を無記名式にて振出すことと出來ぬものとす是れ其金額の寡少とさ之種々の惡弊を生ずることあるを以てなり

第七百十九條 満期日ハ定マリタル日又ハ日附ノ後定マリタル期間又ハ

一覽ノ時又ハ一覽後定マリタル期間ニ於テノミ之ヲ定ムルコトヲ得

問 満期日とは如何なるものをいひますか

答 満期日とは即ち支拂期日のことをいひます本條に此満期日を定むるに四ヶの方法を掲げ

てありまず第一支拂期日即ち何年何月何日支拂と云ふが如し第二日附の後定まりたる期

間例へば手形を作りたる日附より二ヶ月の後と云へるが如し第三一覽の時即ち所持人よ

り支拂人の許に呈出したる時を以て支拂日を定むること第四一覽後定まりたる期間に於

てすると例へば手形所持人が其手形を支拂人に持参せしより何日後に支拂ふべきものと

するか如し如斯く支拂の期日と正確に一定するものとします故に或人の死去又は或未必

條件の成就したる時を以て支拂の期日としたる手形は之を爲替手形と云ふことを得ず

第七百二十條 爲替手形ニ満期日ヲ記載セサルトキハ其手形ハ一覽ノ時

ニ満期ト爲ル

問 本條規定の意義理由を承り度し

答 満期日の記載なき爲替手形は前にも述べし如く爲替手形の効なきものとす然れども甚だ

刻に失するものゝ如くなるを以て本條には支拂期日の定めなきときは一覽拂のものとして一

做するものなることを規定せるなり

第七百二十一條 支拂人ノ住地又ハ其他ノ地〔他所拂爲替手形〕ハ支拂地

トシテ之ヲ記載スルコトヲ得他ノ地ヲ記載シタル場合ニ在テ爲替手形

ニ支拂ノ爲メ他人〔他所拂人〕ヲ明記セサルトキハ支拂人ハ其記載シタ

ル地ニ於テ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

問 本條と如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條と支拂地を規定したるものなり手形に他所拂爲替手形なるものあり即ち支拂人の住

所外の地に於て支拂を爲すことを得るもの是なり他の地を支拂地として記載したる場合

に在ては他所拂爲替手形は振出人自ら支拂人と爲りて振出すことあり此場合に於て特別

なる支拂人即ち他所拂人を記載せぬときは支拂人は其明記したる地に於て支拂を爲さね

ばなりませぬ故に支拂人大坂に住居し支拂地を他の地即ち京都にて支拂することを記載

したる場合に於て爲替手形に他所拂人即ち京都の某支拂ふべき旨を明記せぬときは支拂

人と京都に於て支拂を爲すものとします

第二款 裏書

第七百二十二條 爲替手形ノ受取人及ヒ其後ノ各所持人ハ若シ其手形ニ

反對ヲ明記セサルトキハ裏書ヲ以テ之ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得

問 裏書とは如何なるものでムりますか

**答** 裏書とは爲替手形又は約束手形を移轉す處の証書であります之を裏書と申します所以  
 と手形の裏面に記載する故であります而して裏書に三種あります第一所有權を移轉すへ  
 き裏書又之を適法の裏書といひます第二委任の裏書之を不適法の裏書といひ第三擔保  
 の裏書であります

爲替手形の受取人及び其後の各爲替所持人は若し其手形に反對の事項即ち裏書讓渡を禁  
 ずることあり之を明記せぬときは裏書を以て之を他人に轉付すこと即ち讓渡等のこと  
 できず

**第七百二十三條** 裏書ニハ其年月日、場所、裏書讓渡人ノ署名、捺印及び  
 裏書讓受人ノ氏名アルコトヲ要ス然レトモ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミ  
 ナ以テモ亦裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

**問** 本條は如何なる事件の規定なりや

**答** 本條は裏書の條件を規定したるものであります裏書に之必ず其讓渡を爲す時に當りての  
 年月日場所、裏書讓渡人の氏名捺印及び裏書讓受人の氏名を記載せねばなりません然れ  
 ども單に裏書讓渡人の署名捺印のみを以て讓渡を爲すことが出来ます

**第二百二十七條** 裏書ニハ其日ヨリ前ノ日附ヲ爲スコトヲ禁ス之ニ違フ  
 トキハ偽造、變造ノ刑ニ處ス

**問** 其日より前の日附とは如何なる場合を指して申しますか

**答** 其日より前の日附とは裏書讓渡を爲す時の日附より前の日附を云ひます例へて明治廿六  
 年三月九日に讓渡を爲したるに其日附に之同年二月一日の日附に爲したるが如し此の如  
 きことを爲すと法律に於て禁じてあります其理由は破産を爲し又は將に破産せんとする  
 者の財産を脱漏し債權者に損害を加ふる者を防ぐが爲であります故に之に違ふときは偽  
 造變造の刑に處すべしとす但し日附を變へたるものと即ち變造にして偽造にあらず

**第七百二十五條** 無記名式ニテ振出シタハ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ  
 以テ裏書讓渡ヲ爲シタル爲替手形ハ交付ノミヲ以テ之ヲ轉付スルコト  
 ナ得

**問** 本條の意義理由如何

**答** 本條は手形の裏書なくして權利の移轉することを規定せり無記名式にて振出し又之裏書  
 讓渡人の署名捺印のみを以て裏書讓渡を爲したる爲替手形は只其讓受人に手形を渡した  
 るのみにして裏書を要せず之を轉付即ち權利を讓渡することが出来ます

**第七百二十六條** 爲替手形ハ滿期後ト雖モ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得又代  
 理若クハ擔保ノ爲メ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

**問** 滿期後とは如何なる場合を指しますか

答

満期と之手形支拂期日を云ひます爲替手形の裏書譲渡は満期前即ち支拂期日に於てすべ  
きものであります然れども支拂期日後に於て之を爲すことがあります是れ爲替義務の負  
担者之満期後と雖も其時効に罹るまでは爲替手形の義務を負担するものなればあり  
又通例爲替手形の裏書譲渡は其手形の所有權を移轉するに在れども時に由りて之其手形  
を處分せんが爲め即ち代理の爲めに裏書譲渡を爲し又債務の辨濟を擔保するが爲めに裏  
書譲渡を爲すことが出来るものなり

第七百二十七條

支拂ノ爲メニ呈示及ヒ拒證書ノ作成ヲ事情ニ因リ

テ正當時期內ニ爲スコトヲ得サル爲替手形ノ裏書譲渡ハ満期後ノ爲替  
手形ノ裏書譲渡ニ同シ

問

本條之如何なる場合を規定したるものなりや

答

本條は支拂期日後の裏書譲渡に同じき場合を示したるものなり裏書譲渡人と支拂期日に  
其手形を呈示したるときは支拂はねばなりませぬ若し之を支拂ふことのできぬときと其  
翌日中に拒證書を作らざねばなりませぬ然るに事情に由りて正當時期內即ち翌日中に  
拒證書を作ることができぬときと其爲替手形の裏書譲渡は満期後の爲替手形の裏書譲渡  
を爲したるものと看做して其効力を有せしむるなり

第七百二十八條

満期後ノ爲替手形ノ裏書譲渡ハ其裏書譲渡人ノ權利及

ヒ義務ノミヲ裏書譲受人ニ轉付スルモノトス然レトモ裏書譲受人ハ滿

期後ニ爲替手形ノ裏書譲渡讓爲シタル各人ニ對シテ如何ナル方式ニモ  
羈束セラレズ且獨立シタル償還請求權ヲ取得ス

問

本條は如何なる事件の規定なりや

答

本條は支拂期日後の譲渡の効力を定めたるものなり支拂期日後の裏書譲渡は其譲渡人の  
有する權利義務のみを譲受人に轉付するものにして其他の權利義務に付て之關係を生ず  
ることとなし而して支拂期日後に初めて譲渡したる者の義務者及び支拂期日前の裏書讓  
渡人に對しては其裏書讓受人は同様の權利を有し義務を負ひます故に此場合に於て讓渡  
人は讓受人が正當に手形を呈示即ち持參し其拒證書を受取りたるときと讓受人は時効に  
至るまでは振出人及び支拂期日前の裏書讓渡人に對して償還要求の權利があります然れ  
ども讓渡人に於て正當の提示を爲さず又之拒證書を受らぬときと讓受人は償還要求の權  
利を失ふものとす然れども裏書讓受人は讓渡人に對するるときと如何なる方式にも羈束せ  
らるることなく獨立して償還要求の權利を有するものとしませぬ故に若し支拂人に於て支  
拂を拒むに於ては裏書讓受人は如何なる方式をも要せず直ちに讓渡人に償還を求むるこ  
とが出来ます

第七百二十九條

代理ノ爲メ又ハ擔保ノ爲メニ呈示裏書譲渡ハ其目的ヲ

爲替手形ニ記載セサルトキハ第三者ニ對シテ眞ノ裏書讓渡タリ

問 本條の意義理由如何なる事件でムりますか

答 本條の代理又は擔保の爲めにする裏書の第三者に對する効力を示したるものなり

問 代理の爲め又は擔保の爲めにする裏書讓渡如何あることですか如何

答 代理の讓渡とは委任をして裏書讓渡を爲すことがあります此委任を受けたる者を代理者

といふ擔保の裏書と引受人の爲めに擔保を爲すことがあります此種の裏書に於ては擔保として此手形を交付することを記載せねばなりません何となれば代理擔保の爲めにするは即ち裏書讓渡の變体にして若し之を明記せぬときは第三者之を通例一般の讓渡の爲めにしたるものと看做せざり故に其目的即ち代理又は擔保の爲めに裏書讓渡を爲すことを記載せぬときは第三者に對しては眞の裏書讓渡即ち所有權を移轉すべき裏書讓渡と看做されます

第七百三十條 代理ノ爲メニスル裏書讓渡ニシテ其目的ヲ記載シタルト

キハ其裏書讓受人ハ裏書讓渡人ノ權利及ビ義務ヲ行フ但特別ノ記載アルニ非サレハ眞ノ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

問 代理の爲めにする裏書讓渡にして其目的を記載したるときは如何

答 代理の爲めにする裏書讓渡にして其目的を記載せぬときは第三者に對して眞の裏書讓渡

と看做すべしと雖も其手形面に代理たる趣旨を記載したる時即ち代理の爲めにする裏書にして其讓受人と讓渡人の權利義務を行ふことができます

然れども眞の裏書讓渡は特別の記載あるにあらざれば之を爲すことを得ずと規定したり是れ眞の裏書讓渡は手形の所有權を移轉するものなれば所有者でなき代理人に於て之を爲すことを得ざるものなり故に特別の趣旨を記載するにあらざれば眞の裏書讓渡を爲すの權なし

第七百三十一條 擔保ノ爲メニスル裏書讓渡ニシテ其目的ヲ記載シタル

トキハ其裏書讓受人ハ裏書讓渡人ト同一ノ權利義務ヲ行フ但債權ノ辨濟ヲ受ケサル場合ノ外眞ノ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

問 擔保の爲めにする裏書讓渡の權利義務如何

答 擔保の爲めにする裏書讓渡とは債務者が債務の支拂を擔保する爲め自己の所持する手形を債權者に讓渡し又債務者の爲めに他人が其債務を擔保するが爲めに債權者に手形を讓渡す等のことを云ひます此擔保の爲めにする裏書讓渡にして其目的即ち擔保の爲めになることの趣旨を記載したるときは裏書讓受人即ち債權者は裏書讓渡人と同一の權利義務を行ひます故に債權者たる讓受人は一般の手形所持人たる權利は總て之を行ふことができ即ち支拂を受け又は裏書讓渡を爲し或は償還要求を爲すことができます但し債權の

辨濟を受けざる場合の外眞の裏書讓渡を爲すことができませぬ何となれば元と擔保の目的なるが故に其債務を支拂ひ義務を消却したるときは其擔保義務も亦消滅するを以てなり故に債務者に於て債務を支拂ひ義務を消却することのできぬ場合でなければ眞の裏書讓渡を爲すことを得ずと規定したる所以なり

第七百三十二條 裏書讓渡ハ各裏書讓渡人ノ順序カ裏書讓受人ニ至ルマテ間斷ナキトキニ限り裏書讓受人ノ爲メ効力アリ但代理又ハ擔保ノ爲メ裏書讓渡ヲ爲シタル爲替手形ハ裏書讓渡人ニ於テ更ニ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

問 本條の意義理由は如何

答 本條は裏書讓渡に關する規定なり裏書を以て讓渡を爲す爲替手形は各讓受人は爲替受取人又は爲替所有者より讓受けたるものでなければ爲替所有者と爲ることはできませぬ法文に所謂裏書讓渡人の順序が裏書讓受人に至るまで間斷なきときに限り裏書讓受人の爲め効力ありとす故に其順序は第一裏書に受取人の氏名を記し第二に第一讓受人の氏名を記し第三に第二讓受人の氏名を記して以て其裏書毎に其以前の讓受人の氏名を記載するにあらざれば裏書に間斷なきものとするはできませぬ若し裏書に間斷あるときは其間斷ありたる後の裏書讓渡は無効であります

但し代理又は擔保の爲め裏書讓渡を爲したる爲替手形は裏書讓渡人に於て更に裏書讓渡を爲すことが出來ます其理由は代理人の爲すことが出來ることを其委任者たる本人に於て爲すことが出來ぬと云ふ道理なし又擔保に付ては一旦擔保物に差入るゝも其義務を消却して之を取戻すときと自己の自由に處分する權利あればなり

第七百三十三條 裏書讓渡ノ法律上ノ効力ハ爲替手形ニ裏書讓渡ヲ禁スル旨ヲ記載シタルカ爲メ之ヲ失フコト無シ但之ヲ禁シタル者ニ對スル償還請求權ハ此カ爲メニ消滅ス

問 裏書讓渡を禁じたる場合は如何

答 裏書讓渡を禁する旨を附記するも法律上に於ては其効力無きものとしませぬ是れ爲替手形は元と融通の爲めにする有價証券なれば若し之をして効力あらしむるときは爲替手形の性質に違ふなり然れとも之を禁じたる者に對する請求權は此が爲めに消滅しませぬ何となれば禁する旨を附記するは一の契約なり契約は契約者双方間に在ては法律に等しき効力を有するを以て其之を禁する旨を記載したる振出人若くは裏書讓渡人は受取人及び裏書讓受人より後の各所持人より償還請求を受くることがありませぬ

第三款 引受

第七百三十四條 爲替手形ノ所持人ハ其手形ニ別段ノ記載ナキトキハ滿

期日前ニ引受ノ爲メ支拂人ニ之ヲ呈示スルコトヲ得若シ支拂人其引受  
ヲ爲ササルトキハ拒證書ヲ作ルコトヲ得  
振出人ハ所持人ニ於テ引受ノ爲メ其手形ノ呈示ヲ爲ス可ク若シ爲ササ  
ルトキハ償還請求權ヲ失フ可キ旨ヲ記スルコトヲ得此場合ニ於テ支拂  
人引受ヲ爲ササルトキハ其翌日拒證書ヲ作ルベシ

問 引受とは如何なることをいひますか

答 引受とて手形支拂人に於て爲替手形面の金額に拂渡しを命ずる所の約諾を  
云ひます爲替手形振出人は受取人及び其譲受人に對して當に其手形の支拂をさしする  
義務を負ふばかりでなく仍其支拂人に引受をさしする義務を負ふものであります而し  
て引受をなさしむべき義務は古來法律并に商業上の慣習に於て之を命ずる者にして爲替  
手形の効果の一に居る者なり而して仍は手形の流通を容易ならしむるの点より見るも此  
引受は甚だ必要であります何となれば支拂期限已前に在て其手形の支拂あること己に確  
實なるときは其手形の信用甚だ厚くして人容易に之を取引するを以てあり是爲替手形の  
所有者に引受を請求すべき權利を付與し又振出人に之を爲さしむべき義務を負しめら  
る所以であります而して若し支拂人其引受を拒みて爲さざるときは所持人其翌日中に  
拒證書を作らねばなりません

振出人所持人に於て引受の爲め其手形の呈示を爲さねばなりません若し之を爲さぬと  
きと償還請求權を失ふべき旨を記することができず此場合に於て支拂人に於て引受を  
爲さぬときは其翌日に拒證書を抄らねばなりません

第七百三十五條

一覽後定期拂ノ爲替手形ハ別ニ短キ呈示期間ノ記載ナ  
キトキハ日附後遅クトモ二年内ニ引受ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ若シ之  
ヲ呈示セサルトキハ振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ヲ失フ  
支拂人カ方式ニ依レル引受ヲ拒ミ若クハ引受ノ日附ヲ爲スコトヲ拒ム  
トキハ其拒證書ヲ作ルコトヲ得此場合ニ於テハ拒證書作成ノ日ヲ以テ  
呈示ノ日ト看做ス若シ拒證書ヲ作ラサルトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ  
呈示ノ日ト看做ス但其翌日迄ニ拒證書ヲ作ラサルトキハ振出人及裏書  
讓渡人ニ對シテ担保ヲ求ムルコトヲ得ス

問 本條の意義理由は如何

答 本條は一覽後定期拂の爲替手形に關する規定なり一覽後定期拂の爲替手形にして別に短  
キ呈示期間の記載なきときは所持人は日附後遅くとも二ヶ年内に引受の爲め之を呈示せ  
ねばなりません若し此制限なきに於ては所持人之支拂期日の定まるべき時なく徒らに遷  
延し振出人及び支拂人に於ても爲替資金を永遠に保存せねばならぬ困難を來すべし若し

此期限内に呈示しませぬときは其所持人之振出人及び裏書讓渡人に對する償還請求權を失ふものとす

然れども支拂人が方式に依れる引受を拒み若くは引受の日附を爲すことを拒むときは拒証書を作ることを要す此場合に於て正當の手續に従て拒証書を作るときは其証書作成の日を以て呈示の日と看做します例へは一覽後二ヶ月を経て支拂ふべき手形なるとき三月八日に拒証書を作りたるときは五月八日を支拂期日と爲すが如し若し又日附のみを拒みたる時之満期日の時より二ヶ年間數回之を呈示して日附の記載を求むることが出來ます然るに日附の記載をせぬときは呈示期間の末日を以て満期日と看做して支拂日を定めず但其翌日に拒証書を作らぬときは振出人及裏書讓渡人に對して擔保を求むることができません

第七百三十六條 引受ハ支拂人カ爲替資金ヲ受取りタルト否トヲ問ハズ爲替手形ノ所持人ニ對シテ満期日ニ爲替金額ヲ支拂フ義務ヲ支拂人ニ負ハシム又所持人ニ引受ノ旨ヲ記シタル爲替手形ヲ還付シタル後ハ強暴又ハ詐欺ノ場合ヲ除ク外之ヲ取消スコトヲ得ス

問 支拂人之爲替手形所持人に對して如何なる義務を負ひますか

答 支拂人一旦引受を爲したる以上之其爲替資金を受取りたるを否とを問はず爲替手形の

所持人に對して満期日に爲替金額を支拂ふ義務を負ひます然れども支拂人に於て之其引受を爲すと爲さるると自由に在ります

又支拂人は所持人に引受の旨を記載したる爲替手形を一旦引渡したる以上は再び之を取消すこと出來ませぬ然るに其引受を爲すも只手形面に引受の旨を記載したるのみを以ては未だ足れりとせず必ず引受の旨を手形面に記載して之を所持人に引渡さねばなりません又一旦引渡したる後にも其引受が所持人の強暴又は詐欺の爲めに爲したるものなるときは之を取消すことができず然れども契約上即ち合意を以て之を取消すことができずするなれども此場合には所持人は振出人及び裏書讓渡人に對して保証を求むることとできませぬ

第七百三十七條 引受ハ支拂人カ爲替手形ニ引受ノ旨ヲ記シテ署名、捺印ヲ爲シ又ハ署名捺印ノミヲ爲スニ因リテ成ル此方式ニ依ラサル引受ノ効力ハ第八百五條ノ規定ニ從フ

問 引受の効力は如何なる場合に成りますか

答 引受は支拂人が爲替手形に引受くる旨を記載して署名、捺印を爲し又之署名又之署名捺印をかりにて引受くる旨を記載せずとも成ります此方式に依りませぬ引受の効力は第八百五條の規定即ち方式に依りませぬ引受と雖も其引受に依りて引受人が爲替資金義務



者より為替資金を受取りたりとの推定を生ずるものとします

第七百三十八條 即日ニ引受ヲ爲サス又ハ條件若クハ其他ノ制限ヲ以テ之ヲ爲シタルトキハ引受人ハ其引受ノ爲メ當然羈束セラルモ所持人ハ之ヲ拒ミタリト看做スコトヲ得若シ爲替金額ノ一分ニ付テノミ引受ヲ爲シタルトキハ他ノ部分ニ付テハ其引受ヲ拒ミタリト看做ス

問 本條の意義理由は如何

答 本條は引受を拒みたりと看做す場合を規定したるものなり本條に即日と云ふは手形所持

人が手形の呈示を爲したる日を云ふ此の當日に支拂人は引受を爲さず又或は何々の條件が到来するときは或は時日支拂地等に制限を附して引受を爲したるときは是れ爲替義務を勝手に變更するものなるを以て手形所持人に於て之を承諾するに及びませぬ直ちに之を拒みたるものと看做します此場合に於ては拒證書を作りて振出人及び裏書讓渡人等に償還要求を爲すことができます

問 引受人と其引受の爲め當然羈束せらるゝと如何

答 條件附若くは其他の制限を以て爲したる引受は支拂人に在ては其効力を生じ支拂人は其引受到束縛せらるゝと云ふことであります然れども此場合に於ても所持人は之を拒みたりと看做します

若し支拂人が手形金額の一部に付てのみ引受を爲したるときは他の部分に付ては其引受を拒みたるものと看做します故に所持人の其殘の額に付て拒み証書を作らねばなりません

ぬ

第七百三十九條 所持人引受ノ拒證書ヲ作りタルトキハ其振出人又ハ裏書讓渡人ニ通知ス可シ

右ノ通知ヲ爲シタル所持人ハ振出人又ハ裏書讓渡人ニ對シテ爲替金額及ヒ拒證書ノ費用並ニ戻爲替ノ費用ヲ滿期日ニ支拂フコトニ付テノ擔保ヲ求ムル權利ヲ有シ各裏書讓渡人ハ自ラ擔保ヲ爲シタルト否トナ問ハス前者ニ對シテ右同一ノ權利ヲ有ス但拒證書ノ交付ヲ受クルニ非サレハ擔保ヲ供スル義務ナシ  
當事者ノ一人カ爲シタル通知及ヒ其受ケタル擔保ハ其後者總員ノ爲メニモ効力アリ

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條は引受を拒みたる時の所持人に於ての處分方法を定めたるものなり

支拂を爲さるるに依り所持人引受の拒證書を作りたるるときは振出人又は裏書讓渡人に通知を爲さねばなりません此通知を爲したる所持人は振出人又は裏書讓渡人に對して爲替

金額及び拒証書の費用並に戻爲替の費用を満期日に支拂ふべき擔保を求むることが出來ます而して各裏書讓渡人即ち手形義務者は自ら擔保を供したると否とを問はず自分より以前の裏書讓渡人及び振出人に對して同く擔保を求むるの權利ありとす是れ各裏書讓渡人は所持人及び自己より後の讓渡人より償還要求せらるゝの義務あるを以てなり但し所持人より拒証書の交付を受くるにあらざれば擔保を供する義務なしとす故に所持人は怠りなく各手形の連帶責任者に對して拒証書を交付せねばなりません  
又當事者即ち手形に關係ある一人が爲したる通知及び其受けたる擔保は其以後の總關係者の爲めにも効あるものでムリます

第七百四十條 振出人及び裏書讓渡人ハ擔保ヲ爲スニ換ヘテ前條ニ掲ケタル一切ノ金額ヲ即時ニ所持人ニ支拂ヒ又ハ即時ニ供託所ニ寄託スルコトヲ得

問 本條之如何なる規定なりや

答 本條之前條に付て擔保を爲さず手形金額を支拂ふ方法を定めたるものなり

振出人及び裏書讓渡人は所持人より拒証書を作りて擔保を求めたるるとき之に代へて前條に掲げたる金額即ち爲替金額拒証書の費用并に戻爲替の費用を即時に支拂ひ又之即時に供託所に寄託して其擔保を免かるゝことが出來ます

第七百四十一條 擔保又ハ寄託ハ後ニ至リ爲替手形ノ引受アリタルトキ又ハ爲替金額若クハ償還金額ノ支拂アリタルトキ又ハ所持人カ時効若クハ懈怠ニ因リテ爲替手形上ノ權利ヲ失ヒタルトキハ其生シタル費用ヲ引去リテ之ヲ還付スルコトヲ要ス

問 本條の意義理由の如何を承り度し

答 爲替所持人の責任を生ずる場合を云ひまするの規定にして擔保を爲し又之寄託は後にあり爲替手形の引請ありたるるとき又之爲替金額若くは償還金額の支拂ありたるるとき又之所持人が時効若くは懈怠に因りて爲替手形上の權利を失ひたるるとき其生じたる費用を引去りて之を還付することゝします

第七百四十二條 第七百四十條ノ規定ニ從ヒテ爲替金額及ビ費用ヲ所持人ニ支拂ヒタル者ハ其所持人ニ對シテ裏書讓渡ヲ求メ且爲替手形ト共ニ受取證ヲ記シタル償還計算書ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

問 本條の規定は如何なる場合でムリますか

答 本條は振出人及び裏書讓渡人が義務を行ひたる場合を規定したるものでムリます即ち第七百四十條の規定に従ひて爲替金額及び其費用を爲替所持人に支拂ひたる者は其支拂の義務を執行したるを以て所持人に對して裏書讓渡を求め且爲替手形と共に受取證を記し

たる償還計算書の交付を求むるの権利がありますることを云ひます

第四款 榮譽引受

第百四十三條 支拂人カ引受ヲ拒ミタル爲替手形ニ同地ニ於ケル豫備支拂人ヲ掲ケタルトキハ其爲替手形ヲ拒證書ト共ニ引受ノ爲メ遅延ナク豫備支拂人ニ呈示ス可シ

問

榮譽引受とは如何なる事を申しますか

答

榮譽引受けと支拂人に於て引受を拒絶したる手形を第三者に於て支拂ふべきことを明言する所の約諾をいひます即ち豫備支拂人なる者を置き支拂人が引受を拒みたる爲め爲替手形に同地に於ける豫備支拂人を掲けたるときに其爲替手形に拒み証書を添へて引受の爲め遅延せぬ様豫備支拂人に呈示しまするものとす

此引受は一方に在てて第三者に於て爲めに引受をなす所の人の署名をして名譽を汚ぬ爲めに之を爲し又他の一方より之を見るときは支拂人に於て引受を拒みたる後に之をなす者であります

第七百四十四條

豫備支拂人ヲ掲ケサルトキト雖モ支拂人及び第三者ハ拒マレタル爲替手形ヲ振出人又ハ裏書讓渡人ノ榮譽ノ爲メニ引受クルコトヲ得然レトモ所持人ハ此ノ如キ参加ヲ許諾スル義務ナシ

問

本條の意義理由は如何

答

本條の支拂人及び第三者が自ら進んで榮譽引受を爲す場合を規定したるなり豫備支拂人を掲げざるに即ち榮譽支拂人なき場合と雖も振出人及び裏書讓渡人の信用を維持せんが爲めに支拂人自ら進んで引受を爲すことができずする但し此榮譽引受を爲さんには支拂地に住居する人にして且つ其手形に付き未だ何等の關係もなき人にして己に引受を拒みたる後に於てせねばなりませぬ然れども所持人は此の加さ参加即ち榮譽引受を承諾せねばならぬと云ふ義務はありませぬ何となれば之を承諾するときは即ち十分なる擔保なるを認めたるものと看做され裏書人及び振出人に對して擔保を要求するの權利を失へばなり

第七百四十五條

二人以上ノ参加人アルトキハ最も多數ノ義務者ノ榮譽ノ爲メニ引受ヲ爲ス者ヲ以テ榮譽引受人トス若シ受榮譽者ヲ記載セサルトキハ振出人ヲ受榮譽者ト看做ス

問

榮譽引受人數名あるときは如何

答

榮譽引受人數人ある場合に於ては其内最も多數の義務者の義務を免れしむる者を以て榮譽引受人と爲すべく若し受榮譽者即ち何人の爲めに榮譽引受人と爲ることを明記せぬときと振出人の爲めにせし者と看做します是れ振出人之手形の出づる根元の人なれば最も

多く義務者の義務を免れしむるものなればなり

第七百四十六條 豫備支拂人ノ引受其他所持人カ許諾シタル参加人ノ引受ハ受榮譽者及ヒ其後者ニ擔保ヲ供スル義務ヲ免カレシム

問 豫備支拂人の引受其他所持人が許諾したる参加人の引受の効力は如何

答 榮譽引受は其引受人カ自ら進で所持人より擔保を求めらるゝ義務者に代り擔保を爲す者なれば所持人に於て其引受を承諾する以上は榮譽の爲め引受を爲したる受榮譽者及ヒ其後の裏書讓渡人が擔保を供する義務を免れしめます

第七百四十七條 榮譽引受ハ支拂人カ支拂ヲ爲サ。ルトキニ於テ参加人ニ滿期後爲替金額ヲ支拂フ義務ヲ負ハシム

問 本條之如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は榮譽引受人の義務を定めたるものなり榮譽引受之本然其支拂の義務を負ふものはありませぬ本然の支拂人は引受をなさざるも必ず支拂を爲さねばなりませぬ榮譽引受人は支拂人が支拂を爲さぬ時に於て始めて支拂を爲すものにして榮譽引受人がある爲めに其義務を免れたる者とは謂ふべからず故に手形所持人に於て之支拂期日に至れど必ず先づ支拂人に向て支拂を請求せねばなりませぬ而して若し之を拒むときは是に於て榮譽引受人之拒証書を作り相當の期限内に之を呈示して其支拂を求めらるものであります

第七百四十八條 榮譽引受ハ参加人爲替手形ニ之ヲ記載シテ署名、捺印シ且拒証書若クハ其附箋ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

問 榮譽引受を爲すの手續之如何

答 榮譽引受之参加人即ち第三者にして引受を爲さんとする者爲替手形に之を記載して署名捺印し且つ拒証書等に之を記載せねばなりませぬ之を記載する所以は其以後の所持人に於て榮譽引受らるることを知り榮譽引受人に對して要求することが出来る爲めであります又拒証書に之を記載する所以は其引受を得たる手形義務者に其引受けたることを知らしめんが爲めでありませぬ而して其何れに記載するときにも榮譽引受人は何人の爲めに引受けを爲したることを明記せねばなりませぬ

第七百四十九條 拒証書ハ拒証書費用ノ辨償ヲ受ケタル上之ヲ参加人ニ交付シ参加人ハ遅クトモ拒証書作成ノ翌日受榮譽者ニ榮譽引受ヲ爲シ

タル旨ヲ通知シテ拒証書ヲ送付スルコトヲ要ス若シ此事ヲ怠ルトキハ此ニ因リテ在スル損害ニ付キ責任ヲ負フ

問 本條之如何なる規定なりや

答 本條之拒証書を送付することに付ての規定なり拒証書は支拂人が引受を拒みたるるとき所持人之先づ拒証書を作り其拒証書に付ての費用の辨償を得て参加人即ち榮譽引受人に交